

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400001	官公庁等における請求書様式の統一化等	特になし	会計法令等では、請求書の様式は定められていないため、総務省においては、契約手続についての説明時に参考までに様式を示しているが、事業者から提出された請求書でも対応している。	d	-	請求書の様式については、契約手続について説明する際、参考までに様式を示したものであるが、今後は、誤解を与えることのないよう取扱いには注意することとした。なお、請求書の様式については、事業者所定の様式でも対応してとところである。		5086	5086029	社団法人リース事業協会	11	官公庁等における請求書様式の統一化等		官公庁及び特殊法人等とのリース契約におけるリース料の請求書については、官公庁等の指定様式となっているため、機械処理ができず事務手間がかかる。このため、リース会社所定の様式の使用を認めるか、官公庁等の様式を統一化・電子的データによる請求を可能とすること。
z0400002	公務員の年次有給休暇取得方法の見直し	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第17条	一般職国家公務員の年次休暇については、原則として年間20日間の取得が認められており、各省各庁の長は、公務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならないとされている。	d	-	現行制度上、各省各庁の長は、職員から年間10日間の継続する年次休暇の取得申請があった場合、公務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。政府としては、これまでも職員の年次休暇の使用促進を図るため、使用計画書の活用、職員に対する指導等を行うことにより、連続休暇を取得しやすい環境の整備に取り組んできているところである。		5029	5029002	市民団体 日本ゆとり休暇の会	11	公務員の年次有給休暇取得方法の変更		公務員に、年次有給休暇のうち年間10労働日は継続した有給休暇として取得することを義務とする。
z0400003	超過勤務手当の割増率の見直し	一般職の職員の給与に関する法律第16条第1項 人事院規則9-97(超過勤務手当の支給割合)	一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則による超過勤務手当の割増率(支給割合)は、次のとおり。 正規の勤務時間が割り振られた日の勤務・・・125/100(勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は、150/100) それ以外の勤務(週休日等)・・・135/100(勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は、160/100)	c		一般職の職員の給与に関する法律に規定する超過勤務手当の割増率は、労働基準法に規定する時間外労働に対する割増賃金の率に準じて措置されている。(国家公務員のみ労働基準法よりも高率の割増率を適用することは国民の理解を得られないと考える。)		5106	5106001	市民団体 サービス残業をなくす会	11	超過勤務手当の割増率の変更		超過勤務手当の割増率を5割としてほしい。
z0400004	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(透明性)	閣議決定(行政機関による法令適用事前確認手続の導入について)(平成13年3月27日)	閣議決定上、適正な照会があった場合は、受け付けし、回答を行うことは各府省の義務であることは明確であり、また回答は必ず公表される。	e	-	閣議決定上、適正な照会があった場合は、受け付けし、回答を行うことは各府省の義務であることは明確であり、また回答は必ず公表されるものである。 所管省庁が照会は自己判断事項であるとの回答を行う」とあるがどのような事例なのか理解が困難。		5071	5071083	米国	11	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(透明性)		米国は、日本の省庁はノーアクションレター手続を通して行われた照会を歓迎するという旨を明確にするとともに、当該照会内容が管轄外であるか、または、すでに回答を得ている(以前の照会を含む)場合を除き、所管省庁はすべての照会を正式に受理し検討することを要請する。また、米国は、所管省庁が照会は自己判断事項であるとの回答を行う場合には、その旨を文書化し公的記録として公表するよう要請する。更に、米国は、新規事業および現行の事業活動に関する照会も同手続の対象となるよう、同手続および法令解釈判断の対象を拡大することを要請する。
z0400004	(上記の続き) 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(透明性)			d	-	(上記の続き) 現時点においても各府省の判断により対象の拡大は可能。 なお、総合規制改革会議の答申を踏まえて検討する。		5071	5071083	米国	12	(上記の続き) 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(透明性)		

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400001	官公庁等における請求書様式の統一化等	5086	5086029	社団法人リース事業協会	11	官公庁等における請求書様式の統一化等		官公庁及び特殊法人等とのリース契約におけるリース料の請求書については、官公庁等の指定様式となっているため、機械処理ができず事務手間がかかる。このため、リース会社所定の様式の使用を認めるか、官公庁等の様式を統一化・電子的データによる請求を可能とすること。		請求書作成・送付事務の機械処理による合理化が図れる。		全省庁	
z0400002	公務員の年次有給休暇取得方法の見直し	5029	5029002	市民団体 日本ゆとり休暇の会	11	公務員の年次有給休暇取得方法の変更		公務員に、年次有給休暇のうち年間10労働日は継続した有給休暇として取得することを義務とする。		年間約9日の有給休暇しか取得できていない。よって、完全取得となるようこの取得日数に代わって年間10労働日は継続した有給休暇としての取得を義務つけてほしい。	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第17条	総務省 人事院	観光対策関係省庁である内閣府・警察庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省において、「さあ、あなたも有給休暇を100%活用して「ゆとり休暇」をとりましょう」と提唱されている。
z0400003	超過勤務手当の割増率の見直し	5106	5106001	市民団体 サービス残業をなくす会	11	超過勤務手当の割増率の変更		超過勤務手当の割増率を5割としてほしい。		公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間に勤務を命ずることができる。とされ、本省では午前3時まで臨時・緊急の勤務が行なわれているが、その分に相当する予算措置がされていないため全額超過勤務手当で支払われていない。よって、超過勤務手当の割増率を上げることにより、予算措置を容易にし、公務員が超過勤務をした際の手当をより補足できるようにする。	一般職の職員の給与に関する法律第16条	総務省 人事院	
z0400004	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(透明性)	5071	5071083	米国	11	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(透明性)		米国は、日本の省庁はノーアクションレター手続を通して行われた照会を歓迎するといふ旨を明確にするとともに、当該照会内容が管轄外であるか、または、すでに回答を得ている(以前の照会を含む)場合を除き、所管省庁はすべての照会を正式に受理し検討することを要請する。また、米国は、所管省庁が照会を自己判断事項であるとの回答を行う場合には、その旨を文書化し公的記録として公表するよう要請する。更に、米国は、新規事業および現行の事業活動に関する照会も同手続の対象となるよう同手続および法令解釈判断の対象を拡大することを要望する。		行政機関による法律や規制の解釈、並びに、事業取引計画や事業活動計画を実現するにあたり許可の取得が必要か否かについて疑問を抱く制規会社は、ノーアクションレター手続に基づき、所管行政機関に対して当該事項に関する事前確認を求められることができる。同制度の導入から2年以上が経つが、同制度は、ほとんど活用されていない。この現状は3つの主たる要因によるものと米国は考える a)規制当局との非公式の話し合いの場において、照会者が、当局の公式見解が否定的なものになると認識し、照会を取り下げるため、b)規制当局が、照会に関する質問は照会者自身が判断すべきであるという理由で照会を受け付けないため、つまり、照会者自らが、法律を解釈せねばならず、また、後に規制当局者の検査対象となる。c)規制当局が照会事項は現行の事業活動の範疇にあり新規事業に該当するものでないとの理由で照会の受け付けを拒否するため。照会が非公式に拒否されたり事前審査を受けるということは、一般市民にとり入手可能で指針となる規制の解釈体系が確立されていないことを意味し、規制プロセスの明確さや透明性の減損を意味する。例えば、自己判断にまかせるという規制当局の曖昧な対応のため、照会企業は検査や執行段階において制裁措置を受けるのではないかと懸念から、自己判断を行うことに当然消極的になる。		総務省	
z0400004	(上記の続き) 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(透明性)	5071	5071083	米国	12	(上記の続き) 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(透明性)						総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400005	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(効率的規制)	閣議決定(行政機関による法令適用事前確認手続の導入について)(平成13年3月27日)	ノーアクションレター制度は照会者の具体的な行為に関し特定の法令の規定の適用対象となるかどうかの行政機関の判断について情報提供を行う制度である。	e	-	規制当局者と照会者が合意を得る効率的な機会を提供する。」とあるが、ノーアクションレター制度は照会者の具体的な行為に関し特定の法令の規定の適用対象となるかどうかの行政機関の判断について情報提供を行う制度であり、当該制度の性格上本来的に照会者の合意を得る必要はないものである。		5071	5071084	米国	11	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(効率的規制)		米国は、規制プロセスの効率を高めるために、ノーアクションレター手続きの活用を大幅に拡大するよう日本の省庁に要請する。同手続きは、特定の規制解釈に関して、極めて集中的かつ事実に基づき形で、規制当局者と照会者が合意を得る効率的な機会を提供する。また同時に、同様な状況にある制規企業に対し、一般的な指針を提供することとなる。公式な手続きは、制規事業者に公平な競争の場を確保するとともに、規制当局が法令解釈を公開することを通して、長期的には企業が当該法令を自主遵守することを促し、結果、規制当局は、より広範な規制作成および政策課題に資源を集中させることが可能となる。
z0400006	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(是正措置)	閣議決定(行政機関による法令適用事前確認手続の導入について)(平成13年3月27日)	総務省は、閣議決定(行政機関による法令適用事前確認手続の導入について)(平成13年3月27日)規制改革推進3か年計画(平成15年3月28日)に基づき、当該制度について、毎年実施状況を調査・監視している。	c	-	総務省は、閣議決定(行政機関による法令適用事前確認手続の導入について)(平成13年3月27日)規制改革推進3か年計画(平成15年3月28日)に基づき、当該制度について、毎年実施状況を調査・監視している。なお、行政評価委員会は、総務省行政評価局を指すものと推測されるが、いずれにせよ、総務省においてさらに評価を「極秘」に行うことは、必要と考えていない。		5071	5071085	米国	11	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(是正措置)		米国政府は、規制政策に関する重要な指針を企業に提供するノーアクションレター手続が広く活用されていない産業について、総務省の行政評価委員会が極秘に評価するよう要請する。同委員会による評価は、ノーアクションレター制度が十分活用されていない理由に焦点を当て、有意義な目標の設定を含めた是正措置を取ることで、多くの照会が規制当局によって処理される効果的な制度を構築すべきである。そのような措置には以下の事項を含む。 在日米商工会議所及び国際銀行協会を含む産業界及び業界団体が、会員の特別な関心事項に関しノーアクションレター手続に基づいた照会を行うことを可能とする。 法律事務所、会計事務所、ビジネスコンサルティング会社、及びその他同種の会社を含む、専門サービス組織が、匿名の顧客に代わりノーアクションレター手続に基づいた照会を行うことを許可する(照会内容が仮説的でなく、また、特定の取引に関する許可申請に際しては、関係者情報の公開が必要であるという認識のもと)。 ノーアクションレター制度をいかに改善し、日本の規制制度改善のために活用しうるかについて産業界の意見を聞くため、総務省と規制当局が共同して年次の合同会議を開催することを奨励する。
z0400006	(上記の続き) 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(是正措置)		(上記の続き) 民間団体が個別企業を代理して紹介することは現行制度でも可能。ただし、ノーアクションレター制度は、特定の行為の当事者による個別具体的な事例への当てはめについて、行政機関が責任をもって回答する制度であり、照会者を匿名とすることについては、現行の制度の趣旨に反することから適当でない。 なお、総合規制改革会議の答申等を踏まえて検討する。	d	-	(上記の続き) 民間団体が個別企業を代理して照会することは現行制度でも可能。ただし、ノーアクションレター制度は、特定の行為の当事者による個別具体的な事例への当てはめについて、行政機関が責任をもって回答する制度であり、照会者を匿名とすることについては、現行の制度の趣旨に反することから適当でない。 なお、総合規制改革会議の答申等を踏まえて検討する。		5071	5071085	米国	12	(上記の続き) 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(是正措置)		
z0400006	(上記の続き) 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(是正措置)			d	-	当省は、民間部門からの有益な意見については、随時これを参考にしていきたいと考えている。その他、総合規制改革会議においても民間からの意見を参考に審議が行われており、当該会議の答申等を踏まえてノーアクションレターの改善について検討したい。		5071	5071085	米国	13	(上記の続き) 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(是正措置)		

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400005	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(効率的規制)	5071	5071084	米国	11	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(効率的規制)		米国は、規制プロセスの効率を高めるために、ノーアクションレター手続の活用を大幅に拡大するよう日本の省庁に要請する。同手続は、特定の規制解釈に関して、極めて集中的かつ事実に基づく形で、規制当局者と照会者が合意を得る効率的な機会を提供する。また同時に、同様な状況にある制規企業に対し、一般的な指針を提供することとなる。公式な手続は、制規事業者が公平な競争の場を確保するとともに、規制当局が法令解釈を公開することを通じて、長期的には企業が当該法令を自主遵守することを促し、結果、規制当局は、より広範な規制作成および政策課題に資源を集中させることが可能となる。				総務省	
z0400006	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(是正措置)	5071	5071085	米国	11	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(是正措置)		米国政府は、規制政策に関する重要な指針を企業に提供するノーアクションレター手続が広く活用されていない産業について、総務省の行政評価委員会が極秘に評価するよう要請する。同委員会による評価は、ノーアクションレター制度が十分活用されていない理由に焦点を当て、有意義な目標の設定を含めた是正措置を取ることにより、多くの照会が規制当局によって処理される効果的な制度を構築すべきである。そのような措置には以下の事項を含む。 在日米国商工会議所及び国際銀行協会を含む産業組織及び業界団体が、会員の特別な関心事項に関しノーアクションレター手続に基づいた照会を行うことを可能とする。 法律事務所、会計事務所、ビジネスコンサルティング会社、及びその他同種の会社を含む、専門サービス組織が、匿名の顧客に代わりノーアクションレター手続に基づいた照会を行うことを許可する(照会内容が仮説的でなく、また、特定の取引に関する許可申請に際しては、関係者情報の公開が必要であるという認識のもと)。 ノーアクションレター制度をいかに改善し、日本の規制制度改善のために活用しうるかについて産業界の意見を聞くため、総務省と規制当局が共同して年次の合同会議を開催することを奨励する。				総務省	
z0400006	(上記の続き) 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(是正措置)	5071	5071085	米国	12	(上記の続き) 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(是正措置)						総務省	
z0400006	(上記の続き) 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(是正措置)	5071	5071085	米国	13	(上記の続き) 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター手続)制度の改善(是正措置)						総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400007	ノーアクションレター制度の見直し (適用範囲の拡大等)	閣議決定 (行政機関による法令適用事前確認手続の導入について) (平成13年3月27日)	総務省は、閣議決定 (行政機関による法令適用事前確認手続の導入について) (平成13年3月27日) 規制改革推進3か年計画 (平成15年3月28日) に基づき、当該制度について、毎年実施状況を調査・監視している。	はd について は、c	-	総務省は、閣議決定 (行政機関による法令適用事前確認手続の導入について) (平成13年3月27日) 規制改革推進3か年計画 (平成15年3月28日) に基づき、当該制度について、毎年実施状況を調査・監視している。 適用範囲の拡大については、現時点においても各府省の判断により対象の拡大は可能。なお、総合規制改革会議の答申を踏まえて検討する。 法的拘束力については、法的拘束力とはどのようなものを意味しているか定かではないが、回答書は、あくまでも情報提供であり、そのような性質のものに法的拘束力を持たせるのは適切ではない。		5072	5072007	欧州委員会 (EU)	11	ノーアクションレター制度の見直し (適用範囲の拡大等)		「ノーアクションレター」(NAL) 制度 (そして同様に国税庁の「回答文書」制度) に関して、EUは日本政府に以下のことを要請する。 要請の受け入れ体制、適用範囲などに関して、一貫した基準が用いられるよう同制度の実施状況を国が監視すること。ノーアクションレター制度の適用範囲を拡大し、新製品や新サービスのみでなく、現存するものにかかわる規制にも適用されるようにすること。 「ノーアクションレター」に、それを発行した機関に対する法的拘束力を持たせるようにすること。 発行機関に対し、必要な場合は名前を伏せた形で、「ノーアクションレター」の公表を義務付け、将来的には信頼性のある前例集が作成できるようにすること。 企業が「ノーアクションレター」の内容が自らの事例にかかる事実を適切に反映していないと判断した際、意義を申し立てることができるよう明確なガイドラインを策定すること。
z0400007	(上記の続き) ノーアクションレター制度の見直し (適用範囲の拡大等)		(上記の続き) 閣議決定においては、照会者名並びに照会及び回答内容は、原則として、これをそのまま公表することとされ、回答公表は、回答機関の明確な義務となっている。	については e、 については d	-	(上記の続き) 閣議決定においては、照会者名並びに照会及び回答内容は、原則として、これをそのまま公表することとされ、回答公表は、回答機関の明確な義務となっている。 異議申し立てについては、企業が事実関係を適切に反映していないと考える場合、再照会を行うことは可能であるので、異議申し立てができるようガイドラインを策定する必要はない。		5072	5072007	欧州委員会 (EU)	12	(上記の続き) ノーアクションレター制度の見直し (適用範囲の拡大等)		
z0400008	ノーアクションレター制度の見直し (文書による提供の明確化)	閣議決定 (行政機関による法令適用事前確認手続の導入について) (平成13年3月27日)	ノーアクションレター制度は照会者の具体的な行為に関し特定の法令の規定の適用対象となるかどうかの行政機関の判断について情報提供を行う制度である。	e	-	具体的問題意識が不明。事実誤認ではないかと考える。		5072	5072008	欧州委員会 (EU)	11	ノーアクションレター制度の見直し (文書による提供の明確化)		特に、「ノーアクションレター」制度の行政慣行について、EUは日本政府に対し、すべての決定と説明は、正式な「回答文書」制度の下で受け取られた要請に対してだけでなく標準的な慣行として、文書として提供されることを保証するよう求める。これには、特定の取引のための事前確認の要請も含むべきである。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400007	ノーアクションレター制度の見直し(適用範囲の拡大等)	5072	5072007	欧州委員会(EU)	11	ノーアクションレター制度の見直し(適用範囲の拡大等)		<p>「ノーアクションレター」(NAL)制度(そして同様に国税庁の「回答文書」制度)に関して、EUは日本政府に以下のことを要請する。</p> <p>要請の受け入れ体制、適用範囲などに関して、一貫した基準が用いられるよう同制度の実施状況を国が監視すること。ノーアクションレター制度の適用範囲を拡大し、新製品や新サービスのみでなく現存するものにかかわる規制にも適用されるようにすること。</p> <p>「ノーアクションレター」に、それを発行した機関に対する法的拘束力を持たせるようにすること。</p> <p>発行機関に対し、必要な場合は名前を伏せた形で、「ノーアクションレター」の公表を義務付け、将来的には信頼性のある前例集が作成できるようにすること。</p> <p>企業が「ノーアクションレター」の内容が自らの事例にかかる事実を適切に反映していないと判断した際、意義を申し立てることができるよう明確なガイドラインを策定すること。</p>		<p>日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部)</p> <p>1.1.海外直接投資(FDI)につながるようなビジネス環境のさらなる改善</p> <p>並びに、</p> <p>1.1.2.透明性と予測可能性による。</p>		総務省	
z0400007	(上記の続き) ノーアクションレター制度の見直し(適用範囲の拡大等)	5072	5072007	欧州委員会(EU)	12	(上記の続き) ノーアクションレター制度の見直し(適用範囲の拡大等)						総務省	
z0400008	ノーアクションレター制度の見直し(文書による提供の明確化)	5072	5072008	欧州委員会(EU)	11	ノーアクションレター制度の見直し(文書による提供の明確化)		<p>特に、「ノーアクションレター」制度の行政慣行について、EUは日本政府に対し、すべての決定と説明は、正式な「回答文書」制度の下で受け取られた要請に対してだけでなく標準的な慣行として、文書として提供されることを保証するよう求める。これには、特定の取引のための事前確認の要請も含むべきである。</p>		<p>日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部)</p> <p>1.1.海外直接投資(FDI)につながるようなビジネス環境のさらなる改善</p> <p>並びに、</p> <p>1.1.2.透明性と予測可能性による。</p>		総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400009	パブリック・コメント手続の改善 (運用の改善、明確化等)	閣議決定「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日)	意見・情報の募集期間については、閣議決定において「意見・情報の提出に必要と判断される時間等を勘案し、1か月程度を一つの目安として」とされている。	d	-	パブリック・コメントの募集期間については、一口に規制の設定改廃といっても、その内容は千差万別であり、これらについて、一定の意見募集期間を義務付けることは、行政機関が迅速な意思決定を行う必要がある場合にその障害になりかねず、目安として示すことが適当と思われるが、総合規制改革会議の答申を踏まえて検討する。		5071	5071076	米国	11	パブリック・コメント手続の改善 (運用の改善、明確化等)		パブリック・コメント手続の運用を改善し、同手続の有効性の向上と広範な適用を促すため、規制の設定又は改廃の際には、全省庁が同手続を通して幅広くかつ積極的に意見や情報を収集すべく下記の措置を講ずることを要請する。 緊急を要する案件以外は意見募集期間を30日間と義務づけると同時に標準意見募集期間を60日間とするよう勧奨すること。 草案に対して提出されたコメントは、適切な範囲内において、すべて最終規制に取り入れる事を義務づけること。 意見提出にあたり、枚数の制限や80字以内の要約等の過度の要件、ならびに、パブリック・コメント手続の趣旨に反するその他の要件を課すことを禁止すること。 一般市民が容易に(同手続の適用対象の当否にかかわらず)、審議会、研究会、勉強会およびその他の検討会による意見募集案件を含む、意見募集案件を1カ所で知ることができる中央システムを構築すること。 政府設立機関や認可自主規制機関によって提案された規制・規則等はすべてパブリック・コメントに付され、提出された意見が最終案に適切に反映されるよう真摯に検討することを義務づけること。 パブリック・コメント手続を、行政手続法に組み入れるために必要な法的措置を講じ、単なる指針から法律にして強化すること。
z0400009	(上記の続き) パブリック・コメント手続の改善 (運用の改善、明確化等)		(上記の続き) 現行の「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(閣議決定)では提出された意見・情報を考慮して意思決定を行うこととなっている。	d	-	(上記の続き) について、現行の「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(閣議決定)では提出された意見・情報を考慮して意思決定を行うこととなり、行政機関は取り入れるべき意見は取り入れている。 について、閣議決定では、意見提出方法について特に制約を課していない。各行政機関が当該手続を円滑に進めるため、案件の内容に応じ合理的な範囲において、意見提出の形式等を指定することはなんら問題のあるところではない。 について、現時点においても、一般市民は容易にパブリック・コメント案件の一覧を見ることができる。更に加えて総務省は、各府省のパブリック・コメント手続、手続案内情報、組織・制度概要について、政府全体として分かりやすく体系的に、かつ一元的に提供することにより電子政府の総合窓口(e-Gov)をより充実させるべく準備をしているところ。		5071	5071076	米国	12	パブリック・コメント手続の改善 (運用の改善、明確化等)		(上記の続き)
z0400009	(上記の続き) パブリック・コメント手続の改善 (運用の改善、明確化等)		(上記の続き) 特殊法人、認可法人等が法令により付与された処分権限に係る審査基準及び処分基準を定める場合とすれば、閣議決定においてはパブリック・コメント手続に準じた手続を経よう。その規制の根拠となる法令を所管する行政機関が指導することとしている。	d	-	(上記の続き) 「政府設立機関」及び「認可自主規制機関」が何を意味するか不明。仮にいわゆる特殊法人、認可法人等が法令により付与された処分権限に係る審査基準及び処分基準を定める場合とすれば、閣議決定においてはパブリック・コメント手続に準じた手続を経よう。その規制の根拠となる法令を所管する行政機関が指導することとしている。		5071	5071076	米国	13	パブリック・コメント手続の改善 (運用の改善、明確化等)		(上記の続き)
z0400009	(上記の続き) パブリック・コメント手続の改善 (運用の改善、明確化等)			b	-	閣議決定は単なる指針ではなく、各府省が従うべき方針であって、米国の認識は事実誤認。 なお、パブリック・コメント手続の法制化については、総合規制改革会議の答申を踏まえて検討する。		5071	5071076	米国	14	パブリック・コメント手続の改善 (運用の改善、明確化等)		(上記の続き)

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400009	パブリック・コメント手続の改善(運用の改善、明確化等)	5071	5071076	米国	11	パブリック・コメント手続の改善(運用の改善、明確化等)		<p>パブリック・コメント手続の運用を改善し、同手続の有効性の向上と広範な適用を促すため、規制の設定又は改廃の際には、全省庁が同手続を通して幅広くかつ積極的に意見や情報を収集すべく下記の措置を講ずることを要請する。</p> <p>緊急を要する案件以外は意見募集期間を30日間と義務づけると同時に標準意見募集期間を60日間とするよう勧奨すること。</p> <p>草案に対して提出されたコメントは、適切な範囲内において、すべて最終規制に取り入れる事を義務づけること。</p> <p>意見提出にあたり、枚数の制限や80字以内の要約等の過度の要件、ならびに、パブリック・コメント手続の趣旨に反するその他の要件を課すことを禁止すること。</p> <p>一般市民が容易に(同手続の適用対象の当否にかかわらず、審議会、研究会、勉強会およびその他の検討会による意見募集案件を含む、意見募集案件を1カ所で知ることができる中央システムを構築すること。</p> <p>政府設立機関や認可自主規制機関によって提案された規制・規則等はすべてパブリック・コメントに付され、提出された意見が最終案に適切に反映されるよう真摯に検討することを義務づけること。</p> <p>パブリック・コメント手続を、行政手続法に組み入れるために必要な法的措置を講じ、単なる指針から法律にして強化すること。</p>		日本のパブリック・コメント手続は1999年に導入されたが、同手続は概して日本の規制制度の透明性を大幅に改善する形で施行されていない。総務省が2003年8月22日に公表した同手続の実施状況調査では、この手続の活用は当たり、依然として深刻な欠陥があることが明らかになった。2002年度にパブリック・コメントの対象となった399案件のうち、意見募集期間が少なくとも30日に設定されていた案件は半数にすぎず、さらには、行政機関が提出された意見を最終規制に取り入れた率はわずか14.5%という非常に低いものに止まった。この調査結果は、同手続の運用が不適切であり、政府機関は、規制草案を公表する前に特定利益団体とその草案を(事実上)策定しているという広がりつつある見解を支持するものである。こうした深刻な問題に対処し、同手続を有益かつ効果的な規制メカニズムにするため、米国は、日本政府が左記の措置を講ずることを要請する。		総務省	
z0400009	(上記の続き) パブリック・コメント手続の改善(運用の改善、明確化等)	5071	5071076	米国	12	(上記の続き) パブリック・コメント手続の改善(運用の改善、明確化等)						総務省	
z0400009	(上記の続き) パブリック・コメント手続の改善(運用の改善、明確化等)	5071	5071076	米国	13	(上記の続き) パブリック・コメント手続の改善(運用の改善、明確化等)						総務省	
z0400009	(上記の続き) パブリック・コメント手続の改善(運用の改善、明確化等)	5071	5071076	米国	14	(上記の続き) パブリック・コメント手続の改善(運用の改善、明確化等)						総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400010	パブリック・コメント手続の改善 (シンポジウム共催の提言)	閣議決定「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日)		d	-	当省は、これまでも民間からの有益な意見については、随時これを参考にしてきたところであり、要請に応じてパブリック・コメント手続の実施状況等の説明を積極的に行っている。また、総合規制改革会議において民間からの意見募集を行っている。なお、現時点でシンポジウムを開催することは予定していない。		5071	5071077	米国	11	パブリック・コメント手続の改善 (シンポジウム共催の提言)		日本の意思決定過程における公正性や透明性およびパブリック・コメント手続の有効性の更なる向上に向け、米国は、総務省が、一般市民が規制制定過程に参加することの意義に関して議論するシンポジウムを、駐日米国大使館と共催することを提言する。このシンポジウムは、総務省が更新されたホームページ内容、パブリック・コメント手続の運用方法、提出された意見の採用有無の判断、および規制制定過程の改善に向けた今後の取り組み等に関して説明をし、シンポジウムの参加者が総務省に対して、パブリック・コメント手続に関する質問や問題提起、そして同手続の改善に向けた提案を行える場とする。
z0400011	パブリックコメント制度の見直し	閣議決定「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日)	総務省は、閣議決定(規制の設定又は改廃に係る意見提出手続)、「平成11年3月23日」規制改革推進3か年計画(平成15年3月28日)に基づき、当該制度の実施状況を毎年調査・監視している。	d	-	総務省は、閣議決定(規制の設定又は改廃に係る意見提出手続)、「平成11年3月23日」規制改革推進3か年計画(平成15年3月28日)に基づき、当該制度の実施状況を毎年調査・監視している。パブリック・コメントの募集期間については、一口に規制の設定改廃といっても、その内容は千差万別であり、これらについて、一定の意見募集期間を義務付けることは、行政機関が迅速な意思決定を行う必要がある場合にその障害になりかねず、目安として示すことが適当と思われるが、総合規制改革会議の答申を踏まえて検討する。		5072	5072006	欧州委員会 (EU)	11	パブリックコメント制度の見直し		パブリックコメント制度に関し、EUは日本政府に対し以下のことを要請する。 パブリックコメント手続の実行を推進するために各省庁による同制度の活用を徹底し、監視すること。特に意見を表明する期間が十分に確保されるように(少なくとも6週間)徹底を図ること。 省庁および必要に応じて審議会に対しても、コメントの内容が規制案および報告書案に適切な形で反映されるよう十分な時間を確保するよう徹底すること。パブリックコメントはすべて公表すること。
z0400011	(上記の続き) パブリックコメント制度の見直し		(上記の続き) 規制の設定又は改廃に係る意見提出手続(平成11年3月23日閣議決定、平成12年12月26日一部改正)によれば、提出された意見に対する行政機関の意見を公表する場合でも、提出された意見・情報は、文書閲覧窓口等の方法により、一定期間公にしておく必要があるとされている。	d	-	(上記の続き) 我が国のパブリックコメント手続では一般国民からの意見・情報を十分考慮して意思決定を行うこととしている。意見募集期間終了時から最終的な意思決定までの期間を具体的にどの程度確保すべきかについては、案件の内容等により異なってくるものと考えられ、この期間が短いことのみを捉えて、直ちに、提出された意見が適切に反映されていないということにはならないものとする。公表については、現行の閣議決定では、個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると行政機関が判断した場合を除きすべて公にすることとしているところである。		5072	5072006	欧州委員会 (EU)	12	(上記の続き) パブリックコメント制度の見直し		
z0400012	パブリックコメントに提出された意見の全文公表の実施	閣議決定「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日)	規制の設定又は改廃に係る意見提出手続(平成11年3月23日閣議決定、平成12年12月26日一部改正)によれば、提出された意見に対する行政機関の意見を公表する場合でも、提出された意見・情報は、文書閲覧窓口等の方法により、一定期間公にしておく必要があるとされている。	d	-	要望理由にあるように、行政機関の考え方を付すために、提出された意見を適宜整理することはやむをえず、その場合でも、行政による恣意的な意見整理との懸念を払拭するとともに透明性を確保するため、閣議決定において提出された意見に対する行政機関の意見を公表する場合でも、提出された意見・情報は、文書閲覧窓口等の方法により、一定期間公にしておくとしている。したがって、恣意的に意見を整理することは制度上不可能。		5021	5021283	社団法人日本経済団体連合会	11	パブリックコメントに提出された意見の全文公表【新規】		パブリックコメントを実施した際の意見は、例外なく全文を公表すべきである。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400010	パブリック・コメント手続の改善(シンポジウム共催の提言)	5071	5071077	米国	11	パブリック・コメント手続の改善(シンポジウム共催の提言)		日本の意思決定過程における公正性や透明性およびパブリック・コメント手続の有効性の更なる向上に向け、米国は、総務省が、一般市民が規制制定過程に参加することの意義に関して議論するシンポジウムを、駐日米国大使館と共催することを提言する。このシンポジウムは、総務省が更新されたホームページ内容、パブリック・コメント手続の運用方法、提出された意見の採用有無の判断、および規制制定過程の改善に向けた今後の取り組み等に関して説明をし、シンポジウムの参加者が総務省に対して、パブリック・コメント手続に関する質問や問題提起、そして同手続の改善に向けた提案を行える場とする。		日本のパブリック・コメント手続は1999年に導入されたが、同手続は概して日本の規制制度の透明性を大幅に改善する形で施行されていない。総務省が2003年8月22日に公表した同手続の実施状況調査では、この手続の活用が十分に活用され、依然として深刻な欠陥があることが明らかになった。2002年度にパブリック・コメントの対象となった399案件のうち、意見募集期間が少なくとも30日に設定されていた案件は半数にすぎず、さらには、行政機関が提出された意見を最終規制に取り入れた比率はわずか14.5%という非常に低いものに止まった。この調査結果は、同手続の運用が不適切であり、政府機関は、規制草案を公表する前に特定利益団体とその草案を(事実上)策定しているという広がりつつある見解を支持するものである。こうした深刻な問題に対処し、同手続を有益かつ効果的な規制メカニズムにするため、米国は、日本政府が左記の措置を講じることを要請する。		総務省	
z0400011	パブリックコメント制度の見直し	5072	5072006	欧州委員会(EU)	11	パブリックコメント制度の見直し		パブリックコメント制度に関し、EUは日本政府に対し以下のことを要請する。 パブリックコメント手続の実行を推進するために各省庁による同制度の活用を徹底し、監視すること。特に意見を表明する期間が十分に確保されるように(少なくとも6週間)徹底を図ること。 省庁および必要に応じて審議会に対しても、コメントの内容が規制案および報告書案に適切な形で反映されるよう十分な時間を確保するよう徹底すること。パブリックコメントはすべて公表すること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.1.海外直接投資(FDI)につながるようなビジネス環境のさらなる改善 並びに、 1.1.2.透明性と予測可能性 による。		総務省	
z0400011	(上記の続き) パブリックコメント制度の見直し	5072	5072006	欧州委員会(EU)	12	(上記の続き) パブリックコメント制度の見直し						総務省	
z0400012	パブリックコメントに提出された意見の全文公表の実施	5021	5021283	社団法人日本経済団体連合会	11	パブリックコメントに提出された意見の全文公表【新規】		パブリックコメントを実施した際の意見は、例外なく全文を公表すべきである。		行政機関の考え方を付すために、提出された意見を適宜整理することはやむをえないが、その場合でも、行政による恣意的な意見整理との懸念を払拭するとともに透明性を確保するため、提出意見の全文を公表する必要がある。 なお、規制の設定又は改廃に係る意見紹介手続(平成11年3月23日閣議決定、平成12年12月26日一部改正)によれば、提出された意見に対する行政機関の意見を公表する場合でも、提出された意見情報は、文書閲覧窓口等の方法により、一定期間公にしておく必要があるとされているところである。	規制の設定又は改廃に関わる意見提出手続(平成11年3月23日閣議決定、平成12年12月26日一部改正)	総務省	パブリックコメントを実施した際に提出された意見で、原文が全て掲載されないケースがある。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400013	独立行政法人の余裕金の運用先に係る制限緩和	独立行政法独立行政法人通則法第47条第2号	独立行政法人の余裕金の運用先は、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金と規定されており、主務大臣の指定があれば信用金庫及び信用金庫協会も余裕金の運用先になり得るものであり、一律的な差別的取扱を行うものではない。	d	-	<p>(説明)</p> <p>独立行政法人の業務上の余裕金の運用方法については、独立行政法人通則法(通則法)第47条により、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金等に限定されている。</p> <p>この規定は、独立行政法人が公共性の高い事業を実施していることに鑑み、安定的に業務運営を行わせる必要性から、余裕金の運用先を安全資産に限定するとともに、具体的な運用先の範囲については、各法人の業務・財務の性格に応じて決められるよう、通則法で一律に列挙せず、各法人を監督している主務大臣の判断に委ねることの考え方によるものである。</p> <p>したがって、通則法の改正を行わなくても、主務大臣の指定があれば信用金庫と信用金庫連合会を独立行政法人の余裕金の運用先に加えることは可能である。</p> <p>なお、御指摘のあった政府関係機関等の余裕金の運用先の拡大を行った際には、独立行政法人と同様に銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金などと規定されている特殊法人についても、各所管府省は当該規定の改正を行わず、信用金庫と信用金庫連合会を追加指定することにより対応している。</p>		5143	5143043	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	独立行政法人の余裕金の運用先に係る制限緩和		<p>政府関係機関等の余裕金の運用先の拡大については、規制緩和推進3か年計画(平成10年3月31日閣議決定)において「信用金庫及び信用金庫連合会」を追加する旨の閣議決定がなされていることから、独立行政法人についても同様の規定とするよう、独立行政法人通則法第47条第2号の改正を要望する。</p> <p>独立行政法人通則法第47条第2号の規定は、例えば日本道路公団法第31条第2号、銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金と同様であり、この規定の現在の運用では、信用金庫又は信用金庫連合会のような銀行以外の金融機関については主務大臣の指定が必要となっている。</p> <p>このような規定が、銀行も含めて主務大臣の指定が必要であるということであるならば、主務官庁間で異なるよう運用すべきである。</p> <p>しかし、上記の閣議決定の趣旨に鑑み、信用金庫又は信用金庫連合会と銀行との間での一律的な差別的取扱いがなされないよう、独立行政法人通則法第47条第2号の改正を要望する。</p>
z0400014	情報公開窓口における手続きの透明化	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。	e	-	<p>行政機関の長は、行政手続法第五条に基づき、開示請求についての審査基準を設け、公表しているところであるが、開示請求書に記載されている内容及び開示請求に係る行政文書は個別の案件ごとに多種多様であり、行政文書の特定についてあらかじめ個別具体的な基準を設けることは困難である。このため、行政文書の特定のための補正をする場合、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならないこととされている。(法第四条第二項)</p> <p>また、行政機関の保有する行政文書は膨大であり、全ての行政文書について、ファイル単位ではなく文書単位で行政文書ファイル管理簿に記載することは不可能である。</p> <p>補正の求めを書面によることを一律に義務づけると、些少な修正を求めるときにも書面で行うこととなり、かえって手続に時間がかかり、開示請求者及び行政機関双方にとって煩雑で非効率となる。なお、補正の求めについて、開示請求者が書面の交付を求めれば、行政手続法第三十五条第二項の規定により、行政上特別の支障がない限り、書面により交付しなければならないこととなっている。</p> <p>また、補正については相当の期間を定めて求めることとされており、当該期間内に補正が行われなかった場合には理由を付して不開示の決定をすることとなる。</p>		5021	5021282	社団法人日本経済団体連合会	11	情報公開窓口における手続きの透明化【新規】		<p>行政文書の開示請求にあたって、開示請求に係る行政文書を特定する際の審査基準を明文化し、公表すべきである。また、行政文書ファイル管理簿には、全ての文書を記載すべきである。</p> <p>開示請求書の補正の要求にあたっては、上記の審査基準に照らし合わせ不備と認められる事項及びその理由を明記の上、書面により要求すべきである。また、行政文書の特定等において双方の見解に食い違いが生じた場合等においては、書面により、正式に受理拒否等の処分を行うべきである。</p>

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400013	独立行政法人の余裕金の運用先に係る制限緩和	5143	5143043	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	独立行政法人の余裕金の運用先に係る制限緩和		<p>政府関係機関等の余裕金の運用先の拡大については、規制緩和推進3か年計画(平成10年3月31日閣議決定)において「信用金庫及び信用金庫連合会」を追加する旨の閣議決定がなされていることから、独立行政法人についても同様の規定とするよう独立行政法人通則法第47条第2号の改正を要望する。</p> <p>独立行政法人通則法第47条第2号の規定は、例えば日本道路公団法第31条第2号「銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金」と同様であり、この規定の現在の運用では、信用金庫又は信用金庫連合会のような銀行以外の金融機関については主務大臣の指定が必要となっている。</p> <p>このような規定が、銀行も含めて主務大臣の指定が必要であるということであるならば、主務官庁間で異なるよう運用すべきである。</p> <p>しかし、上記の閣議決定の趣旨に鑑み、信用金庫又は信用金庫連合会と銀行との間での一律的な差別的取扱いがなされないよう、独立行政法人通則法第47条第2号の改正を要望する。</p>		独立行政法人の余裕金の運用先は、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金に限定されており、信用金庫がその対象となっていない。	独立行政法人通則法第47条第2号「銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金」	総務省	
z0400014	情報公開窓口における手続きの透明化	5021	5021282	社団法人日本経済団体連合会	11	情報公開窓口における手続きの透明化【新規】		<p>行政文書の開示請求にあたって、開示請求に係る行政文書を特定する際の審査基準を明文化し、公表すべきである。また、行政文書ファイル管理簿には、全ての文書を記載すべきである。</p> <p>開示請求書の補正の要求にあたっては、上記の審査基準に照らし合わせ不備と認められる事項及びその理由を明記の上、書面により要求すべきである。また、行政文書の特定等において双方の見解に食い違いが生じた場合等においては、書面により、正式に受理拒否等の処分を行うべきである。</p>		<p>そもそもどのような行政文書が存在するかが一切明らかにされていないにも関わらず、文書名が明示されなければ特定できない等の理由で補正を要求する等、事実上、情報開示を拒否するかのような対応が行われている。また、行政文書ファイル管理簿では該当文書が見つからないにも関わらず、文書による情報開示請求を行うと、数十にも及ぶ文書のリストが提示される等、当該管理簿が機能していない。</p> <p>現在のような、所管省庁が指定する文言以外では開示を行わない等の運用が行われれば、補正要求を通じて、行政による開示請求内容の恣意的な変更が行われ得る。また、合理的でない補正要求により、事実上開示請求の事務手続きを遅延させたり、放置する等の運用が行われている。</p>	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条	総務省	<p>行政文書の開示請求にあたって、開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項を示す必要があるが、特定する際の審査基準が不透明である。</p> <p>文書が特定できないとの理由で開示請求書の補正が要求される際、文書を特定するに足る情報の追加だけでなく、当初の請求書の文言の削除、変更等を要求され、結果的に開示請求の趣旨が損なわれる等の運用が行われている。また、当該補正要求に応じられない場合、受理拒否等の処分もないまま、開示請求が放置されることとなる。</p>

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400015	情報システムの調達改革の促進	なし	<p>情報システムに係る政府調達制度の見直しについて(平成14年3月情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承、14年4月、15年3月改定)の1.(1)においてライフサイクルコストベースでの価格評価を行うこととする。また、(3)において、低入札価格調査制度の活用を促進することとしている。</p> <p>規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成15年3月閣議決定)の3.2.(3)、エ.32.e.(a)において、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて(平成14年3月29日、4月22日改定)情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承」において申し合わせた事項への取組を推進するため、定期的なフォローアップを行う。」とされている。</p> <p>なし</p>	d	-	<p>情報システムの政府調達については、極端な安値落札の防止等の観点から、自主的な取組として、入札の評価における将来の運用コストの反映、著しい安値入札があった場合の調査の徹底等の方策を講じていくこととしている。こうした取組を通じて、透明で公平な情報システムの調達に努めている。</p> <p>本取組は、2002年3月以降、可能な案件から逐次実施されているものであり、今後、各府省における取組による効果が得られることが期待されるが、現段階においてその効果を評価することは時期尚早と考えている。</p> <p>情報システムに係る政府調達制度の見直しについて(2002年(平成14年)3月情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)に定められた事項に関し、2002年度における各府省の取組状況に関するフォローアップ調査を実施し、調査結果を2003年12月に取りまとめたところであり、現在、その調査結果をホームページを通じて2004年1月中旬に公表すべく準備中。なお、フォローアップ調査から得たデータの公表について、2003年の両国首脳への報告書に記載されている事実はない。</p> <p>情報システムに係る政府調達制度の見直しについてについては、既にホームページ等の媒体を用いて公表しており、これまでも、規制改革推進3か年計画の改定等の際、日本経団連等の民間部門からの要望を受け、対応している。さらに、情報システムの調達を含む政府調達に関する自主的措置の実施状況については、「アクション・プログラム実行推進委員会」の下の「政府調達の自主的措置に係る自主的レビュー会合」において定期的に供給者等から要望を聴取している。</p>		5071	5071026	米国	11	情報システムの調達改革の促進		<p>2003年3月19日に省庁によって採用された合意書に列挙されている措置の実行と効果をモニターし評価する。</p> <p>C/D連絡会議に対して、省庁間の調整を改善し、非差別、透明で公平な情報システムの調達(製品及びサービス)を確保するために、I調達を監督する権限を与える。</p> <p>低い価格の入札やその他の反競争的行為を防止するための措置の効果を客観的に評価する方法を整備する。</p> <p>(2003年の両国首脳への報告書に従い)省庁が全ての新しい手続きをどのように実行するかをフォローアップ調査から得たデータを公表する。</p> <p>メモランダムによって実行されているI調達手続きを改善する方法を民間からフィードバックを得るために2003年度中にパブリックコメント手続きを行う。</p> <p>政府に価値ある民間の経験をもたらすC/I Oの補佐がその職務を公平にまた客観的に行うための明確な指針を作る。</p>
z0400016	政府のI調達改革を強化するための措置の追加実施	なし	<p>情報システムに係る政府調達制度の見直しについて(平成14年3月情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承、14年4月、15年3月改定)の1.(1)においてライフサイクルコストベースでの価格評価を行うこととしている。</p>	d	-	<p>我が国の予算制度上、国庫債務負担行為を活用することにより、複数年度にわたる契約を締結することは可能であり、また、情報システムに係る政府調達制度の見直しについて(平成14年3月29日、平成15年3月19日改定)情報システムに係る政府調達府省連絡会議)において申し合わせを行い、情報システムに係る政府調達を複数年にわたりに行う必要がある場合には、ライフサイクルコストベースでの価格評価を行うこととし、そのため原則として、国庫債務負担行為を活用し、複数年契約によることとしている。</p>		5071	5071027	米国	11	政府のI調達改革を強化するための措置の追加実施		<p>政府のI調達改革を強化するために、以下の措置を含め追加的措置を実行する： 調達獲得に関する情報をタイミング良く透明で誰でも入手できる形で公開する。 総合評価落札方式(OGVM)調達のためのSDRを引き下げ、より広く実行可能とする。</p> <p>入札評価を年初の計画予算ではなく(所有権の全てのコストによって行うこと)によって、情報システムの調達においてライフ・サイクルコストの使用を奨励するためにより柔軟な予算手続き(例：複数年契約)を促進する。</p>
z0400017	電子申請等のシステムの標準化	<p>・申請・届出等手続のオンライン化に関わる汎用受付等システムの基本的な仕様(平成13年8月6日行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承)</p> <p>・地方公共団体における申請・届出等手続に関する汎用受付システムの基本仕様(平成15年3月28日自治事務等オンライン化推進関係省庁連絡会議)</p>	<p>・申請・届出等手続のオンライン化に関わる汎用受付等システムの基本的な仕様」に沿って、各府省において、それぞれの手続の実態を踏まえつつ電子申請システムを整備・運用。</p> <p>・地方公共団体における申請・届出等手続に関する汎用受付システムの基本仕様」を地方公共団体に対し提示。</p>	b		<p>「電子政府構築計画」(2003年(平成15年)7月17日各府省情報化統括責任者(C/D)連絡会議決定)に基づき、電子申請等の手続案内情報の入手から実際の手続きまでを一元的に行うことができる総合的なワンストップサービスの仕組みを2005年度末(平成17年度末)までに整備することとしており、このための整備方針を2004年(平成16年)3月までに策定する予定。</p> <p>この整備方針において、国民等利用者の利便性向上のため統一的な取組が必要となる電子申請システムの機能、要件等を整理するとともに地方公共団体との連携方法についても検討することとしている。</p>		5021	5021160	社団法人日本経済団体連合会	11	電子申請等のシステムの標準化【新規】		<p>各府省間および地方公共団体間で電子申請等のシステムを統一すべきである。</p>

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400015	情報システムの調達改革の促進	5071	5071026	米国	11	情報システムの調達改革の促進		<p>2003年3月19日に省庁によって採用された合意書に列挙されている措置の実行と効果をモニターし評価する。</p> <p>C/D連絡会議に対して、省庁間の調整を改善し、非差別、透明で公平な情報システムの調達(製品及びサービス)を確保するために、II調達を監督する権限を与える。</p> <p>低い価格の入札やその他の反競争的行為を防止するための措置の効果客観的に評価する方法を整備する。</p> <p>(2003年の両国首脳への報告書に従い)省庁が全ての新しい手続きをどのように実行するかをフォローアップ調査から得たデータを公表する。</p> <p>メモランダムによって実行されているII調達手続きを改善する方法を民間からフィードバックを得るために2003年度中にパブリックコメント手続きを行う。</p> <p>政府に価値ある民間の経験をもたらすC/Oの補佐がその職務を公平にまた客観的に行うための明確な指針を作る。</p>		<p>電子政府計画及び2003年の重点計画において示されているとおり、日本は全ての政府レベルにおける行政手続きのデジタル化を引き続き行う。さらに、電子政府計画によると、全ての省庁はその「古いシステム」を完全に交換し、政府全体で相互機能を高めることを目的としている。米国はこの移行の間、日本がその電子政府システムの発展において独占技術への依存を減らすかもしれないことを認識している。政府による新しい商業製品の更なる利用への移行は調達者間における革新と競争を刺激し、結果、市場アクセス機会を創造することができる。II調達分野における公平な活動を保証するため、日本は引き続きII調達手続きにおいて積極的に改革を実行する事によって、開かれた競争、透明性、技術中立性、民間主導の革新の原則を促進しなければならない。米国は日本政府が左記の措置をとることを提言する。</p>		内閣官房 総務省 財務省 経済産業省	
z0400016	政府のII調達改革を強化するための措置の追加実施	5071	5071027	米国	11	政府のII調達改革を強化するための措置の追加実施		<p>政府のII調達改革を強化するために、以下の措置を含め追加的措置を実行する： 調達獲得に関する情報をタイミング良く透明で誰でも入手できる形で公開する。 総合評価落札方式(OGVM)調達のためのSDRを引き下げ、より広く実行可能とする。</p> <p>入札評価を年初の計画予算ではなく所有権の全てのコストによって行うことにより、情報システムの調達においてライフサイクルコストの使用を奨励するためにより柔軟な予算手続き(例：複数年契約)を促進する。</p>		<p>電子政府計画及び2003年の重点計画において示されているとおり、日本は全ての政府レベルにおける行政手続きのデジタル化を引き続き行う。さらに、電子政府計画によると、全ての省庁はその「古いシステム」を完全に交換し、政府全体で相互機能を高めることを目的としている。米国はこの移行の間、日本がその電子政府システムの発展において独占技術への依存を減らすかもしれないことを認識している。政府による新しい商業製品の更なる利用への移行は調達者間における革新と競争を刺激し、結果、市場アクセス機会を創造することができる。II調達分野における公平な活動を保証するため、日本は引き続きII調達手続きにおいて積極的に改革を実行する事によって、開かれた競争、透明性、技術中立性、民間主導の革新の原則を促進しなければならない。米国は日本政府が左記の措置をとることを提言する。</p>		内閣官房 総務省 財務省 経済産業省	
z0400017	電子申請等のシステムの標準化	5021	5021160	社団法人日本経済団体連合会	11	電子申請等のシステムの標準化【新規】		<p>各省省間および地方公共団体間で電子申請等のシステムを統一すべきである。</p>		<p>電子申請等のシステムの仕様が行政機関間で異なると、システムを導入する都度、整合性確認、動作検証、企業内システムの変更・増強などのコストが発生する。</p> <p>なお、「e-Japan戦略」(平成15年7月2日IT戦略本部決定)においては、異なる行政機関が類似のITを導入することによる重複投資を排除し、共通化を図るとともに、行政機関間の枠を超えた集約統合により合理化する。同様の取組みを地方公共団体にも委譲する」とされている。「電子政府構築計画」(平成15年7月17日各省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)においては、「各省省に共通する事項については、整合性・統一性を確保するため、必要に応じ、申請・届出等手続のオンライン化に関わる汎用受付等システムの基本的な仕様」(平成13年8月6日行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承)の見直しを行う」とされている。</p>	<p>申請・届出等手続のオンライン化に関わる汎用受付等システムの基本的な仕様(平成13年8月6日行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承)</p>	総務省	<p>申請・届出等手続のオンライン化に関する各府省と申請者とのインタフェース等については、複数の手続の受付等について汎用的に利用できるシステムの基本的仕様が定められている。</p>

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400018	電子申請における属性認証の統一の方策の提示			e		法人が電子申請を行う場合において、その従業員等であっても代理により電子申請を行えるように、電子申請システムに、事前に行政機関側にその従業員等が法人代表者の代理人である旨を登録できる機能など、必要な機能ができる限り早期に整備することとしているところ。		5021	5021161	社団法人日本経済団体連合会	11	電子申請における属性認証の統一の方策の提示【新規】		法人の従業員等が電子申請を行う場合の属性認証に関する統一の方策を提示する。その上で、地方公共団体に対する電子申請についても、国と同様の措置が講じられるようにすべきである。
z0400018	(上記の続き) 電子申請における属性認証の統一の方策の提示	電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第2項 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第6条第8号	【電子署名法における属性情報の取扱い】 電子署名を行った者を証明する認証業務において、電子証明書に利用者の氏名や住所の他、利用者に係る資格や役職等の属性情報を記録することは可能である。ただし、電子署名法における認証業務は、利用者の公開鍵が当該利用者に係るものであることを証明する業務であり、利用者の肩書や資格等の属性を証明することは含まれていないため、電子証明書に記載された資格や役職等の利用者の属性情報は、認定の対象外とされている。	e		(上記の続き) ちなみに、電子署名法においては、電子申請について何ら規定していないことから、電子申請時における属性認証の取扱いは、電子署名法の規定に従って決定される趣旨のものではない。 なお、電子署名法における属性認証の取扱いについては、資格や役職等の属性情報については必ずからその信頼性が明らかである(例えば、資格者団体がその加入者の属性を証明している)場合もあることから、属性情報に係る公的な認定制度の創設については、利用者や電子証明書を受け取る側のニーズを踏まえた上で検討を行う必要があると見られる。ただし、電子署名法における認定認証事業者が属性情報に変更があった事実及び資格が失効された事実を把握することが難しいことから、属性情報に係る公的な認定制度の創設にあたっては、電子署名法における認定制度とは別の制度的枠組が必要になると見られる。		5021	5021161	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 電子申請における属性認証の統一の方策の提示【新規】		
z0400019	共済に対する規制の強化(民間競合会社との同スタンスの確立)	地方自治法第263条の2	普通地方公共団体は、議会の議決を経て、その利益を代表する全国的な公益的法人に委託することにより、他の普通地方公共団体と共同して、火災、水災、震災その他の災害に因る財産の損害に対する相互救済事業を行うことができる。 保険業に該当する相互救済事業については、保険業法は適用しない。	c		地方自治法第263条の2に基づき、全国的な公益的法人が、災害による財産の損害に対して行う相互救済事業は、民間営利法人の事業とは異なり、共済を基本とする非営利事業であることから、必要以上の規制を課すことはその自主性や自立性を損なうこととなるため適当ではない。		5071	5071082	米国	11	共済に対する規制の強化(民間競合会社との同スタンスの確立)		共済と民間競合会社間の公正な競争確保のため、すべての共済事業者が民間と同一の法律、税金、セーフティネットのコスト負担、責任準備金条件、基準及び規制監視を適用することを提言する。
z0400020	行政財産に対する制限の緩和	地方自治法第238条の4第1項、第4項	行政財産は、原則として、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。行政財産の用途又は目的を妨げない範囲で使用の許可をすることはできる。	d	-	民間事業者に対する庁舎の空床の貸付け 地方自治法第238条の4第4項の規定により、その目的又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 余剰容積率の有効活用 現行法上、余剰容積率を活用して財産収入を得ることは地方自治法上の公有財産としての位置づけがなくても可能である。		5145	5145017	東京都	11	行政財産に対する制限の緩和		行政財産に対する制限を緩和し、民間事業者への貸付け、容積率の移転ができるよう法律の規定を整備すること。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400018	電子申請における属性認証の統一の方策の提示	5021	5021161	社団法人日本経済団体連合会	11	電子申請における属性認証の統一の方策の提示【新規】		法人の従業員等が電子申請を行う場合の属性認証に関する統一の方策を提示する。その上で、地方公共団体に対する電子申請についても、国と同様の措置が講じられるようにすべきである。		書面による申請においては、法人の代表者ではなく従業員等による手続が行われている場合がある。一方、電子申請においては、代表者以外の申請者の法人における属性を証明できないため、あらゆる手続において代表者の電子署名が必要となり、法人の公印管理部門の負担が大きくなっている。申請内容によっては、必ずしも代表者の電子署名が必要でない手続もあると考えられることから、そのような申請については、代表者の電子署名がなくても申請を行えるようにする必要がある。		総務省 法務省 経済産業省	法人の従業員等が電子申請を行う場合の役職、所属等の属性認証について統一の方策が示されていない。
z0400018	(上記の続き) 電子申請における属性認証の統一の方策の提示	5021	5021161	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 電子申請における属性認証の統一の方策の提示【新規】				(上記の続き) なお、電子政府構築計画(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)では、電子申請システムについては、代理人が手続を行う場合にも対応できるように早期に所要の措置を講ずる」とされているが、属性認証についても統一の方策を示すべきである。これに関連して、「e-Japan重点計画-2003」(案)に対する意見及びそれらについての考え方(平成15年8月8日IT戦略本部資料)では、属性認証に関する統一な位置付けについて、利用者やこれを受け取る側のニーズを踏まえつつ、検討を行うことが必要である」とされている。		総務省 法務省 経済産業省	
z0400019	共済に対する規制の強化(民間競合会社との同スタダートの確立)	5071	5071082	米国	11	共済に対する規制の強化(民間競合会社との同スタダートの確立)		共済と民間競合会社間の公正な競争確保のため、すべての共済事業者が民間と同一の法律、税金、セーフティネットのコスト負担、責任準備金条件、基準及び規制監視を適用することを提言する。		共済は、民間と直接競合する各種の保険商品を提供し、日本の保険市場において相当なマーケットシェアを有している。管轄省庁が規制をしている共済もあれば、例えば、農林水産省は農業共済を規制している。全(規制をされていない(根拠法のない)共済もある。根拠法のない共済に対する規制制度の欠如及び、その他の共済に対する弱い規制制度は、日本政府の健全かつ透明な規制環境を企業並びに保険契約者に提供する能力を損なうものであり、また、共済がビジネス、規制及び税の観点から民間の競合会社に対し大幅に有利に立つ要因となっている。		総務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	
z0400020	行政財産に対する制限の緩和	5145	5145017	東京都	11	行政財産に対する制限の緩和		民間事業者に対する庁舎の空床の貸付け事業 組織の統廃合により、未利用・低利用の施設が多く存在し、行政需要のない空床も増加している。これらの空床を民間事業者へ貸し付けて、財産的収入を確保する。 余剰容積率の有効活用事業 低利用の行政財産については、容積率に余剰が生じている。こうした余剰容積率を隣接地に移転するなど有効活用することにより、財産的収入を確保する。		現行では行政財産を民間事業者へ貸付けるとは認められていない。 行政財産をその目的外に使用する場合、使用許可として処理されている。これは、行政目的を妨げない範囲に限られ、使用は最小限に留められるため、財産の有効活用手段としては限界がある。 例外的に行政財産の貸付けが認められているのは、PF事業での選定事業者に対する行政財産の貸付けの場合、地方公営企業法による民間事業者に対する行政財産である土地の貸付けの場合だけである。	地方自治法	総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400021	地方公共団体の保有する金銭債権の信託の可能化	地方自治法第237条第3項、第238条の5第2項	普通地方公共団体の財産は、普通財産である土地(その土地の定着物を含む。)を、当該団体を受益者とし、政令で定める目的による場合に信託することができる。	c		提案主体が地方公共団体のどのような金銭債権を念頭に置いているか明らかではないが、地方公共団体の債権は地方自治法第231条の3又は第240条及び地方自治法施行令第171条等の規定に基づき、督促、滞納処分、強制執行等の厳格な手続きによって回収を行うこととされており、これらは地方公共団体の有する金銭債権に付随するものと考えられている。 地方公共団体がその金銭債権の信託を行うと、当該金銭債権の所有権は受託者に移転することになるが、この場合における債権債務関係については、なお検討すべき課題が多く引き続きその可否について検討する。		5006	5006006	社団法人信託協会	11	地方公共団体の保有する金銭債権の信託を可能とすること		地方公共団体が信託できる財産として、普通財産である土地(その土地の定着物を含む。)は明文の規定により可能であるが、金銭債権については信託できるかどうか明確でない。 地方自治法の改正等により、金銭債権の信託を行えることを明確にいただきたい。
z0400021	地方公共団体の保有する金銭債権の信託の可能化	地方自治法第237条第3項、第238条の5第2項	普通地方公共団体の財産は、普通財産である土地(その土地の定着物を含む。)を、当該団体を受益者とし、政令で定める目的による場合に信託することができる。	c		提案主体が地方公共団体のどのような金銭債権を念頭に置いているか明らかではないが、地方公共団体の債権は地方自治法第231条の3又は第240条及び地方自治法施行令第171条等の規定に基づき、督促、滞納処分、強制執行等の厳格な手続きによって回収を行うこととされており、これらは地方公共団体の有する金銭債権に付随するものと考えられている。 地方公共団体がその金銭債権の信託を行うと、当該金銭債権の所有権は受託者に移転することになるが、この場合における債権債務関係については、なお検討すべき課題が多く引き続きその可否について検討する。		5021	5021175	社団法人日本経済団体連合会	11	地方公共団体の保有する金銭債権の信託を可能とすること【新規】		金銭債権の信託を可能とすべきである。
z0400022	国等の機関向けとの長期リース契約締結の容認	地方自治法第214条、第234条の3	普通地方公共団体は、債務負担行為によることなく、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約を締結することができる。	b		構造改革特区の第3次提案等に対する当省の回答の中で、現在、長期継続契約の対象としているのは電気等の供給や電気通信役務の提供を受ける契約等であるが、OA機器のリース契約についても長期継続契約の対象とするよう措置する」と表明しており、その具体的な対象範囲については、現在検討を進めているところ。		5021	5021290	社団法人日本経済団体連合会	11	国及び地方公共団体におけるリース契約の見直し【新規】		国及び地方公共団体を一方の契約当事者とするリース契約について、地方自治法の不動産の賃貸契約等と同様に長期継続契約であることを認めるべきである。また、早期に措置することが困難な場合については、当面の措置として、債務負担行為に関する手続きの簡素化を図るべきである。
z0400022	国等の機関向けとの長期リース契約締結の容認	地方自治法第214条、第234条の3	普通地方公共団体は、債務負担行為によることなく、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約を締結することができる。	b		構造改革特区の第3次提案等に対する当省の回答の中で、現在、長期継続契約の対象としているのは電気等の供給や電気通信役務の提供を受ける契約等であるが、OA機器のリース契約についても長期継続契約の対象とするよう措置する」と表明しており、その具体的な対象範囲については、現在検討を進めているところ。		5086	5086031	社団法人リース事業協会	11	地方公共団体向け長期リース契約について		OA機器のリース契約については長期継続契約の対象とするよう措置される予定となっているが、自動車等のリース契約についてもその対象とするよう要望する。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400021	地方公共団体の保有する金銭債権の信託の可能化	5006	5006006	社団法人信託協会	11	地方公共団体の保有する金銭債権の信託を可能とすること		地方公共団体が信託できる財産として、普通財産である土地(その土地の定着物を含む。)は明文の規定により可能であるが、金銭債権については信託できるかどうか明確でない。 地方自治法の改正等により、金銭債権の信託を行えることを明確にしてください。	地方公共団体の資金調達手段の多様化に資するとともに、投資家における投資対象商品の選択肢の拡大が見込まれる。	地方公共団体においても、資金調達手段の多様化ニーズは高まっており、地方公共団体が保有する貸付債権等について、信託方式による流動化を行えるよう求めるもの。 地方公共団体の資金調達手段の多様化は、地方の自主的な財政運営に資するものであり、地方分権の推進という考え方も合致する。 地方公共団体の保有する金銭債権を流動化のために信託することは、地方公共団体にとって当該金銭債権に係るリスクを解放するために行うものであり、地方公共団体の健全な財政運営に資するものである。	地方自治法第237条第3項、第238条の5第2項	総務省	平成15年8月11日付各省庁再回答において、「債権の信託による弾力的運用により当初の見通しと大きく異なった場合には債務を承継する可能性もある結果、健全な財政運営が期待できなくなる」と指摘されている。 -しかしながら、本要望の債権の信託は流動化目的であり、地方公共団体が保有する債権の貸倒れなどのリスクを投資家に移転するものであることから、上記の指摘はあたらない。
z0400021	地方公共団体の保有する金銭債権の信託の可能化	5021	5021175	社団法人日本経済団体連合会	11	地方公共団体の保有する金銭債権の信託を可能とすること【新規】		金銭債権の信託を可能とすべきである。		投資家の投資対象商品の選択肢が拡大するとともに、地方公共団体において国に依存しない独自の資金調達手段を拡充することは、国の財政負担の軽減に寄与する。	地方自治法第237条第3項、第238条の5第2項	総務省	地方公共団体は、普通財産である土地(その土地の定着物を含む。)]以外を信託できない。
z0400022	国等の機関向けとの長期リース契約締結の容認	5021	5021290	社団法人日本経済団体連合会	11	国及び地方公共団体におけるリース契約の見直し【新規】		国及び地方公共団体を一方の契約当事者とするリース契約について、地方自治法の不動産の賃貸契約等と同様に長期継続契約とすることを認めるべきである。また、早期に措置することが困難な場合については、当面の措置として、債務負担行為に関する手続きの簡素化を図るべきである。		構造改革特区における規制の特例措置の第3次提案募集を踏まえ、地方公共団体においては、OA機器に係るリース契約を長期継続契約の対象とする方針が示された(総務省は次期通常国会に地方自治法の改正案を提出する見込み)。こうした取組みを更に一歩進め、地方公共団体においては、長期継続契約の対象となるリース契約を拡大するとともに、国においても同様の措置を講ずるべきである。 また、去る8月に財務省は「複数年度にわたる賃貸借契約を締結することに合理性が認められる場合には、必要な年限の国庫債務負担行為の要求を行うものとする」(平成16年度の概算要求について)という見解を各府省に示したが、国庫債務負担行為は予め予算を以って国会の議決を経なければならぬため、現行、非常に煩瑣な手続きが求められており、各府省の積極的な取組みを促すためには、手続き面の簡素化が不可欠である。	財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2、地方自治法第214条、第234条の3	財務省 総務省	国及び地方公共団体がOA機器等の物品や自動車のリース契約をする場合には、予め予算を以って債務負担行為として定めおかなければならないこととされている。
z0400022	国等の機関向けとの長期リース契約締結の容認	5086	5086031	社団法人リース事業協会	11	地方公共団体向け長期リース契約について		OA機器のリース契約については長期継続契約の対象とするよう措置される予定となっているが、自動車等のリース契約についてもその対象とするよう要望する。		地方公共団体において、OA機器以外の機器(医療機器等)、自動車についてもリースによって導入されているため。	地方自治法第234条の3	総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400023	住民の直接請求権の拡大	地方自治法第74条第1項	普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。	c		納税は憲法に規定された国民の基本的な義務の一つであり、税制に関する国民の信頼を確保しつつ、必要な税収が確実に確保できるようにするためには、納税者間の公平性や税制の安定性を維持することが特に重要である。このため、地方税の賦課徴収に関する条例の制定・改廃については、住民の付託を受けた首長や議員による慎重かつ十分な検討が特に必要となるものであり、引き続き直接請求の対象に含めないことが適当と考えられる。なお、地方6団体が実施したアンケートでも、この規定の改正に賛同する地方公共団体は少なく大半の地方公共団体が現行制度の継続を支持している。		5025	5025002	鳥取県倉吉市(倉吉市長 長谷川稔)	11	住民の直接請求権の拡大		住民の直接請求権に地方税の賦課徴収等に関する条例の制定又は改廃を加える。
z0400024	首長の専決処分による首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務の決定	地方自治法第158条	普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。	c		地方自治法においては、長と議会の二元的代表制という基本構造の中でそれぞれが担うべき事務・権限等を定めているが、長の専決処分は議会の議決を経ることが客観的に困難又は不可能である場合に例外的に認められるものである。従って、このような事由がない場合において、長の直近下位の内部組織の基本的事項を定める条例について長の専決処分を認めることは、地方公共団体の内部組織のあり方を規定する条例の制定又は改廃を通じた議会の監視機能を弱くにするものである。		5076	5076002	愛知県津島市	11	首長の専決処分による首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務の決定		地方自治法第158条の規定により、地方自治体において首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務の決定については条例による制定が必要だが、首長の専決によりこれを行い、議会に対しては報告のみで可としようとするもの
z0400024	(上記の続き) 首長の専決処分による首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務の決定							5076	5076002	愛知県津島市	12	(上記の続き) 首長の専決処分による首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務の決定		

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400023	住民の直接請求権の拡大	5025	5025002	鳥取県倉吉市(倉吉市長 長谷川稔)	11	住民の直接請求権の拡大		住民の直接請求権に地方税の賦課徴収等に関する条例の制定又は改廃を加える。	住民の直接請求権に地方税の賦課徴収等に関する条例の制定又は改廃を加えることにより、住民の税への関心を高め、行政サービスに対する受益と負担の意識の醸成を図る。	地方税の賦課徴収等に関する条例の制定又は改廃については住民の直接請求の対象から除外されている。これは昭和23年の地方自治法の改正により追加されたものであるが、今なお法の中で制約されているという事は、現在の住民自治の進展等から考えて、時代にそぐわないものであり、住民の直接請求権に地方税の賦課徴収に関する条例の制定又は改廃を加えるものである。	地方自治法第74条第1項	総務省	
z0400024	首長の専決処分による首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務の決定	5076	5076002	愛知県津島市	11	首長の専決処分による首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務の決定		地方自治法第158条の規定により、地方自治体において首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務の決定については条例による制定が必要だが、首長の専決によりこれを行い、議会に対しては報告のみで可としようとするもの		地方自治体の組織編成及びその分掌事務については、公約を以て公選を経て選出された首長がその公約(戦略)を効率的かつ効果的に実施するためになすものであって、非効率で効果のない組織編成及び事務分掌をなすことは考えにくい。 また、仮にそうであったとすれば、住民は直接請求権の行使も可能である。 (首長の組織編成及び分掌事務の発案に対する)議会の修正は長の提案した内容から現行の局部の状態に留まる」という行政実例(49.01.29)にもあるように議会審議においては、その案に対する事実上の修正や撤回を求める議決を認めていないものと考えられるが、そのことは首長に事実上の組織編成及び分掌事務の決定権を持つものと認められているものと考えられる。 前回提案に対する総務省の回答では「行政組織は住民サービスを提供する窓口となるものであり、組織が所管する事務等について議会に諮らなければならないため、議会審議は必要である。」としているが、にも示したように「建設部で障害者に対する給付」を行うような明らかに客観的に疑義を持たざるを得ない分掌事務を決定することは考えにくく、その上でなお「住民サービス提供窓口」の重要性を問うのであれば、組織編成後の窓口の移管等による住民の混乱が想定できるが、それもまた施行前に十分な周知、または必要であれば住民からの意見聴取をすれば足りるものであると考えられる。	地方自治法第158条	総務省	
z0400024	(上記の続き) 首長の専決処分による首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務の決定	5076	5076002	愛知県津島市	12	(上記の続き) 首長の専決処分による首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務の決定				(上記の続き) なお「議会軽視」という見解は少なからず想定しうるが、パブリックコメントや住民投票などが決して珍しい現在の地方自治体の状況からすれば、の対応は必ずしも特別なことではなく、「議会軽視」という認識には至らないものと考えられる。 以上、地方自治体が議院内閣制ではなく大統領制かつ直接民主制の要素を多分に抱合した上で成り立っているという前提からすれば、組織編成及び分掌事務の発案権及び決定権は首長が有するものと考えられるため、本規制の撤廃を提案するものである。		総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400025	公共工事に係る入札参加資格(地域要件)の見直し	地方自治法施行令第167条の5の2	普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、当該入札に参加する者の事業所の所在地等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。	b	-	地方公共団体の長が定める入札参加資格に関する事業所の所在地に係る要件については、官公需における中小企業者の受注機会の確保の在り方についての検討とも併せて、競争性の確保の観点から、過度に競争性を低下させるような運用とならないよう地方公共団体に要請していきたい。		5021	5021281	社団法人日本経済団体連合会	11	公共工事に係る入札参加資格(地域要件)の見直し		公共工事の入札参加資格に係る地域要件の設定については、入札参加を過度に制限することのないよう速やかに改善すべきである。
z0400026	地方公共団体における入札手続の統一化	地方自治法第234条 地方自治法施行令第167条の4、第167条の5第1項、第167条の11第1項、第2項	普通地方公共団体は、一定の要件に該当する者を入札に参加させてはならない。また、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績等を要件とする資格を定めることができる。指名競争入札に参加する者については、その資格を定めなければならない。	b	-	入札に参加する者に必要な要件については、個々の契約の内容、地域の実情等を踏まえ、各地方公共団体において定めるべきものである。入札参加の申請書に係る様式等を統一することは、これらの千差万別の状況を鑑みると極めて困難である。 なお、地方公共団体における入札、開札手続きの電子化については、各地方公共団体において既に取り組んでいるところである。総務省では、地方公共団体との連携のもと、複数の地方公共団体に共通する業務を標準化・共同化し、民間企業のノウハウ等を活用して電子自治体の実現を図る「共同アウトソーシング・電子自治体推進戦略」を通じて、地方公共団体における入札の電子化を促進するとともに、引き続き地方公共団体の入札等の電子化に対する財政支援措置を行っていく。		5021	5021291	社団法人日本経済団体連合会	11	地方公共団体における入札手続の統一化【新規】		官民双方の過度な事務負担を軽減する観点から、地方公共団体における入札、開札手続きの電子化を図るとともに、入札申請手続きに係る様式の統一化を講じるべきである。
z0400027	入札参加者資格審査手続の国・地方を通じた様式等の統一化とオンライン化推進	地方自治法第234条 地方自治法施行令第167条の4、第167条の5、第167条の11	普通地方公共団体は、一定の要件に該当する者を入札に参加させてはならない。また、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績等を要件とする資格を定めることができる。指名競争入札に参加する者については、その資格を定めなければならない。	b	-	入札に参加する者に必要な要件については、個々の契約の内容、地域の実情等を踏まえ、各地方公共団体において定めるべきものである。入札参加の申請書に係る様式等を統一することは、これらの千差万別の状況を鑑みると極めて困難である。 なお、総務省では、汎用的な受付システムの仕様等を策定し、各地方公共団体に対して示しているところである。また、地方公共団体との連携のもと、複数の地方公共団体に共通する業務を標準化・共同化し、民間企業のノウハウ等を活用して電子自治体の実現を図る「共同アウトソーシング・電子自治体推進戦略」を通じて、地方公共団体における申請等の電子化を促進しているところである。これらの施策を参考に、地方公共団体は、今後、各地方公共団体の判断により申請等のオンライン化を図っていくことと考えている。		5148	5148001	熊本経済同友会	11	入札参加者資格審査手続の国・地方を通じた様式等の統一化とオンライン化推進		競争入札参加者の資格に関する地方自治法施行令の規定について、審査に必要な項目、申請様式、申請方法等をより細かく規定することにより、国・地方公共団体毎に微妙に異なる取扱いを統一化する。また、究極的には、インターネットを利用したオンライン申請をすべての地方公共団体で可能となるよう環境整備を行う。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400025	公共工事に係る入札参加資格(地域要件)の見直し	5021	5021281	社団法人日本経済団体連合会	11	公共工事に係る入札参加資格(地域要件)の見直し		公共工事の入札参加資格に係わる地域要件の設定については、入札参加を過度に制限することのないよう速やかに改善すべきである。		過度の地域要件の設定により、地元事業者でない(あるいは工事実績がない)という理由のみで、高い技術力やコスト競争力を有する他の地域の事業者(あるいは他地域で同種工事の実績を有する事業者)が入札に参加できなくなっている。これらは是正により、公共工事の分野における技術力やコストに着目した健全な企業間競争が実現され、国等や地方公共団体は低廉で質の高い社会資本の整備等が可能となる。 地域要件の見直しについては、規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)において、地方公共団体の長が定める入札参加資格に関する事業所の所在地に係る要件について、官公需における中小企業者の受注機会の確保の在り方についての検討とも併せて、競争性の確保の観点から、過度に競争性を低下させるような運用とならないようにするための具体的な推進方策を検討する。(継続的に検討)とされており、早期の見直しを図られるべきである。	地方自治法施行令第167条の5の2等	総務省 国土交通省	公共工事の入札参加資格については、地元事業者を優先する政策などから、発注者の行政区域内に主たる事業所(本社)営業所を有することや過去の工事実績等を入札参加資格としたり、入札招請者の指名に当たり考慮すること等の地域要件の設定が広く行われている。
z0400026	地方公共団体における入札手続の統一化	5021	5021291	社団法人日本経済団体連合会	11	地方公共団体における入札手続の統一化【新規】		官民双方の過度な事務負担を軽減する観点から、地方公共団体における入札、開札手続の電子化を図るとともに、入札申請手続に係る様式の統一化を講じるべきである。		政府調達(公共事業を除く)に係る入札、開札の電子化に伴い、国においては、申請用フォーマットの統一化が既に図られており、各府省がシステムを導入する本年度中には運用が開始されることとなった。こうした国の取り組みを踏まえ、地方公共団体においても、早期に入札、開札に係る手続の電子化を図るよう検討すべきである。また、その際には、業務改革の観点から手続の簡素化について抜本的な見直しを行うとともに、申請基本様式の統一化を図るべきである。 本年6月の規制改革集中受付月間における総務省の回答では、本件に関して各地方公共団体における入札手続の簡素化についての自主的な取り組みが阻害され、当該手続が硬直化する恐れがあると指摘されているが、手続の電子化の導入を検討する過程において、地方公共団体の取組み意欲を阻害しない範囲で必要最低限の様式を統一化することについては、そのような懸念はあたらない。	地方自治法第234条	総務省	地方公共団体が売買、賃借、請負、その他契約を締結する場合には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約またはせり売りの方法によることとされており、入札手続の基本的事項については、地方自治法施行令で定められているが、入札参加資格審査申請に関する書類については、各地方公共団体が独自に定めている。
z0400027	入札参加者資格審査手続の国、地方を通じた様式等の統一化とオンライン化推進	5148	5148001	熊本経済同友会	11	入札参加者資格審査手続の国、地方を通じた様式等の統一化とオンライン化推進		競争入札参加者の資格に関する地方自治法施行令の規定について、審査に必要な項目、申請様式、申請方法等をより細かく規定することにより、国、地方公共団体毎に微妙に異なる取扱いを統一化する。また、究極的には、インターネットを利用したオンライン申請をすべての地方公共団体で可能となるよう環境整備を行う	民間企業が国や地方公共団体との取引をするためには、その前提として競争入札に参加するための資格審査を各団体毎に受ける必要がある。しかし、記載項目や申請様式が団体毎に微妙に異なったり、郵送による受付が認められない団体がある等の取扱いの不統一のため、毎年その手続に膨大な労力を費やしている。様式等の統一化が実現すれば、企業行政双方のコスト削減につながり、国民全体の利益に資するとともに、新規成長分野へのシフトなど経済活性化にもつながると考えられる。	感覚的には資格審査項目の95%程度は各団体に共通している。様式の不統一を招いている現行の取扱いは、企業活動の大きな阻害要因である。新たなルール作りにより様式等の統一化が実現すれば、記載項目が多少増えたとしても、飛躍的に負担軽減となる。やや多めの記載項目の中から各自治体が必要な情報を抽出して判断できるようにすれば、地方自治を優すことにはならないと考えられる。	地方自治法第234条、地方自治法施行令第167条の4、第167条の5、第167条の11	総務省	入札参加者資格審査手続のほか、法人事業税等の税務申告においても同様の隘路(様式や記名方法等の取扱いの不統一)があるので、今回要望した規制改革が実現すれば他の行政事務への波及効果も期待される。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400028	政府調達の透明化の推進	地方自治法施行令第167条の5、第167条の5の2、第167条の10の2第3項～第5項、第167条の11第2項、第3項、第167条の12第4項、地方自治法施行規則第12条の4、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、同施行令、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針	地方公共団体は、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績等を要件とする資格を定めることができる。指名競争入札に参加する者については、その資格を定めなければならない。 一般競争入札及び指名競争入札について、入札に参加する者に必要な資格等を定めたときはこれを公告しなければならない。総合評価一般競争入札及び総合評価指名競争入札についても、落札者決定基準について公告しなければならない。 総合評価競争入札を行うおとるとき、総合競争入札において落札者を決定しようとするときは、又は落札者決定基準を定めようとするときは、予め、それぞれの場合において必要な、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。 地方公共団体には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、同施行令及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の定めるところにより、地方公共団体が行う入札及び契約の適正化の手続に関する他の情報(毎年度の公共工事の発注の見通し、入札者又は落札者等の情報)についても、開示する義務又は努力義務が課せられている。			入札資格基準の透明性と(成否等の)予測可能性を高めることについて 地方公共団体については、地方自治法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等により、入札に参加する者の資格に関する情報ははじめとして、入札及び契約の手続に関する情報を開示することとされており、手続の透明性は図られている。 すべての公共工事の調達に、入札および契約のための標準規格様式を含む調和されたガイドラインの段階的導入について 入札に参加する者に必要な要件については、個々の契約の内容、地域の実情等を踏まえ、各地方公共団体において定めるべきものであるため、ガイドラインを策定することは極めて困難である。 オ 手続の透明性の向上について 地方公共団体については、地方自治法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等により、入札に参加する者の資格に関する情報ははじめとして、入札及び契約の手続に関する情報を開示することとされており、手続の透明性は図られている。 カ 審査の専門化と審査官の独立性の確保について 総合評価競争入札を行うおとるとき、総合評価競争入札において落札者を決定しようとするときは、又は落札者決定基準を定めようとするときは、予め、それぞれの場合において必要な、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないこととされており、手続の透明化、評価者の専門性と独立性が図られている。		5072	5072014	欧州委員会(EU)	11	政府調達の透明化の推進		入札資格基準の透明性と(成否等の)予測可能性を高め、年一度の「経営事項審査」制度との調和を図ること。 経営事項審査「制度を改正し、具体的に行われる公共工事とより密接な関係を持たせた仕組みを導入すること。 公共工事の業種区分と、一業種区分のなかでの種類別許可の基準決定に透明性と客観性を導入すること。 すべての公共工事の調達に、入札および契約のための標準規格様式を含む調和されたガイドラインを段階的に導入すること。 焦点を、入札資格の簡素化、(成否等の)予測可能性、外国企業入札の無差別的取扱い、に絞ること。特に、下記の提案をする。 ア. 経営審査のなかで、煩雑な政府の認定を必要としない形で、子会社や親会社の証明された実績を含む、海外での実績を考慮することを保証する。 イ. 可能な限り、経営事項審査(経営)、建築業許可、プロジェクトごとに要求される入札資格、を調和する。 ウ. 異なった調達機関の間でも、経営事項審査(経営)において、調和された基準の使用を促進する。 エ. プロジェクト施行に必要な企業の技術的能力を査定するために、より高い予測可能性をもち、かつ自動的な仕組みを導入する。 オ. 手続の透明性を向上させる(「備考基準と重点の置き方の明示、審査の結果の公表」)。 カ. 審査の専門化と審査官の独立性を確保する。
z0400029	入札資格基準の透明性の向上、公共事業・建設事業における政府調達のための統一ガイドラインの作成	地方自治法施行令第167条の5、第167条の5の2、第167条の10の2第3項～第5項、第167条の11第2項、第3項、第167条の12第4項、地方自治法施行規則第12条の4、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、同施行令、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針	地方公共団体は、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績等を要件とする資格を定めることができる。指名競争入札に参加する者については、その資格を定めなければならない。 一般競争入札及び指名競争入札について、入札に参加する者に必要な資格等を定めたときはこれを公告しなければならない。総合評価一般競争入札及び総合評価指名競争入札についても、落札者決定基準について公告しなければならない。 総合評価競争入札を行うおとるとき、総合競争入札において落札者を決定しようとするときは、又は落札者決定基準を定めようとするときは、予め、それぞれの場合において必要な、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。 地方公共団体には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、同施行令及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の定めるところにより、地方公共団体が行う入札及び契約の適正化の手続に関する他の情報(毎年度の公共工事の発注の見通し、入札者又は落札者等の情報)についても、開示する義務又は努力義務が課せられている。	透明性の向上: d ガイドラインの作成: c		地方公共団体については、地方自治法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等により、入札に参加する者の資格に関する情報ははじめとして、入札及び契約の手続に関する情報を開示することとされており、手続の透明性は図られている。 統一ガイドラインの作成については、入札に参加する者に必要な要件は、個々の契約の内容、地域の実情等を踏まえ、各地方公共団体において定めるべきものであることから、これに統一した基準等を設けることは不可能であり、適切ではない。		5074	5074010	カナダ	11	入札資格基準の透明性の向上、公共事業・建設事業における政府調達のための統一ガイドラインの作成		カナダは日本に、入札資格基準の透明性向上や、公共事業・建設事業における政府調達のための統一ガイドラインの作成を検討するよう強要(要請)致します。
z0400030	公有地の信託事業の場合の公共用施設の建設等の制限の緩和	地方自治法第238条の5第2項、昭和61年5月30日自治行第61号自治事務次官通知	普通地方公共団体の財産は、普通財産である土地(その土地の定着物を含む。)を、当該団体を受益者とし、政令で定める目的による場合に信託することができる。 普通地方公共団体の公用、公共用施設の建設等は、本来、普通地方公共団体の責任と負担において行われるべきものであることにかんがみ、これを主たる目的とする信託はおこなわないこととする。	c		地方公共団体が信託することができる財産は普通財産である土地に限られるものであり、公用又は公共用に供するものではないことが決定された財産であること。そもそも公有地信託は未利用等の土地を信託により民間に委ね、民間における有効利用を図ることを目的としたものであることに留意しつつ、公用又は公共用施設の建設等を目的とした土地の信託については、将来的な検討課題としたい。		5021	5021109	社団法人日本経済団体連合会	11	公有地の信託事業の場合の公共用施設の建設等の制限の緩和【新規】		公有地信託事業でも公用・公共用施設を主とする施設が建設可能になるよう、規制緩和すべきである。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400028	政府調達透明化の推進	5072	5072014	欧州委員会 (EU)	11	政府調達透明化の推進		<p>入札資格基準の透明性と(成否等の)予測可能性を高め、年一度の「経営事項審査」制度との調和を図ること。</p> <p>「経営事項審査」制度を改正し、具体的に行われる公共工事とより密接な関係を持たせた仕組みを導入すること。</p> <p>公共工事の業種区分と、一業種区分のなかでの種類別許可の基準決定に透明性と客観性を導入すること。</p> <p>すべての公共工事の調達に、入札および契約のための標準規格様式を含む調和されたガイドラインを段階的に導入すること。</p> <p>焦点を、入札資格の簡素化、(成否等の)予測可能性、外国企業入札の無差別的取扱い、に絞ること。特に、下記の提案をする。</p> <p>ア. 経営審査のなかで、煩雑な政府の認定を必要としない形で、子会社や親会社の証明された実績を含む、海外での実績を考慮することを保証する。</p> <p>イ. 可能な限り、経営事項審査(経営)建築業許可、プロジェクトごとに要求される入札資格、を調和する。</p> <p>ウ. 異なった調達機関の間でも、経営事項審査(経営)において、調和された基準の使用を促進する。</p> <p>エ. プロジェクト施行に必要な企業の技術的能力を査定するために、より高い予測可能性をもち、かつ自動的な仕組みを導入する。</p> <p>オ. 手続きの透明性を向上させる(備考基準と重点の置き方の明示、審査の結果の公表)。</p> <p>カ. 審査の専門化と審査官の独立性を確保する。</p>		<p>日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部)</p> <p>1.2.政府調達による。</p>		総務省 国土交通省	
z0400029	入札資格基準の透明性の向上、公共事業・建設事業における政府調達のための統一ガイドラインの作成	5074	5074010	カナダ	11	入札資格基準の透明性の向上、公共事業・建設事業における政府調達のための統一ガイドラインの作成		<p>カナダは日本に、入札資格基準の透明性向上や、公共事業・建設事業における政府調達のための統一ガイドラインの作成を検討するよう強く要請致します。</p>		<p>カナダは、公共事業の入札政策における進展を高評価しています。しかし、透明性の欠如が一因となり、日本における公共事業に参加する外国企業数はまだ非常に少ない状況です。</p>		総務省 国土交通省	
z0400030	公有地の信託事業の場合の公共施設の建設等の制限の緩和	5021	5021109	社団法人日本経済団体連合会	11	公有地の信託事業の場合の公共施設の建設等の制限の緩和【新規】		<p>公有地信託事業でも公用・公共施設を主とする施設が建設可能になるよう、規制緩和すべきである。</p>		<p>公用・公共施設の建設を主たる目的とする信託ができないため、床面積で公用・公共用地が過半の建物は公共用地信託事業では出来ない、現在PF方式により類似の事業がすすめられていることからすれば、公有地信託事業でも公用・公共施設を主とする施設が建設可能になるよう規制緩和が必要である。公共施設建設への民間資金導入の方式の選択枝が増えることで、公共地有効活用件数が増加し、景気停滞を克服する一つの契機ができると考える。</p> <p>2000年以降PF事業は年毎に増加してきており、この傾向は自治体を中心とする公共側のニーズとしてはそのまま継続する可能性が予測されるが、この際これを実現する手法の選択枝を増やしておくことが必要といえる。</p>	<p>地方自治法第96条第1項第7号、同第238条の5第2項 昭和61年5月30日自治行第61号自治事務次官通知</p>	総務省	<p>地方公共団体は、公有地に信託設定することができる(地方自治法238条5項2号)。しかし、この際、公共施設の建設は地方公共団体の責任と負担において行なわれるべきとし、公共施設の建設を主たる目的とする信託は行えない(昭和61年5月30日自治行第61号)。</p>

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400031	クレジットカードおよびATMサービスの利用および受け入れ促進	地方自治法施行令第158条第1項、第158条の2第1項	普通地方公共団体の歳入のうち使用料、手数料、賃料及び貸付金の元利償還金については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。 また、地方税については、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。	d	-	地方自治法施行令第158条、第158条の2において、一定の収入については私人にその徴収又は収納の事務を委託することが認められており、クレジット会社がその集金を地方公共団体に代行して行うことは、現行制度においても可能である。		5071	5071102	米国	11	クレジットカードおよびATMサービスの利用および受け入れ促進		ビジネスによるクレジットカードの利用と、政府サービスへの支払いに対するカード利用を促進。 日本のATMネットワークが国際PINセキュリティおよびネットワーク暗号化標準に強制的に準拠するようにする。 日本クレジットカード協会(JCCA)が有するクレジットカード取引ターミナルの標準化と管理の役割を排除し、「クレジット認証ターミナル」システム(CAT共同利用システム)より、国際的に受け入れられているシステムの利用を促進させる。 クレジットカード不正利用に関する法規制を厳しく施行する。
z0400032	住民票の写しの交付請求に係る運用の統一	住民基本台帳法第12条、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第2条、住民基本台帳事務処理要領第2-3-(2)	請求者の請求の意思を明らかにさせるために、自署又は押印を求めた上で、何人に対しても、住民票の写しの交付を行っている。	c		請求者が請求者本人であり、当該請求者の意思に基づき、交付請求がなされているのかを審査する必要がある。そのため、署名又は押印を求めているところある。法人の請求の場合、代表者の署名又は押印を求めることは、法人の意思の確認方法として一般的であり、住民票の写しの請求においてのみ、異なる扱いをなすべき理由はないため。また、請求者の意思確認の方法は、全国的、汎用的な方法であり、特区において対応することに適さないため。		5085	5085024	オリックス株式会社	11	住民票の写しの交付請求に係る運用の統一		法人が債務者などの住民票の写しの交付請求をする際には、法人の押印が必ずしも必要ではないはずであり、その運用を全国で統一することを要望する。
z0400032	住民票の写しの交付請求に係る運用の統一	住民基本台帳法第12条、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第2条、住民基本台帳事務処理要領第2-3-(2)	請求者の請求の意思を明らかにさせるために、自署又は押印を求めた上で、何人に対しても、住民票の写しの交付を行っている。	c		請求者が請求者本人であり、当該請求者の意思に基づき、交付請求がなされているのかを審査する必要がある。そのため、署名又は押印を求めているところある。法人の請求の場合、代表者の署名又は押印を求めることは、法人の意思の確認方法として一般的であり、住民票の写しの請求においてのみ、異なる扱いをなすべき理由はないため。また、請求者の意思確認の方法は、全国的、汎用的な方法であり、特区において対応することに適さないため。		5086	5086024	社団法人リース事業協会	11	住民票の写しの交付請求に係る運用の統一		法人が債務者などの住民票の写しの交付請求をする際には、法人の押印が必ずしも必要ではないはずであり、その運用を全国で統一することを要望する。
z0400033	住民基本台帳法で定められている住民基本台帳カードの交付要件の緩和	住民基本台帳法第30条の4第1項、第2項、第3項及び第8項	住民基本台帳に記録されている者の内、住民基本台帳カードの交付を求める者に対して、交付している。	d		住民基本台帳カードを有権者に無料で配布することは現行制度においても、可能。		5144	5144001	静岡県掛川市	11	住民基本台帳法で定められている住民基本台帳カードの交付について緩和を求める。		住民基本台帳法第30条の44で、住民基本台帳カードは、申請者に交付することになっているが、有権者には申請が無くとも無料で配布できるものになりたい。
z0400034	地方公務員の給与の支払い通貨(円貨)に係る規制の見直し	地方公務員法第25条第2項	職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。	c	-	給与は、地方公共団体の職員が、責任をもって職務を遂行することの対価として支払われるものである。 給与を通貨で支払うことについては、これら業務の対価として給与を支給する際に、使用者側において資金を搾取するなどの不正を防止することを目的として規定しているものであり、一定期日ごとに支払われるべきものである。 これら、給与が不払いになったり支払いが滞ることは、職員の生活、ひいては公務の遂行に支障がでる恐れがあり、強制的に通貨以外の公債等で支給したりすることはできない。		5110	5110001	今野 一	11	地方公務員の給与の支払いを通貨(円貨)以外でも可能にする。		地方公務員のいわゆる給与支払い三原則である「通貨払い」「直接払い」「全額払い」に例外規定を設け、給与の一部の支払いを通貨(円貨)以外でも可能にする。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400031	クレジットカードおよびATMサービスの利用および受け入れ促進	5071	5071102	米国	11	クレジットカードおよびATMサービスの利用および受け入れ促進		<p>ビジネスによるクレジットカードの利用と政府サービスへの支払いに対するカード利用を促進。</p> <p>日本のATMネットワークが国際PINセキュリティおよびネットワーク暗号化標準に強制的に準拠するようにする。</p> <p>日本クレジットカード協会(JCCA)が有するクレジットカード取引ターミナルの標準化と管理の役割を排除し、クレジット認証ターミナルシステム(CAT共同利用システム)より、国際的に受け入れられているシステムの利用を促進させる。</p> <p>クレジットカード不正利用に関する法規制を厳しく施行する。</p>		世界的に見て、クレジットカードおよびATMカードの利用は急速に増加している。これらのカード利用は、消費者の利便性向上につながり、小売部門に益をもたらしている。北米および欧州では、全店舗の90%がクレジットカードを取り扱い、同地域では、全購入の34%がこれらのカードでなされる。日本での店舗の取り扱い、たったの45%であり、これらカードでの購入は8%にとどまっている。昔からの店舗やATMにおいてカードの受け入れがよくないことは、日本への海外からの訪問者からよく聞かれる不満である。		金融庁 総務省 財務省 経済産業省 警察庁	
z0400032	住民票の写しの交付請求に係る運用の統一	5085	5085024	オリックス株式会社	11	住民票の写しの交付請求に係る運用の統一		<p>法人が債務者などの住民票の写しの交付請求をする際には、法人の押印が必ずしも必要ではないはずであり、その運用を全国で統一することを要望する。</p>		<p>法人が債務者などの住民票の写しの交付請求をする際に、地域によっては法人の押印を必須としているところがある。住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令では請求につき明らかにしなければならない事項として請求者の氏名及び住所を規定しているが押印は義務付けていない。必ずしも押印を義務付ける必要はないと考える。</p>	住民基本台帳法第12条第2項及び第3項 住民基本台帳も一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第2条	総務省	
z0400032	住民票の写しの交付請求に係る運用の統一	5086	5086024	社団法人リース事業協会	11	住民票の写しの交付請求に係る運用の統一		<p>法人が債務者などの住民票の写しの交付請求をする際には、法人の押印が必ずしも必要ではないはずであり、その運用を全国で統一することを要望する。</p>		<p>法人が債務者などの住民票の写しの交付請求をする際に、地域によっては法人の押印を必須としているところがある。住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令では請求につき明らかにしなければならない事項として請求者の氏名及び住所を規定しているが押印は義務付けていない。必ずしも押印を義務付ける必要はないと考える。</p>	住民基本台帳法第12条第2項及び第3項 住民基本台帳も一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第2条	総務省	
z0400033	住民基本台帳法で定められている住民基本台帳カードの交付要件の緩和	5144	5144001	静岡県掛川市	11	住民基本台帳法で定められている住民基本台帳カードの交付について緩和を求める。		<p>住民基本台帳法第30条の44で、住民基本台帳カードは、申請者に交付することになっているが、有権者には申請が無くとも無料で配布できるものとする。</p>	<p>住民基本台帳カードを有権者に無料で配り、選挙の入場券として活用する。各投票所に住基カードリーダーを設置し、パソコンで本人確認(名簿対照兼受付)ができるシステムを構築すれば、投票事務処理の省力化及び選挙経費の削減につながる。</p>	選挙事務は各投票区に数多くの職員を配置する必要があるため、できるだけ選挙投票事務を省力化して少ない職員で安全に事務を行うことができるシステムを構築することが、選挙経費の大幅な削減や住民基本台帳カードの普及につながると考える。	住民基本台帳法第30条の44	総務省	検討の結果、事前にモデル地区等を設定し、調査を行うようであれば、率先して掛川市が手を挙げさせていただきます。
z0400034	地方公務員の給与の支払い通貨(円貨)に係る規制の見直し	5110	5110001	今野 一	11	地方公務員の給与の支払いを通貨(円貨)以外でも可能にする。		<p>通貨(円貨)以外での支払いとは、例えば地域通貨として使用される減価公債を給与の一部に充当することが想定される。</p> <p>全国の自治体財政が逼迫する中、地域通貨の手法を取り入れた減価公債の発行は、自立的な財政運営画のための有効な手段の一つと考えられる。</p> <p>さらに、地域内での流通速度が速いこの通貨は、地域経済の活性化にも役立つ。</p>		<p>減価公債については、まだ一部の自治体で研究が始まったばかりだが、導入するに当たっては、職員の給与や請負代金などの半強制的なものに充当する必要がある。</p> <p>給与の一部に充当する場合、現行制度でも、通貨(円貨)で給与全額をいったん支払ってから、一部の職員に減価公債を買い取ってもらうことも考えられるが、強制力がなくなる。</p>	名称 地方公務員法第25条第2項 該当条項: 職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。」	総務省	(参考HP) 青木講演録/自治体が破産するってホント? 減価公債の検索エンジン

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400035	地方債活用によるESCO事業の普及促進	地方財政法第5条、第5条の3、第33条の7	地方公共団体の歳入は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。ただし、公共施設の建設事業等の財源とする場合には、地方債をもってその財源とすることができる。 地方公共団体は、地方債を起す場合等は、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。(平成17年度までの間は、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。)	f	-	現行においても、耐震化等の施設の耐用年数を延ばすような大規模な改修事業や施設の機能に新しい機能を付加するような改修事業については、地方債の対象としているところ。 地方債は、将来の義務的な財政負担となるものであることから、歳入の財源を安易に地方債に求めるという財政運営は、適当ではない。したがって、施設内の照明施設の取り替え、空調施設等各種設備の単純な更新など、経常的な維持補修の範疇に含まれる事業については、地方債以外の収入をもって賄うことが原則。 また、今回の要望の内容は、財源確保の手段である地方債について、制限を緩和するという単に財政措置を求めるもの。		5125	5125001	埼玉県所沢市	11	地方債活用によるESCO事業の普及促進		ESCO事業(ギャランティード・セイビングス方式)の実施にあたって、地方債許可協議を不要とし、かつ充当率を100%とする。
z0400036	市に対する宝くじ発売権限の付与	当せん金付証券法第4条	都道府県及び政令指定都市等は、公共事業等の費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証券を発売することができる。	f	-	宝くじは、地方財政資金を調達し、公共事業等の公益的事業に活用することを目的とするものであり、できるだけ広く一般住民に均てん化できるよう、原則として広域的な行政主体である都道府県と政令指定都市にのみその発売権限を認めたもの。 宝くじの発売は、昭和20年代には都道府県等が単独で行っていたが、単独では小規模な発売額から、収益が上がらない弊害等を生じ、これを打開するため、現在は都道府県・政令指定都市が広域的に組織する協議会を設置して発売することが定着したものの、市町村が宝くじを発売することについては、上記の宝くじ発売の趣旨や歴史的な経緯も踏まえ様々な検討が行われた結果、現在は、市町村振興宝くじ(サマージャンボ、オータムジャンボ)を発売することとし、その収益を全額市町村に配分し、その収益の活用方法等についても、各県単位で市町村が自ら決定しているところ。したがって、既に市町村が宝くじを発売するのと同様の結果が得られているもの。 この問題は、限られた宝くじの市場の中で都道府県と市町村間での財源配分をどのように行つかという問題に帰着するものであり、現行の仕組みによって合理的な配分がなされているもの。		5121	5121002	埼玉県戸田市	11	市に対する宝くじ発売権限の付与		現在、都道府県、指定都市及び総務大臣が指定する特定の市だけに認められている当せん金付証券(宝くじ)を、市にも適用する。
z0400037	森林バイオマスエネルギー供給に係る地方債の特例の承認	(地方債の制限) 地方財政法第5条第2号及び第5号 地方財政法施行令第1条 (通知) ・地方公営企業に準ずる事業を行う地方公共団体出資に係る法人に対する出資債の取扱い等について(平成31年1月18日付け自治地第2号/自治企一第3号) ・平成15年度の地方債許可方針の運用について(平成15年4月19日付け総財地第133号)	法令上、地方公共団体が地方債を財源として第三セクターに財政支援する場合は、地方財政法第5条第2号に基づき、出資または貸付を行う。地方財政法第5条第5項に基づき、同法施行令第1条に規定される地方公共団体等が出資している法人に対して負担又は補助する場合に限られる。 一方、出資債の取扱い等通知により、地方公営企業に準ずる事業を行う第三セクターに係る出資債は、公営企業債として取扱い、地方公営企業に準ずる事業以外の事業を行う第三セクターに係る出資債は一般単独事業債として取り扱うこととされている。 また、許可方針の運用通知においては、公営企業債の対象となる発電事業を、水力発電、廃棄物発電、ごみ固形燃料発電、風力発電の主に発電施設に限定しているところであり、森林バイオマス発電は起債の対象としていない。	b	-	地方公共団体が第三セクター方式を選択する場合は、第三セクターに関する指針の改定について(総財経第398号)の趣旨を十分留意の上、安易に第三セクターを選択することがないように慎重に判断する必要がある。 そのような前提の上、当該森林バイオマス発電を行う第三セクターへの財政支援事業に係る地方債措置については、まず、地方公共団体が行う住民全体の恒久的な福祉の維持向上に寄与する緊急な事業で、事業効果が大きく地方債を活用することが適当と認められる事業であるかなどの検討を行う必要がある。 また、地方公営企業に準ずる事業を行う第三セクターについては、併せて、採算性を有する必要がある。 森林バイオマス発電は、新たな発電方式のため技術的には発展途上であり、政府においても技術開発やフィールドテストなどの様々な取り組みを行っているところであり、採算性の見極めには、これらの取り組みの推移を見守る必要がある。		5020	5020001	岩手県金ヶ崎町	11	森林バイオマスエネルギー供給に係る地方債の特例		第三セクターが森林バイオマスをエネルギー源とした特定電気事業を行う場合に限り、当該事業を地方公営企業に準ずる事業と位置づけ、第三セクターが建設する当該事業に係る施設建設費の負担に対して、第三セクター構成市町村が地方債をもって財源とすること、その際の第三セクター要件を撤廃すること。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400035	地方債活用によるESCO事業の普及促進	5125	5125001	埼玉県所沢市	11	地方債活用によるESCO事業の普及促進		ESCO事業(ギャランティード・セイビングス方式)の実施にあたって、地方債許可協議を不要とし、かつ充当率を100%とする。	市庁舎等についてESCO事業の実施により地球温暖化防止及びエネルギーの安定供給に寄与するとともに、光熱水費の経費節減を図りつつ施設設備の改修を行う。	地方債第5条の建設地方債の原則からすると、庁舎設備の維持・更新の性格が強い工事は起債対象とはされにくい。しかし、ESCO事業において、施設の維持・更新と新たな設備投資とは明確な区別は困難であり、その効果が将来にわたるESCO事業の性格から工事内容の如何を問わず将来にわたって負担を求めることが合理的である。したがって、起債活用により初期投資を抑制することでESCO事業を実施しやすくする必要がある。	地方財政法第5条 第33条の7 地方債許可方針	総務省	
z0400036	市に対する宝くじ発売権限の付与	5121	5121002	埼玉県戸田市	11	市に対する宝くじ発売権限の付与		現在、都道府県、指定都市及び総務大臣が指定する特定の市だけに認められている当せん金付証券(宝くじ)を、市にも適用する。	都道府県と同様とする。	独自の宝くじを販売し、財源の確保を図る。宝くじを発売することにより、地域経済の活性化につなげ、全国的に厳しい経済状況を少しでも緩和する。	当せん金付証券法第4条第1項	総務省	なし
z0400037	森林バイオマスエネルギー供給に係る地方債の特例の容認	5020	5020001	岩手県金ケ崎町	11	森林バイオマスエネルギー供給に係る地方債の特例		第三セクターが森林バイオマスエネルギー源とした特定電気事業を行う場合に限り、当該事業を地方公営企業に準ずる事業と位置づけ、第三セクターが建設する当該事業に係る施設建設費の負担に対して、第三セクター構成市町村が地方債をもって財源とすること、その際の第三セクター要件を撤廃すること。	第三セクターが森林バイオマス等ガス化プラントを建設し、そのガスを燃料として供給し、若しくは発電施設の併設によって電力として特定需要者に供給しようとするものであります。特定事業者とは当面、市町村が有する公共施設や市町村等が造成販売した工業団地内企業等を想定するものである。多くの市町村にとって公共施設の電気、暖房に係る経費の捻出並びに公有林の有効活用について課題となっているものと思われ、こうした実情を踏まえ、その課題解決の選択肢の一つとして森林バイオマスを活用した新エネルギーの導入を促進し、将来的には技術革新による低廉な電気の使用を目標とするものであります。	バイオマス・ニッポン総合戦略(平成14年12月27日閣議決定)に掲げる「バイオマス・ニッポン」実現に向けた具体的目標を踏まえ、地方公共団体が先導的役割を担うため、地方公共団体が構成員となって取り組む場合、その財源として地方債をあてることができるものであります。地方公共団体が公営企業として電気事業に取り組むことは可能ですが、単なる電気事業ではなく昨今の地球温暖化防止の役割を、新エネルギー導入と組み合わせることで、新エネルギー導入と組み合わせることで、先駆的な当該事業を公営企業に準ずる事業として位置付けを必要とするものであります。	(地方債の制限) 地方財政法第5条第5号 地方財政法施行令第1条	総務省	電気事業法第17条第2項第1号の特定供給における「密接な関係」の定義の廃止 【添付資料】 「提案の趣旨書」 「仮称 森林バイオ活用エネルギー特別区構想」の実現に向けた全国規模の規制特例の提案書

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400037	(上記の続き) 森林バイオマスエネルギー供給に係る地方債の特例の容認							5020	5020001	岩手県金ヶ崎町	12	(上記の続き) 森林バイオマスエネルギー供給に係る地方債の特例		
z0400038	懲戒減給処分の公平化(企業職員、単純労務職員)	地方公営企業法第39条第1項 地方公務員法第58条第3項	企業職員については、地方公営企業法第39条第1項より地方公務員法第58条第3項が適用除外となっている。	c		地方公営企業は、地方公共団体の行政の一環として行われるものであるが、その経営に当たっては、公共性の確保とともに企業の経済性の発揮が強く要請されるものである。企業の経済性の発揮のためには、企業経営に対する政治的介入を排除して企業に自主独立性を付与し、かつ、企業が機動的に活動できる態勢をとることが必要であることから、地方公営企業の経営組織については一般行政組織から切り離しているものである。また、企業職員は、独立採算原則の下に経営される企業に従事する職員であり、一般の行政事務に従事するものではなく、むしろ、その従事している業務は民間企業における類似の業務と共通する性格を有していることから、労働関係については地方公務員法を全面的に適用することは適当でないものである。したがって、一般行政職員と企業職員の取り扱いに差があることは制度上許容されることであり、全国及び特区において要望への対応は不可能である。		5136	5136001	青森県弘前市	11	懲戒減給処分の公平化(企業職員、単純労務職員)		地方公営企業法第39条第1項と地方公営企業労働関係法附則第51項による地方公務員法第58条第3項の適用除外を緩和することで、企業職員と単純労務職員についても、地方公務員法第58条第3項を適用し、一般行政職員と同様に労働基準法第91条の減給処分についての制限を受けず、公平な取扱い(懲戒処分)が可能としてほしい。
z0400039	固定資産税の納付様式の統一および納付手続等の電子化	地方税法第362条、第364条、第383条	固定資産税納付書の様式は、法令に特段の定めがなく、様式は各市町村の定めるところによっている。また、固定資産税の納税義務者は、交付された納税通知書、課税明細書に基づき、各事業所等が所在する市町村が定めた納付書により納付しなければならない。固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年、償却資産課税台帳の登録および当該償却資産の価格の決定に必要な事項を所在地の市町村長に申告しなければならない。	前段c 後段b		固定資産税納付書の様式については、各市町村と金融機関等における収納処理システムが構築され、その運用が定着している。現時点において各市町村の様式を変更させ、様式を統一することとした場合には、当該既存のシステム変更が余儀なくされ、各市町村に多大な経費の負担をかける。一方、納付書は、口座振替納税を行う場合や、今後普及が見込まれる電子納税の場合には、そもそも使用されない様式であるとともに、申告書のように納税者が作成する様式ではないことから、全市町村に多額のコスト負担を強いてまで様式を統一することは、コストと効用の比較考量の視点から問題が残る。市町村への意識調査でも、こうした理由から反対の意見が多く寄せられている。以上のことから、納付書の様式そのものを統一することは困難であるが、できる限り納税者の事務が円滑に進むよう、要望主体の意見を踏まえつつ、今後とも納税環境の整備に努めてまいりたい。納税通知書の交付及び納付手続の電子化については、今年度の地方税電子納税プロジェクトの中で研究開発を実施し、その成果を踏まえて平成15年度中に地方公共団体へモデルシステム仕様書を提示する予定である。また、納税通知書の電子的交付については、先般決定された構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針にて、平成15年度中に地方税の納税通知書の交付の電子化を可能とすることを受けて、今年度中に法令上必要な措置を行うこととしている。		5021	5021164	社団法人日本経済団体連合会	11	固定資産税の納付様式の統一および納付手続等の電子化		固定資産税の納付書の様式を全国的に統一する。また、固定資産税の納税通知書、課税明細書の交付および納付手続を電子化すべきである。償却資産の申告を電子化すべきである。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400037	(上記の続き) 森林バイオマスエネルギー供給に係る地方債の特例の容認	5020	5020001	岩手県金ケ崎町	12	(上記の続き) 森林バイオマスエネルギー供給に係る地方債の特例			(上記の続き) 森林バイオマスの活用による電力発電の分野は新しく、現在、その技術的な研究、実証実験が繰り返されているところであり、す。がしかし、課題となっているのが、発電に必要なエネルギー源の森林の確保(低コストによる供給確保)であり、設備の低コスト化であります。 森林バイオマスのガス化事業は、単に電力供給のみでなく水素生産も可能であることから、水素エネルギー社会の構築の礎となる可能性も大であります。森林資源は循環型社会の構築に適合し、森林国の日本の地域特性に応じた特区構想も全国的に普及するものと思われま。	(上記の続き) 事業化には森林資源の収集・運搬・育成、ガス化発電の技術、事業運営のそれぞれのノウハウが結びつくことが現実的でありそのため第三セクターでの取り組みを想定しているものであります。 第三セクターの設立は当該事業が電気供給のみならず水素生産への事業展開が見込めることから、株式会社の形態を想定しているものであります。地方債を財源とする場合の第三セクター要件の撤廃により、財政難に苦しむ自治体においても取り組みやすくしようとすることがあります。		総務省	
z0400038	懲戒減給処分の公平化(企業職員、単純労務職員)	5136	5136001	青森県弘前市	11	懲戒減給処分の公平化(企業職員、単純労務職員)		地方公営企業法第39条第1項と地方公営企業労働関係法附則第5項による地方公務員法第58条第3項の適用除外を緩和することで、企業職員と単純労務職員についても、地方公務員法第58条第3項を適用し、一般行政職員と同様に労働基準法第91条の減給処分についての制限を受けず、公平な取扱い(懲戒処分)が可能としたい。	職員が懲戒処分を受ける場合、同一事由による処分であれば、同程度の量定・効果の処分であることが平等取扱の原則にかなうものと考えられるため、一般行政職員、企業職員、単純労務職員と、区分にかかわらず、同一事由が発生した場合の懲戒処分について、処分の量定・効果に不均衡が生じないよう同一の量定・効果の懲戒処分が可能となる公平な人事管理体制を確立する。	企業職員と単純労務職員については、地方公営企業法第39条第1項と地方公営企業労働関係法附則第5項により地方公務員法第58条第3項が適用除外となる結果、労働基準法第91条(制裁規定の制限)の規定が適用となり、減給処分を行う場合に、平均賃金の1日分の半額までしか減給できず、同一事由による懲戒処分であっても、その量定及び効果について一般行政職員等より有利な扱いとなるため、不均衡を生じ、公平な人事管理が困難な状況である。(労働基準法第91条の規定が適用されるかどうかについて明確にされておらず、当分の間適用があるものとして処置するのが適当とされている。)	地方公営企業法第39条第1項、地方公営企業労働関係法附則第5項、地方公務員法第58条第3項、労働基準法第91条	総務省	関係通知文...昭和42年5月1日自治公発第19号 不公平となる例
z0400039	固定資産税の納付様式の統一および納付手続等の電子化	5021	5021164	社団法人日本経済団体連合会	11	固定資産税の納付様式の統一および納付手続等の電子化		固定資産税の納付書の様式を全国的に統一する。また、固定資産税の納税通知書、課税明細書の交付および納付手続を電子化すべきである。 償却資産の申告を電子化すべきである。	固定資産税は、地方公共団体によって納付書の様式が異なっている場合がある。そのため、全国展開している企業や納付を受け付ける金融機関にとって、事務が煩雑になるとともに、業務の情報化の阻害要因となっている。様式の統一によって、企業、行政双方において、納税事務が簡略化・効率化され、コスト削減と生産性の向上につながることを期待される。電子化に先駆けて、書類様式の統一を早急に行うべきである。 これに関連して、全国市長会も、平成15年3月25日付の「電子自治体推進に関する提言」において、事務事業や手続、業務組織から帳票類に至るまでの徹底的な標準化が必須」とした上で、標準化の作業等に当たって、国の積極的な支援を求めている。	地方税法第362条、第364条、第383条	総務省	固定資産税の納税義務者は、交付された納税通知書、課税明細書に基づき、各事業所等が所在する市町村が定めた納付書により、税金を納付しなければならない。 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年、償却資産課税台帳の登録および当該償却資産の価格の決定に必要な事項を所在地の市町村長に申告しなければならない。	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400039	(上記の続き) 固定資産税の納付様式の統一および納付手続等の電子化					(上記の続き) 今後はモデルシステム仕様書に基づいて各地方団体に納税通知書の交付及び納税手続の電子化が図られるものと考えている。 償却資産の申告を含めた地方税の申告手続の電子化については、平成13年度から14年度にかけて、インターネットを活用した地方税申告に関する研究開発を行い、平成14年12月に、システムを構築する際の「地方税電子申告システムモデルシステム仕様書」を地方団体に提示したところである。 今後はモデルシステム仕様書に基づいて各地方団体において地方税の申告手続等の電子化が図られるものとするが、システム構築に多額の費用がかかるなど、個別の地方団体による対応には困難な面があることから、地方公共団体の相互協力により地方税電子化の円滑な導入を推進し、安定的に運営することを目的として、「地方税電子化協議会」が平成15年8月に設立されたところであり、総務省としてもこれを支援して、地方税電子申告システムの導入を促進していく所存である。		5021	5021164	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 固定資産税の納付様式の統一および納付手続等の電子化		
z0400040	港湾関係諸税(とん税、特別とん税、船舶固定資産税)ならびに諸料金(入港料等)の適正化	地方税法第349条の3第5項、第6項 同附則第15条第371項、381項	船舶に係る固定資産税は、当該船舶の停泊の状況等一定の条件によって、各港湾の所在する市町村に配分(さらに、港湾が2以上の市町村に渡る場合は、停泊の状況や港湾費の額等で配分)され、配分を受けた市町村が課税徴収している。 なお、既に、各種船舶について固定資産税の課税標準の特例措置が設けられている。	f	-	f 単に税の減免等の従来型の財政措置をもとめるものである。		5035	5035001	社団法人日本船主協会	11	港湾関係諸税(とん税、特別とん税、船舶固定資産税)ならびに諸料金(入港料等)の適正化	港湾関係諸税(とん税、特別とん税、船舶固定資産税)並びに諸料金(入港料等)の徴収の考え方を明確にした上で、諸外国のそれらと比べて適正化を図ること。	
z0400041	外形標準課税の廃止	地方税法第72条の2第1項・第2項	平成16年4月1日以降に開始する事業年度より、資本金1億円超の法人に対して、付加価値割及び資本等の金額による外形標準課税を法人事業税に導入する。	f		税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはならない。		5072	5072004	欧州委員会(EU)	11	外形標準課税の廃止	EUは、企業事業税から外形標準課税を廃止することを提案する。	
z0400042	還付加算金・延滞金の乗率を条例で定める	地方税法第17条の4及び附則第3条の2 地方税法第321条の2第2項、同条第12第2項 他	還付加算金は、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう)が7.3%に満たない場合は、特例基準割合が還付加算金の率となる。	c	-	税の滞納等の際に課される延滞金は、期限内に納付した納税者との間の負担の公平の確保、滞納防止等の観点から設けられたものであり、制度の安定性や明確性について十分な配慮が必要である。したがって、その乗率は長期的かつ広範な視点から全国一律に設定されるべき性格のものである。また、還付加算金は、地方団体の徴収金に関する不当利得の返還に伴う民法上の法定利息の特例であり、地方団体の徴収金の納付遅延に延滞金が課されること等を勘案したものであるため、延滞金の取扱いと同様に、その乗率は長期的かつ広範な視点から全国一律に設定されるべき性格のものである。そのため、仮に要望を認めたとすると、全国で還付加算金・延滞金の乗率が異なることとなり、国民全体の納税者間の平等の観点から適当ではない。		5147	5147002	岐阜県多治見市	11	還付加算金・延滞金の乗率を条例で定める	地方公共団体が、議会の承認を受け、条例により還付加算金・延滞金の乗率を制定することができるものとする。	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400039	(上記の続き) 固定資産税の納付様式の統一および納付手続等の電子化	5021	5021164	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 固定資産税の納付様式の統一および納付手続等の電子化				(上記の続き) なお、「全国規模での規制改革要望」に対する各省庁からの再回答について(平成15年8月11日総合規制改革会議)によれば、様式統一については、その必要性及び可否について十分に調査・研究する必要がある。様式統一の実施を断念するかどうかはその調査等の結果を待って判断することとしたい」とされているが、速やかに検討に着手し、早期に実現することを期待する。また、規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応方針について(平成15年9月19日)によれば、電子納税に関するモデルシステム仕様書を平成15年度中に提示することにより、地方税納付手続の電子化を促進するとされている。納付様式を統一するとともに、固定資産の申告、納税通知書等の交付および納付という一連の手続を電子化することにより、企業、行政双方におけるコスト削減と生産性の向上が期待されるとともに、企業においては固定資産管理の効率化にも資することになる。		総務省	
z0400040	港湾関係諸税(とん税、特別とん税、船舶固定資産税)ならびに諸料金(入港料等)の適正化	5035	5035001	社団法人日本船主協会	11	港湾関係諸税(とん税、特別とん税、船舶固定資産税)ならびに諸料金(入港料等)の適正化		港湾関係諸税(とん税、特別とん税、船舶固定資産税)並びに諸料金(入港料等)の徴収の考え方を明確にした上で、諸外国のそれらと比べて適正化を図ること。		船舶の入港に際して、わが国港湾においては、とん税、特別とん税、船舶固定資産税の港湾関係諸税ならびに入港料等の港湾関係諸料金などが賦課されている。わが国の港湾の効率的運営を実現し、かつ国際競争力を回復するためには、これら港湾関係諸税ならびに諸料金の徴収の考え方を明確にし、かつ諸外国と比較した上で適正化を図るべきである。	とん税法第1条、特別とん税法第1条、地方税法、港湾法第44条2項等	財務省 総務省 国土交通省	
z0400041	外形標準課税の廃止	5072	5072004	欧州委員会(EU)	11	外形標準課税の廃止		EUは、企業事業税から外形標準課税を廃止することを提案する。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.1.海外直接投資(FDI)につながるようなビジネス環境のさらなる改善 並びに、 1.1.1.ビジネス上のコスト削減 による。		総務省	
z0400042	還付加算金・延滞金の乗率を条例で定める	5147	5147002	岐阜県多治見市	11	還付加算金・延滞金の乗率を条例で定める		地方公共団体が、議会の承認を受け、条例により還付加算金・延滞金の乗率を制定することができるものとする。	地方公共団体が、長期プライムレート市中金融機関の預金利率等を動議し、議会の承認を受け、条例により乗率を制定する。	平成12年度に法改正で利率が下げられたものの、空前の低金利時代といわれながら、4%以上が必ず保証される特別基準割合が一般常識とかけ離れており、特に還付加算金は予測不可能である支出であるがゆえに地方公共団体の財政を圧迫することとなり、その見込みに苦慮している。	地方税法第17条の4及び附則第3条の2 地方税法第321条の2第2項、 同条第12第2項 他	総務省	税以外の徴収金との関係を調整する必要がある。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400043	不正軽油対策の強化	地方税法 第700条の28等	第700条の28 (軽油引取税に係る脱税に関する罪)5年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金	a		総務省では、不正軽油の製造・販売を撲滅するため、各都道府県における不正軽油対策協議会等の設置を促進し、税務、消防、警察、環境等関係機関・部門の連携を強化するとともに、「脱税に関する罪」の罰則の引上げ、混和等の承認を受ける義務等に違反して製造された軽油の譲受け等に関する罪の創設等脱税対策の強化等を内容とする平成16年度地方税制改正に向けた作業を進めるなど、引き続き軽油引取税に係る脱税対策を推進していくこととしている。		5145	5145007	東京都	11	不正軽油対策		不正軽油の製造等を取り締まる実効性のある対策を講じるとともに、軽油引取税の脱税や不正軽油の製造、販売及び消費に対する罰則を強化すること。 硫酸ビッチの不法投棄に対する罰則を強化すること。
z0400044	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	地方税法 第151条の2、第152条、第699条の11等	自動車保有関係手続は、自動車の検査・登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に向いて手続を行う必要がある。	b		e- Japar重点計画において、平成17年にはシステム稼働開始を目指すこととされており、平成17年のシステム稼働に向けて、関係行政機関及び関係民間団体と調整を行っているところであり、現在、自動車保有関係手続のワンストップサービスのシステム構築を進めている。		5021	5021207	社団法人日本経済団体連合会	11	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		1. 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる行政手続(検査・登録～国、車庫証明・納税～地方、自賠責保険確認～国)等の電子化は、規制改革推進3か年計画において、平成17年を目標に稼働開始(平成15年度中目途に一部地方公共団体で試験運用)となっているが、これを実現するため、下記の事項を含め早急に検討・具体化すべきである。 (1) 検査・登録等諸手続 自動車の検査・登録手続等の電子化 軽自動車の検査・届出手続等の電子化 納税証明書の添付に代わる電子化の検討 抹消・移転登録手続の電子化 (2) 自動車取得税の納付手続 納付手続の電子化 (3) 自動車税 軽自動車税納付及び還付手続 納付及び還付手続の電子化 電子化に向けた納付及び還付手続の合理化 納税に係る行政と所有者の有する電子情報の交換
z0400044	(上記の続き) 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等							5021	5021207	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		(上記の続き) (4) 重量税納付手続等 納付手続等の電子化 (5) 保管場所証明申請手続 申請手続の電子化及び電子化に向けた申請手続の全国統一化 電子化に向けた添付書類の簡素化等 (6) 自賠責保険付保 付保手続の電子化及び電子化に向けた手続の合理化 (7) 所有者に対する所有自動車に係る登録事項等の電子的開示 2. なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たっての検討等を行うべきである。
z0400044	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	地方税法 第151条の2、第152条、第699条の11等	自動車保有関係手続は、自動車の検査・登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に向いて手続を行う必要がある。	b		e- Japar重点計画において、平成17年にはシステム稼働開始を目指すこととされており、平成17年のシステム稼働に向けて、関係行政機関及び関係民間団体と調整を行っているところであり、現在、自動車保有関係手続のワンストップサービスのシステム構築を進めている。		5085	5085017	オリックス株式会社	11	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録～国、車庫証明・納税～地方、自賠責保険確認～国)等の電子化は、規制改革推進3か年計画において、平成17年を目標に稼働開始(平成15年度中目途に一部地方公共団体で試験運用)となっているが、これを実現するため、添付資料記載の事項を含め早急に検討・具体化していくこと。なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たっての検討等を行うこと。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400043	不正軽油対策の強化	5145	5145007	東京都	11	不正軽油対策		不正軽油の製造等を取り締まる実効性のある対策を講じるとともに、軽油引取税の脱税や不正軽油の製造、販売及び消費に対する罰則を強化すること。 硫酸ピッチの不法投棄に対する罰則を強化すること。		不正軽油の使用に伴う大気汚染や不正軽油を製造する過程で副産物として発生する硫酸ピッチの不法投棄の問題などが顕在化している。 不正軽油の製造等の罰則を強化し、不正軽油による環境悪化を防止する必要がある。	地方税法 廃棄物処理法	総務省 環境省	
z0400044	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	5021	5021207	社団法人日本経済団体連合会	11	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		1.自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる行政手続(検査・登録～国、車庫証明・納税～地方、自賠責保険確認～国)等の電子化は、規制改革推進3か年計画において、平成17年を目標に稼働開始(平成15年度中目途に一部地方公共団体で試験運用)となっているが、これを実現するため、下記の事項を含め早急に検討・具体化すべきである。 (1)検査・登録等諸手続 自動車の検査・登録手続等の電子化 軽自動車の検査・届出手続等の電子化 納税証明書の添付に代わる電子化の検討 抹消・移転登録手続の電子化 (2)自動車取得税の納付手続 納付手続の電子化 (3)自動車税 軽自動車税納付及び還付手続 納付及び還付手続の電子化 電子化に向けた納付及び還付手続の合理化 納税に係る行政と所有者の有する電子情報の交換		手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)が多大な事務負担を強いられている。これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があるが、電子化の検討に際しては、利用者の意見を十分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないように配慮することが重要である。	道路運送車両法、自動車登録令、関係省令 自動車の保管場所の確保等に関する法律、関係省令 自動車重量税法、関係省令 自動車損害賠償保障法、関係省令 地方税法、関係省令 地方自治体条例等	国土交通省 財務省 総務省 警察庁 経済産業省 環境省	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる行政手続は、それぞれ所管官庁が異なり、手続申請窓口が陸運支局、警察署、都道府県税事務所、その他に分かれている。このため、申請内容は多くの項目で重複し、申請に必要な添付書類も多く、その発行機関が国・地方に跨っている。
z0400044	(上記の続き) 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	5021	5021207	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		(上記の続き) (4)重量税納付手続等 納付手続等の電子化 (5)保管場所証明申請手続 申請手続の電子化及び電子化に向けた申請手続の全国統一化 電子化に向けた添付書類の簡素化等 (6)自賠責保険付保 付保手続の電子化及び電子化に向けた手続の合理化 (7)所有者に対する所有自動車に係る登録事項等の電子的開示 2.なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たっての検討等を行うべきである。				国土交通省 財務省 総務省 警察庁 経済産業省 環境省	
z0400044	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	5085	5085017	オリックス株式会社	11	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録～国、車庫証明・納税～地方、自賠責保険確認～国)等の電子化は、規制改革推進3か年計画において、平成17年を目標に稼働開始(平成15年度中目途に一部地方公共団体で試験運用)となっているが、これを実現するため、添付資料記載の事項を含め早急に検討・具体化していくこと。なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たっての検討等を行うこと。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いっている。また、リース会社の事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があると考えられる。電子化の検討に際しては、利用者の意見を十分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないように配慮する必要がある。	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等	国土交通省 財務省 総務省 警察庁 経済産業省 環境省	<添付資料> 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続等の電子化に際しての検討事項

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400044	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	地方税法第151条の2、第152条、第699条の11等	自動車保有関係手続は、自動車の検査・登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に出向いて手続を行う必要がある。	b		e-Japan重点計画において、平成17年にはシステム稼働開始を目指すこととされており、平成17年のシステム稼働に向けて、関係行政機関及び関係民間団体と調整を行っているところであり、現在、自動車保有関係手続のワンストップサービスのシステム構築を進めている。		5086	5086017	社団法人リース事業協会	11	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・国、車庫証明・納税・地方、自賠責保険確認・国)等の電子化は、規制改革推進3か年計画において、平成17年を目標に稼働開始(平成15年目途に一部地方公共団体で試験運用)となっているが、これを実現するため、添付資料記載の事項を含め早急に検討・具体化していくこと。なお、試験運用を行う際、大量の自動車所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たった際の検討等を行うこと。
z0400045	連結決算制度の改善	地方税法第23条等	地方税(法人住民税・法人事業税)については従来どおり単体法人を納税単位とする。	f		税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはならない。		5072	5072003	欧州委員会(EU)	11	連結決算制度の改善		EUは、日本政府が産業界の関心事項に対応し、企業が連結決算制度を効果的に活用が可能となるよう以下の措置をとることを要請する。 連結決算を選択した企業に課されている2%の付加税を撤廃すること。この種の税は欧州には存在しない。 連結納税の対象を100%出資子会社に限定するという制約を、50%にまで引き下げる。 連結グループに入る際、会社の連結前の欠損金は通算されないこと。 連結グループ加入のためには課税対象資産の再評価を受けなければならないという要件を廃止すること。 連結納税制度を採用するためには100%子会社のすべてを連結の対象としなければならないという要件を廃止すること。 連結には地方税も含めること。法人住民税と法人事業税関連の税制は可能な限り簡素化され、それにより関連地方税申告の準備に要する行政負担が軽減されること。
z0400046	電気事業者及びガス事業者等に認められる「公益特権」のリース会社への適用	地方税法第349条の3 第1項、第31項	一般電気事業者の変電所及び送電施設の用に供する一定の償却資産、ガス事業者のガス事業の用に供する一定の償却資産については、固定資産税の課税標準の特例措置が設けられている。	f	-	f単に税の減免等の従来型の財政措置をもとめるものである。		5086	5086026	社団法人リース事業協会	11	電気事業者及びガス事業者等に認められる「公益特権」のリース会社への適用		電気事業者及びガス事業者には、固定資産税の課税標準特例措置、都市計画法における都道府県知事許可取得の免除等の「公益特権」が与えられているが、当該事業者がリースによって設備を導入する場合に同様の措置をリース会社に講ずること。
z0400047	保安法令の重複適用の排除	消防法	消防法：火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し、もって安寧秩を保持し、社会公共の福祉の増進に資する。 石炭法：石油コンビナートの災害の防止に関する他の法律と相まって、災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図り、国民の生命、身体及び財産を保護する。	d	-	保安四法については、その更なる合理化・整合化を図るため、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」における検討結果を踏まえて、申請書類の共通化、検討結果の相互活用等の様々な措置を講じているところである。また、例えば、屋外貯蔵タンクの水压試験に係る基準に関しては、高圧ガス保安法又は労働安全衛生法との整合化が図られているところであるが、今後も他の法令の基準によっても危険物施設について同等以上の安全性が確保される場合は、整合化を図っていくこととしている。		5021	5021131	社団法人日本経済団体連合会	11	保安法令の重複適用の排除		装置を構成している一つ一つの機器・設備までが、複数の法令によって重複して規制を受けることのないように、各法の適用範囲に係る指定基準を策定し、それに則って、重複適用を排除すべきである。 少なくとも、さらなる合理化・整合化に向けた措置として、機器・設備に適用される適用法令を装置ごと一括して適用することとすべきである。 第一段階として、例えば改造・増設を伴わない変更(維持補修等)については、法令の重複適用を解消すべきである。
z0400047	(上記の続き) 保安法令の重複適用の排除							5021	5021131	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 保安法令の重複適用の排除		

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400044	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	5086	5086017	社団法人リース事業協会	11	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・国・車庫証明・納税・地方、自賠責保険確認・国)の電子化は、規制改革推進3か年計画において、平成17年を目標に稼働開始(平成15年目途に一部地方公共団体で試験運用)となっているが、これを実現するため、添付資料記載の事項を含め早急に検討・具体化していくこと。なお、試験運用を行う際、大量の自動車所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たっての検討等を行うこと。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。また、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があると考えられる。電子化の検討に際しては、利用者の意見を十分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないように配慮する必要がある。	道路運送車両法、自動車登録法、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等	国土交通省 財務省 総務省 警察庁 経済産業省 環境省	<添付資料> 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続等の電子化に際しての検討事項
z0400045	連結決算制度の改善	5072	5072003	欧州委員会(EU)	11	連結決算制度の改善		EUは、日本政府が産業界の関心事項に対応し、企業が連結決算制度を効果的に活用が可能となるよう、以下の措置をとることを要請する。 連結決算を選択した企業に課されている2%の付加税を撤廃すること。この種の税は欧州には存在しない。 連結納税の対象を100%出資子会社に限定するという制約を、50%にまで引き下げる。 連結グループに入る際、会社の連結前の欠損金は通算されないこと。 連結グループ加入のためには課税対象資産の再評価を受けなければならないという要件を廃止すること。 連結納税制度を採用するためには100%子会社のすべてを連結の対象としなければならないという要件を廃止すること。 連結には地方税も含めること。法人住民税と法人事業税関連の税制は可能な限り簡素化され、それにより関連地方税申告の準備に要する行政負担が軽減されること。		日本の規制改革に関するEU優先提案(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.1.海外直接投資(FDI)につながるようなビジネス環境のさらなる改善 並びに、 1.1.1.ビジネス上のコスト削減による。	財務省 総務省		
z0400046	電気事業者及びガス事業者等に認められる「公益特権」のリース会社への適用	5086	5086026	社団法人リース事業協会	11	電気事業者及びガス事業者等に認められる「公益特権」のリース会社への適用		電気事業者及びガス事業者には、固定資産税の課税標準特例措置、都市計画法における都道府県知事許可取得の免除等の「公益特権」が与えられているが、当該事業者がリースによって設備を導入する場合に同様の措置をリース会社に講じること。		電気事業者及びガス事業者においてはリースの利用ニーズが高まりつつあるが、リースによる場合も、「公益特権」を活用できることが望ましい。		総務省 国土交通省	
z0400047	保安法令の重複適用の排除	5021	5021131	社団法人日本経済団体連合会	11	保安法令の重複適用の排除		装置を構成している一つの機器・設備までが、複数の法令によって重複して規制を受けることのないように、各法の適用範囲に係る指定基準を策定し、それに則って、重複適用を排除すべきである。 少なくとも、さらなる合理化、整合化に向けた措置として、機器・設備に適用される適用法令を装置ごとに一括して適用することとすべきである。 第一段階として、例えば改造・増設を伴わない変更(維持補修等)については、法令の重複適用を解消すべきである。		コンピナート事業所の機器、設備は全体で一つのシステムとして機能しており、保安諸法はそれぞれ異なる目的と対象を有するものの、現状の規制はプラント全体の総合的な保安確保の目的には必ずしもそぐわないものとなっている。 例えば、石油精製、石油化学のプロセスは、貯蔵タンクを除きほとんどが気液混合の、大気圧を超える状態であるため、消防法、高圧ガス保安法または労働安全衛生法が複数適用され、許可申請、完成検査(落成検査)、検査記録の作成・保存等において、重複して行うことになっている。(高圧ガス保安法と労働安全衛生法は運用上、適用区分されている。)	消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法 石油コンピナート等災害防止法	総務省 厚生労働省 経済産業省	石油コンピナートに適用される保安諸規制は、法ごとに異なる省庁が所管することから、技術基準、申請・立会要件等が異なり、重複規制を受けている。 例えば、大気圧以上の機器について、消防法では「圧力タンク」、高圧ガス保安法では「ガス設備、高圧ガス製造設備」、労働安全衛生法では「圧力容器」と異なる名称で規制している。このため、装置を構成している一つの機器・設備までが、消防法と高圧ガス保安法あるいは労働安全衛生法と複数の法令によって重複して規制を受けることとなっている。 こうした規制の重複は、技術基準の性能規定を推進する上で妨げとなっているほか、事業者には、基準の解釈と整合性の確保、申請手続、検査への対応等、多大な負担を強いられることとなっている。
z0400047	(上記の続き) 保安法令の重複適用の排除	5021	5021131	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 保安法令の重複適用の排除		(上記の続き) 石油コンピナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者委員会」では、保安四法の重複適用を排除し、整合化等合理化を進めるとしているが、法改正を伴う抜本的な合理化は検討されていない。申請・届出書類の様式統一に止まらない合理化を実施すべきである。 一設備または一装置について一法令の適用となれば、許認可にかかる手続きが簡素化され、負担が軽減される。		(上記の続き) 石油コンピナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者委員会」では、保安四法の重複適用を排除し、整合化等合理化を進めるとしているが、法改正を伴う抜本的な合理化は検討されていない。申請・届出書類の様式統一に止まらない合理化を実施すべきである。 一設備または一装置について一法令の適用となれば、許認可にかかる手続きが簡素化され、負担が軽減される。		総務省 厚生労働省 経済産業省	

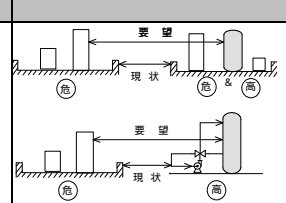
管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400047	保安法令の重複適用の排除	消防法	<p>消防法：火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し、もって安寧秩を保持し、社会公共の福祉の増進に資する。</p> <p>石炭法：石油コンビナートの災害の防止に関する他の法律と相まって、災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図り、国民の生命、身体及び財産を保護する。</p>	d	-	保安四法については、その更なる合理化・整合化を図るため、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」における検討結果を踏まえて、申請書類の共通化、検討結果の相互活用等の様々な措置を講じているところである。また、例えば、屋外貯蔵タンクの水圧試験に係る基準に関しては、高圧ガス保安法又は労働安全衛生法との整合化が図られているところであるが、今後も他の法令の基準によっても危険物施設について同等以上の安全性が確保されるときは、整合化を図っていくこととしている。		5077	5077001	任意団体	11	保安規制の一元化		<p>石油コンビナート事業所の保安確保のあり方について、つぎの観点から関係各法の枠を超えた検討を行う「整合化委員会」を発足させ、石油コンビナート等に係る保安規制のより一層の合理化を進めていただきたい。</p> <p>国際整合性のとれた保安規制とする。 性能規定化のもとに民間規格の積極的活用を推進する。 一層の自主保安を促進し、許認可制に基づく「事前審査型」から「実行監視型」の保安規制に移行する。</p>
z0400048	消防法の認定制度の範囲拡大及び自主検査の導入	消防法第11条の2	危険物施設に係る認定事業者制度は、石油コンビナート等特別防災区域内等の事業所のうち、市町村長等が、工事管理を含む保安のための優れた体制を有することが実績からも明らかであると認める事業所については、当該事業所が行う危険物施設の特定の変更工事に係る完成検査又は完成検査前検査について、当該市町村長等が当該事業所の自主検査結果を活用して、完成検査又は完成検査前検査を実施できる制度である。対象となるタンクとしては、タンク容量1,000kl未満のタンクとなっている。	c	-	近年の危険物施設に係る事故件数の増加傾向を踏まえると、重要な変更工事にっては消防機関が現地に赴き安全のチェックを行うことが不可欠である。市町村長等が実施する完成検査前検査や完成検査の際に自主検査結果を活用することができるというものは、屋外タンク貯蔵所に関しては対象がタンク容量1,000kl未満のタンクに限られているが、事故発生時の被害の重大性等の保安の観点から、対象の拡大は困難である。		5021	5021140	社団法人日本経済団体連合会	11	消防法の認定制度の範囲拡大及び自主検査の導入【新規】		<p>認定の対象を、屋外貯蔵タンクについては容量制限を撤廃し、完成検査、完成検査前検査(溶接検査、基礎地盤検査)、水張検査および保安検査まで拡大すべきである。さらに、上記の認定制度に自主検査を導入すべきである。</p>
z0400048	消防法の認定制度の範囲拡大及び自主検査の導入	消防法第11条の2	危険物施設に係る認定事業者制度は、石油コンビナート等特別防災区域内等の事業所のうち、市町村長等が、工事管理を含む保安のための優れた体制を有することが実績からも明らかであると認める事業所については、当該事業所が行う危険物施設の特定の変更工事に係る完成検査又は完成検査前検査について、当該市町村長等が当該事業所の自主検査結果を活用して、完成検査又は完成検査前検査を実施できる制度である。対象となるタンクとしては、タンク容量1,000kl未満のタンクとなっている。	c	-	近年の危険物施設に係る事故件数の増加傾向を踏まえると、重要な変更工事にっては消防機関が現地に赴き安全のチェックを行うことが不可欠である。市町村長等が実施する完成検査前検査や完成検査の際に自主検査結果を活用することができるというものは、屋外タンク貯蔵所に関しては対象がタンク容量1,000kl未満のタンクに限られているが、事故発生時の被害の重大性等の保安の観点から、対象の拡大は困難である。		5077	5077007	任意団体	11	消防法の認定制度の合理化及び適用範囲の拡大		<p>危険物施設に関する認定事業者制度は、変更工事に係る完成検査において、事業者が検査した結果を活用して市町村長等が可否を判断する制度となっている。認定対象範囲にタンク容量1万kl未満までの特定屋外貯蔵タンクを含める。 ・上記認定対象内であれば保安距離又は保有空地に変更を伴うものも認定制度対象に含める。 ・qを製造プロセスの新設又は製造施設の貯蔵取扱指定数量の増加が20%を超えるもの」に変更する。</p>
z0400049	消防法上の非常用電源における対象設備の見直し	消防法施行規則第12条第4号ロ 自家発電設備の基準(昭和48年消防庁告示第1号)	消防法施行規則第12条第4号ロにより自家発電設備の要件が規定されており、具体的な基準は自家発電設備の基準(昭和48年消防庁告示第1号)で示されているところ。	b		b 現在、規制改革3か年計画(再改定)において、消防法上の非常用電源における対象設備の見直しについて検討することが示されており、平成16年度末までに対応することとしている。本要望内容についても現在検討しているところである。		5021	5021254	社団法人日本経済団体連合会	11	常用防災兼用ガスタービン発電設備に係る技術指針の見直し【新規】		<p>都市ガス専焼の常用防災兼用ガスタービン発電設備に関して、地震時に都市ガスの供給安定性が確保される場合で、設備の起動時にのみ予備燃料を使用する設備の予備燃料の保有量については、定格負荷における連続運転可能時間より短い時間の連続運転に足る量でも可能となるよう、技術指針等の中で明確にすべきである。</p>

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400047	保安法令の重複適用の排除	5077	5077001	任意団体	11	保安規制の一元化		<p>石油コンビナート事業所の保安確保のあり方について、つぎの観点から関係各法の枠を超えた検討を行う整合化委員会を発足させ、石油コンビナート等に係る保安規制のより一層の合理化を進めていただきたい。</p> <p>国際整合性のとれた保安規制とする。性能規定化のもとに民間規格の積極的活用を推進する。</p> <p>一層の自主保安を促進し、許認可制に基づく事前審査型から実行監視型の保安規制に移行する。</p>	<p>石油コンビナートに適用される保安諸規制は、法規ごとに各省庁に分割所管されているため、技術基準、申請・立会要件等が異なり、技術基準の性能規定化を推進する上で妨げとなっているほか、事業者は基準の解釈と整合性の確保、申請手続き、官庁検査への対応などに多大の労力が必要。</p> <p>現行法規の枠内での保安四法の合理化、整合化については保安四法整合化実務者検討委員会の報告に基づき、改善がなされたところ(危険物タンク定期保安検査と内部点検の周期、危険物施設の検査主体等)が、法改正などを伴う抜本的な合理化・整合化の検討はなされていない。</p> <p>これに対し英米では、約30年前に法規及び行政機関の整理・統合が行われ、これによって効率的かつ合理的に規制が行われている。</p>	<p>コンビナート事業所の各機器は全体でひとつのシステムとして機能する。現在の保安諸法はこれを高圧ガス、危険物、压力容器、レイアウト等に分けて規制しており、プラント全体の総合的保安確保の目的にはそぐわない。これを事業者が自主的に法規の隙間を埋めながら管理している。</p> <p>また、事業の国際化が進んでおり、事業者は柔軟な技術基準の採用が必要になっているが、規制対象が技術基準に及んでおりその制定・維持管理に官民とも多大な労力と費用を要している。</p> <p>保安諸法は、それぞれ異なる目的と対象を有しているものの、コンビナート事業に関する限り、所内の人と設備の安全及び地域の安寧の確保という目的は共通であり、石油化学産業を始めとするコンビナート事業所の保安確保の実態を踏まえて、それぞれの法規の枠を超えた一体的な規制が可能なのである。</p> <p>即ち、法規毎に詳細な技術基準を定める代わりに、性能規定のもと民間規格の活用を図る。</p> <p>基準適合を審査し許認可を与える代わりに、規定遵守状況を適宜確認する自主保安尊重型の保安規制に移行する。</p> <p>国際整合性のもとに公平な国際競争を可能とする。なお、コンビナート事業所に対する日本の規制の現状は、添付のとおり英米における1970年以前の状況に類似しており、日本においても現在の社会と産業の実態に即したものはなっていない。</p> <p>【効果】 効果的な保安規制とすることができ、事業者の国際競争力の強化に寄与する。</p>	<p>高圧ガス保安法 労働安全衛生法 消防法 石油コンビナート等災害防止法 (電気事業法)</p>	<p>経済産業省 総務省 厚生労働省</p>	<p>添付 - 1</p>
z0400048	消防法の認定制度の範囲拡大及び自主検査の導入	5021	5021140	社団法人日本経済団体連合会	11	消防法の認定制度の範囲拡大及び自主検査の導入【新規】		<p>認定の対象を、屋外貯蔵タンクについては容量制限を撤廃し、完成検査、完成検査前検査(溶接検査、基礎地盤検査)、水張検査および保安検査まで拡大すべきである。</p> <p>さらに、上記の認定制度に自主検査を導入すべきである。</p>	<p>高圧ガス保安法では、所有者、管理者等の自己責任原則の下、自主検査を認めており、整合性を図るべきである。</p> <p>消防法では自主検査が認められておらず、事業者が検査を完了しても市町村が交付する完成検査消書を得るまで、使用できない期間が長くなっている。</p>	<p>危険物施設の変更工事にかかる完成検査等について、平成11年3月17日消防庁通達 消防第22号</p>	<p>総務省</p>	<p><範囲の拡大> 消防法の認定制度では、屋外貯蔵タンクについてはその範囲が「完成検査」ならびに「完成検査前検査(水張り検査)」に限定されており、その対象も1000kl未満のタンクに制限されている。</p> <p><自主検査の導入> 完成検査の認定制度は、事業者自身が検査した結果を活用し、市町村長などが合否を判断することとされており、高圧ガス保安法の認定制度のように、自ら検査を行った事業者が判断できない。</p>	
z0400048	消防法の認定制度の範囲拡大及び自主検査の導入	5077	5077007	任意団体	11	消防法の認定制度の合理化及び適用範囲の拡大		<p>危険物施設に係る認定事業者制度は、石油コンビナート等特別防災区域内等の事業所のうち、市町村長等が、工事管理を含む保安のための優れた体制を有することが実績からも明らかであると認める事業所については、当該事業所が行う危険物施設の変更工事に係る完成検査又は完成検査前検査について、当該市町村長等が当該事業所の自主検査結果を活用して、完成検査又は完成検査前検査を実施することができる制度である。</p> <p>対象となるタンクについては、タンク容量1,000kl未満のタンクとなっている。また下記項目は適用範囲外となっている。</p> <p>a)保安距離又は保有空地に変更を伴うもの b)製造プロセスに著しい変更をもたらすもの c)又は製造施設の処理能力に著しい増加をもたらすもの</p>	<p>認定の範囲が狭く求められる要件や提出資料等が多く、現状での制度の活用ではメリットがなく、認定取得事業所が極めて少ない。</p> <p>【効果】 自主保安による保安管理レベルの向上、検査費用の削減</p>	<p>認定対象範囲： 危険物施設の変更工事に係る完成検査等について(消防庁危険物規制課長通達 H11.3.17消防第22号)</p>	<p>総務省</p>		
z0400049	消防法上の非常用電源における対象設備の見直し	5021	5021254	社団法人日本経済団体連合会	11	常用防災兼用ガスタービン発電設備に係る技術指針の見直し【新規】		<p>都市ガス専焼の常用防災兼用ガスタービン発電設備に関して、地震時に都市ガスの供給安定性が確保される場合、設備の起動時にのみ予備燃料を使用する設備の予備燃料の保有量については、定格負荷における連続運転可能時間より短い時間の連続運転に足る量でも可能となるよう、技術指針等の中で明確にすべきである。</p>	<p>都市ガス専焼の常用防災兼用ガスタービン発電設備には、高い圧力でのガス供給を行うためのガス圧縮機を必要とする設備がある。非常時にこのようなガスタービン発電設備を起動するためには、ガス圧縮機が所定の圧力を確立するまでの時間(約2分以内)が必要であり、その後都市ガス導管からのガス供給が可能となる。</p> <p>この際、この常用防災兼用ガスタービン発電設備が「ガス専焼発電設備用ガス供給系統評価委員会」において「都市ガスの安定供給ができる」と認定されれば、その後は、都市ガス導管による燃料の安定供給が確保できる。</p>	<p>自家発電設備の基準(平成13年3月30日消防庁告示第26号) 消防設備用発電設備技術指針(消防庁予防課監修、(社)日本内燃力発電設備協会、消防用設備の電源としての自家発電設備検討委員会)</p>	<p>総務省</p>	<p>常用防災兼用発電設備(建物の消防設備)に対し、常時安定して電力を供給することに加え、停電時にも非常用電源として電力を供給できる発電設備)は、燃料供給の途絶に備え、定格負荷における連続運転可能時間に消費される燃料と同じ量以上の容量の燃料を保有することが定められている。ただし、都市ガスを用いる常用防災兼用発電設備のうち、「ガス専焼発電設備用ガス供給系統評価委員会」において「都市ガスの安定供給ができる」と認定された常用防災兼用発電設備は、予備燃料の設置が不要である。</p>	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400049	(上記の続き) 消防法上の非常用電源における対象設備の見直し							5021	5021254	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 常用防災兼用ガスタービン発電設備に係る技術指針の見直し【新規】		
z0400049	消防法上の非常用電源における対象設備の見直し	消防法施行規則第12条第4号イ 蓄電池設備の基準(昭和48年消防庁告示第2号)	消防法施行規則第12条第4号イにより自家発電設備の要件が規定されており、具体的な基準は蓄電池設備の基準(昭和48年消防庁告示第2号)で示されているところ。	b		b 現在、規制改革3か年計画(再改定)において、消防法上の非常用電源における対象設備の見直しについて検討することが示されており、平成16年度末までに対応することとしている。本要望内容についても現在検討しているところである。		5021	5021256	社団法人日本経済団体連合会	11	ナトリウム 硫黄(NAS)電池の常用・非常用電源兼用に向けた法整備【新規】		平成15年3月28日に閣議決定された「規制改革推進3か年計画(再改定)」では、平成15年度中に新型蓄電池(レドックスフロー電池及びナトリウム 硫黄電池)を消防法上の消防用設備等非常用電源として取り扱うことについて検討し、結論を得ることとされていることから、以下の事項について、早期に措置することを求めたい。 蓄電池設備の基準」にNAS電池等の新型蓄電池を非常用電源に適合するものとして追加すべきである。 常用電源が復旧した時は、自動的に非常用電源から常用電源に切り替える」とする規定を撤廃し、NAS電池等の新型蓄電池の常用・非常用電源の兼用を認めるべきである。
z0400050	燃料電池の建築物からの離隔距離	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第16条第5号「火災予防条例(例)第12条	家庭用燃料電池を内燃機関による発電設備に準ずるものとした場合、発電設備を屋外に設置する際、建築物から3m以上の距離を保つことと規定されている。	a		消防法は、家庭用燃料電池を設置する場合、住宅等の建築物から3m以上の距離を置くことを必要としているが、安全性の検証結果等を踏まえた上で、我が国の住宅事情でもその普及を促進するよう、保有距離について必要な見直しを行う。	当該要望については、「規制改革推進3か年計画(再改定)」の「家庭用燃料電池の設置に関する建築物との「保有距離」の見直し(平成15年度中に実験データを取得した上で、平成16年度中に措置)」に該当するものであり、その進捗を確認し、遅延なき措置を求めるものである。	5021	5021259	社団法人日本経済団体連合会	11	燃料電池の建築物からの離隔距離		燃料電池の建築物からの離隔距離を、家庭用ガス給湯器(12~70kw)と同等の、上方60cm、側面15cm程度とすべきである。
z0400051	燃料電池発電設備の消防法に基づく設置届出の廃止	火災予防条例(例)第44条	火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備で、火災予防条例(例)第44条に規定されているものについては消防長(消防消長)に届け出なければならないこととされている。家庭用燃料電池を内燃機関による発電設備に準ずるものとした場合、届け出の義務が発生する。	a		家庭用燃料電池については、発電設備に該当、又は内燃機関による発電設備に準ずるものとした場合、消防長への設置届出を必要としている。しかしながら、家庭用燃料電池の普及を図る観点から、安全確保に必要な技術基準等の整備を行った上で、設置届出を不要とする。	当該要望については、「規制改革推進3か年計画(再改定)」の「消防法に基づく設置届出義務の見直し(平成15年度中に実験データを取得した上で、平成16年度中に措置)」に該当するものであり、その進捗を確認し、遅延なき措置を求めるものである。	5021	5021258	社団法人日本経済団体連合会	11	燃料電池発電設備の消防法に基づく設置届出の廃止【新規】		家庭用燃料電池発電システムについては設置届出を不要とすべきである。
z0400052	消防署への申請、届出書類の統一	消防法施行規則第3条	消防法第8条において、一定規模以上の防火対象物の管理について権原を有する者は、防火管理者を定め、その防火管理者は管理について権原を有する者の指示を受けて消防計画を作成し、消防計画作成(変更)届出書と添付した消防計画を所轄消防長(消防署長)に届け出なければならない。	c		消防計画作成(変更)届出書については、消防法施行規則第3条第1項の別記様式第1号の2において、統一した様式が定められているが、添付の消防計画の内容については、それぞれの防火対象物の防火管理業務の実態に応じて相違するものであるから、統一した消防計画の様式を定めることは困難である。		5015	5015028	日本チェーンストア協会	11	消防署への申請、届出書類の統一		・消防署への届出様式の統一化 ・市町村によりまちまち届出書の様式統一化

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400049	(上記の続き) 消防法上の非常用電源における対象設備の見直し	5021	5021254	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 常用防災兼用ガスタービン発電設備に係る技術指針の見直し【新規】				(上記の続き) しかし、自家発電設備に要求される電源投入までの所要時間(40秒以内)を満たすことができないため、電源投入当初からガス圧縮機が所定の圧力を確立するまでの間は、予備燃料を使ってガスタービン発電設備を運転することとなる。 この場合、予備燃料を用いる時間は、ガス圧縮機が所定の圧力を確立するまでの短時間(約2分以内)であるが、現行の技術指針では、この方式に用いる予備燃料の保有量が規定されておらず、実際には定格負荷における連続運転可能時間に消費される燃料と同じ量以上の予備燃料の設置が求められることとなり、過剰な設備投資となっている。		総務省	(上記の続き) 自家発電設備を非常用電源とする場合、常用電源の停電後40秒以内に、電圧確立及び投入がされなければならない。 起動時に予備燃料を用いるガスタービン発電設備については起動後、主燃料であるガスの供給を受けるまでに約2分以内の時間を必要とするものがあるため、都市ガスの安定供給ができる場合でも規定される量の起動用予備燃料の保有が求められる。
z0400049	消防法上の非常用電源における対象設備の見直し	5021	5021256	社団法人日本経済団体連合会	11	ナトリウム 硫黄(NAS)電池の常用・非常用電源兼用に向けた法整備【新規】		平成15年3月28日に閣議決定された「規制改革推進3か年計画(再改定)」では、平成15年度中に新型蓄電池(レドックスフロー電池及びナトリウム 硫黄電池)を消防法上の消防用設備等非常用電源として取り扱うことについて検討し、結論を得ることとされていることから、以下の事項について、早期に措置することを求めたい。 「蓄電池設備の基準」にNAS電池等の新型蓄電池を非常用電源に適合するものとして追加すべきである。 常用電源が復旧した時は、自動的に非常用電源から常用電源に切り替える」とする規定を撤廃し、NAS電池等の新型蓄電池の常用・非常用電源の兼用を認めるべきである。		現状NAS電池を用いた非常用電源システムは、個別システム毎に(財)日本消防設備安全センターに評価申請をしている。また、非常用としての使用が認められても、兼用ができないために常用と非常用に蓄電池設備を二重に設置しなければならない。 NAS電池等の新型蓄電池は、主にピークカット用電源として利用されているが、非常用の電力を保存して非常用電源機能を持たせたシステムも可能であり、左記要望実現により、一層の普及が図れるとともに、設備の有効利用によるより経済的な防災システムが構築できる。	消防法施行規則 第12条第4号の八 蓄電池設備の基準(平成13年5月11日消防庁告示第27号)	総務省	消防法では、一部の消防用設備等には非常用電源(非常用電源専用受電設備、自家発電設備及び蓄電池設備)の付置が義務付けられており、蓄電池設備については「蓄電池設備の基準」に適合するものとされているが、ナトリウム 硫黄電池(以下「NAS電池」という)等の新型蓄電池は認められていない。 またNAS電池は常用と非常時電源の兼用できる機能をもつが、消防法施行規則では、非常用電源は停電時のみ切替え、常用電源が復旧した時には自動的に非常用電源から常用電源に切替られるものと定義されている。
z0400050	燃料電池の建築物からの離隔距離	5021	5021259	社団法人日本経済団体連合会	11	燃料電池の建築物からの離隔距離		燃料電池の建築物からの離隔距離を、家庭用ガス給湯器(12~70kw)と同等の、上方60cm、側面15cm程度とすべきである。		現在各社が開発中の家庭用燃料電池システムは、キュービクルの表面温度が60以下であり、木壁面温度も100以下になるため、離隔距離を0.1mとしても火災予防上問題ない。左記見直しにより、家屋、マンションなどに容易に設置できるようになり、家庭用燃料電池の普及促進につながる。 平成15年3月の「規制改革推進3か年計画(再改定)」においては、本内容について「平成16年度に必要な見直しを行う」とされているほか、「燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議」でも規制の再点検項目として取り上げられ検討されていることから、遅延なく措置することを求めたい。	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第5条、第16条第五号(平成14年3月6日公布、平成15年1月1日施行)東京都火災予防条例第12条他	総務省	燃料電池発電設備は、家庭向けの小型のものであっても、火力発電設備に準ずるとされ、建築物から3m以上の距離を保たねばならない。消防長または消防署長が火災予防上支障がないと認める場合はこの限りではないが、例えば東京都火災予防条例では、離隔距離は最小0.6mとなっている。
z0400051	燃料電池発電設備の消防法に基づく設置届出の廃止	5021	5021258	社団法人日本経済団体連合会	11	燃料電池発電設備の消防法に基づく設置届出の廃止【新規】		家庭用燃料電池発電システムについては設置届出を不要とすべきである。		給湯湯沸器(個人住居用、あるいは70kW未満)や変電設備(50kW未満)は、届出不要であり、発電機能付き給湯湯沸器ともいえる家庭用燃料電池発電システムについても届出不要とすべきである。 平成15年3月の「規制改革推進3か年計画(再改定)」では、本件について「平成16年度に措置する」とされており、燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議でも規制の再点検項目として取り上げられ検討されている。したがって、設置に係る負担を軽減し、家庭用燃料電池の普及促進につなげる観点からも、遅延なく措置することを求めたい。	火災予防条例(例)第44条 東京都火災予防条例 第57条	総務省	定置用燃料電池発電設備は、家庭向けの小型のものであっても発電設備として消防庁(消防署長)への設置届出が必要である。
z0400052	消防署への申請、届出書類の統一	5015	5015028	日本チェーンストア協会	11	消防署への申請、届出書類の統一		・消防署への届出様式の統一化市町村によりまちまちな届出書の様式統一化	・統一できる様式は統一した方が現場での作成が容易になると共に本社から指示、通達が統一に対応できる。	・市町村により消防計画等の様式がまちまちである。 様式第1号の2により届出書の表紙の様式は確定しているが、添付の消防計画に関する統一された様式がない。	消防法	総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400053	保安距離の合理化および対象設備の明確化	危険物の規制に関する政令第9条第1項第1号	危険物の製造所等の一部については、高圧ガス施設の内一定のものから所定の距離を保つこととされている。	-	-	危険物製造所等が高圧ガス施設に対してとることとされている保安距離については、危険物製造所等との位置関係から安全上支障がないと判断できる場合には、特例を適用して緩和することが可能であるとしている。(平成13年3月29日通知)		5077	5077010	任意団体	11	保安距離の合理化および対象設備の明確化		1.保安距離は、危険物施設の外側に適して縮小する 2.保安距離はつぎの基準により確保することとし、周知する。 危険物の製造所等のサイトは、外壁やこれに相当する工作物ではなく危険物を保有する塔、貯槽等の機器の外表面を起点に測定対象となる高圧ガスの製造施設等の場合は、高圧混在の有無に関わらず、特定設備の外表面までの距離を測定
z0400054	危険物一般取扱所の設置に関する規制の緩和	危険物の規制に関する政令第19条第1項、第2項	一般取扱所の位置、構造及び設備に関する基準は、原則として棟単位又は工程単位により規定されているが、取扱所の形態によっては、部分設置が可能な基準を定めている。	d	-	一般取扱所の位置、構造及び設備に関する基準は、危険物保安のため必要なものである。 なお、吹きつけ塗装、洗浄、焼入れ、ボイラー、ローリー充てん、容器詰め替えなど、一定の形態の一般取扱所については、部分設置を可能とする特例基準が規定されている。		5021	5021138	社団法人日本経済団体連合会	11	危険物一般取扱所の設置に関する規制の緩和【断規】		既存工場の一部に危険物一般取扱所を設置する場合には、間仕切壁の耐火構造化、出入口の自動閉鎖扉化等、安全確保に必要な構造基準を明確にし、当該措置を講ずることにより、部分設置を可能とすべきである。
z0400055	危険物施設における「単独荷卸し」実施の適用対象の拡大	消防法第13条第3項	製造所等において、危険物取扱者以外の者は、甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物を取り扱ってはならない。	b	-	給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの単独荷卸しについては、一定の要件の下運用を認めているところであるが、その範囲の拡大については、危険物施設の位置、構造及び設備の状況、危険物の貯蔵・取扱方法、流通形態や事業所の体制等について、幅広く検討することが必要である。		5021	5021139	社団法人日本経済団体連合会	11	危険物施設における「単独荷卸し」実施の適用対象の拡大【断規】		給油取扱所と同条件の設備、取扱上の措置を施した配送先については、特約店の配送センターや一般工場等の「屋外タンク貯蔵所」ならびに「地下タンク貯蔵所」でも単独荷卸の実施を認めるべきである。
z0400056	引火性液体危険物の定義の見直し	消防法第2条第7項 消防法別表第1、備考	危険物第4類危険物(引火性液体)は、引火点の上限を250度未満としており、引火点250度以上は非危険物としている。	c	-	平成9年3月の規制緩和推進計画(再改定)で、消防法における引火性液体の規定のあり方について、安全性を損なわないことを前提として、検討することとされた。総務省消防庁としては、これを受けて、調査検討を行った結果、火災危険性、火災発生状況から消防法第4類(引火性液体)の物品について引火点の上限を設定し、引火点250度以上のものを危険物から除外した(消防法の一部を改正する法律(平成13年7月4日法律第98号))、日本における危険物保安の観点から引火性液体の引火点の上限を93とすることは困難である。		5021	5021141	社団法人日本経済団体連合会	11	引火性液体危険物の定義の見直し【断規】		引火性液体危険物については、国際基準と整合化を図り、引火点の上限を93度に引き上げるべきである。 引火点区分については、国連で製造現場や消費段階を含む全ての段階において、世界共通で利用できる「化学物質の分類および表示の世界調和システム」の採用が決定するなどしており、各国並みに見直すべきである。
z0400057	病院施設における避難経路の基準の緩和	消防法施行令第25条第1項第1号 消防法施行令別表第一	消防法施行令第25条により、避難器具の設置基準が示されており、消防法施行規則第26条においては、避難器具の減免に係る要件が規定されている。	e	-	要望中の消防法施行規則第26条に関する記載「避難階段または地上に通じる避難階段が2以上設置されていなければならない」は、避難器具が減免できる場合の要件であり、避難階段を2以上設けることを規制しているものではない。		5021	5021111	社団法人日本経済団体連合会	11	病院施設における避難経路の基準緩和【断規】		避難用のエレベータが確保されているといった実質的な防災上の条件を満たす場合、建築基準法ならびに同施行令で定められているオフィスビルの避難経路設置基準をもって適法とすべきである。(建築基準法施行令121条1項5号口は、オフィスビルの5階以下の部分では、避難階の直上階については居室の床面積が200m ² を超える場合についてのみ2方向避難路の設置を義務付けている)

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400053	保安距離の合理化および対象設備の明確化	5077	5077010	任意団体	11	保安距離の合理化および対象設備の明確化		1.保安距離は、危険物施設のハザードに応じて縮小する 2.保安距離はつぎの基準により確保することとし、周知する。 危険物の製造所等のサイトは、外壁やこれに相当する工作物ではなく危険物を保有する塔、貯槽等の機器の外壁を起点に測定対象となる高圧ガスの製造施設等の場合は、高圧混在の有無に関わらず、特定設備の外壁までの距離を測定	危険物の製造所等の位置は、高圧ガスの製造の施設等から当該製造所等の外壁またはこれに相当する工作物までの間に保安距離として20mが規定されている。 即ち、保安距離は危険物を取り扱う機器ではなく外壁等からの距離で規定 高圧ガスの製造施設が高圧混在の場合は、高圧ガス設備を包含する危険物製造所の囲い(ダイク、カマチ)からの距離として運用	高圧混在の施設が存在し許可されているにも関わらず、他工程の高圧ガス施設との間の保安距離確保が規定されており、不合理である。 高圧ガス設備と危険物施設のハザードを特定評価することなく保安距離が一律に規定されている。保安距離を保ち安全性を確保しなくてはならない対象物が明確でなく保安距離を保つ必要がない低圧ガスの配管や高圧混在の危険物設備の外壁(または相当する工作物)まで規制している。 【効果】 機能性基準に基づく安全規制、敷地の有効利用。	危険物の規制に関する政令第9条危険物の規制に関する規則 第12条など	総務省	
z0400054	危険物一般取扱所の設置に関する規制の緩和	5021	5021138	社団法人日本経済団体連合会	11	危険物一般取扱所の設置に関する規制の緩和【新規】		既存工場の一部に危険物一般取扱所を設置する場合については、間仕切壁の耐火構造化、出入口の自動閉鎖扉化等、安全確保に必要な構造基準を明確にし、当該措置を講じることにより、部分設置を可能とすべきである。	工場の一部において有機溶剤等危険物を指定数量以上使用し、取扱う場合、原則として工場全体が危険物一般取扱所として規制されることになる。新設工場の場合は基準に則った対応が可能であるが、既存工場の場合、改造等基準を満たすための措置を講じることが困難な場合が多い。 製造品目の変更や、製造方法や機械設備の進歩に伴い、従来一般取扱所ではなかった建物を一般取扱所に変更せざるを得ない場合があるが、合理的な対応が困難となっている。	消防法第10条 危険物の規制に関する政令第9条(製造所の基準)	総務省	危険物一般取扱所の構造基準は、危険物製造所構造基準を準用することになっており、保安距離ならびに保安空地の確保が指定されているほか、建物全体にかかる構造、設備基準が定められている。 この基準によれば、一般取扱所の建物は一般建物と隣接して設置することができず、独立した建物とする必要がある。	
z0400055	危険物施設における「単独荷卸し」実施の適用対象の拡大	5021	5021139	社団法人日本経済団体連合会	11	危険物施設における「単独荷卸し」実施の適用対象の拡大【新規】		給油取扱所と同条件の設備、取扱上の措置を施した配送先については、特約店の配送センターや一般工場等の「屋外タンク貯蔵所」ならびに「地下タンク貯蔵所」でも単独荷卸の実施を認めるべきである。	特約店の配送センターや一般需要家は、既に単独荷卸が認められている給油取扱所よりも出入りする者が関係者に限定されている。 さらに、灯油センター、一般工場等への配送では、殆どが単一油種であり、コンタミネーションの可能性は低い。	給油取扱所における単独荷卸に係る運用について」(平成11年2月25日消防法第16号)	総務省	給油取扱所においては、一定の安全設備、ローリー運転者の教育訓練実施等、所要の措置が講じられた場合、給油取扱所側の危険物取扱者の立会いがなくても荷卸作業が認められるが、給油取扱所に含まれない特約店配送センターや一般需要家では単独荷卸が認められていない。	
z0400056	引火性液体危険物の定義の見直し	5021	5021141	社団法人日本経済団体連合会	11	引火性液体危険物の定義の見直し【新規】		引火性液体危険物については、国際基準と整合化を図り、引火点の上限を93度に引き上げるべきである。 引火点区分については、国連で製造現場や消費段階を含む全ての段階において、世界共通で利用できる「化学物質の分類および表示の世界調和システム」の採用が決定するなどとしており、各国並みに見直すべきである。	世界各国(英、仏、独、蘭、米)の国内法では、100度前後を上限として、それ以上の引火点を有する物質に対して、引火性危険物としては事実上規制しておらず、その管理は事業者の自己管理に委ねられている。 他方わが国では、規制に伴い、石油製品を消費する多くの産業において、貯蔵、製造、流通、管理等のコストが高み、負担となっている。 危険物施設の火災事故と一般の火災事故の発生件数を比較し、また地震対策などの安全対策の推進状況を勘案しつつ、制度の国際整合化を図ることが望まれる。	消防法第2条(用語の例)	総務省	引火点の上限設定については、250度以上の引火性液体危険物是非危険物とされている。	
z0400057	病院施設における避難経路の基準の緩和	5021	5021111	社団法人日本経済団体連合会	11	病院施設における避難経路の基準緩和【新規】		避難用のエレベータが確保されているといった実質的な防災上の条件を満たす場合、建築基準法ならびに同施行令で定められているオフィスビルの避難経路設置基準をもつて適法とすべきである。(建築基準法施行令121条1項5号口は、オフィスビルの5階以下の部分では、避難階の直上階については居室の床面積が200㎡を超える場合についてのみ2方向避難路の設置を義務付けている)	防災対策、安全対策が十分取られる必要性についてはオフィスビルも病院も全く同じである。よって、病院とオフィスビルとで2方向避難路の設置が義務付けられる要件が同じでしかるべきである。要は、安全に避難階に達することができるよう設備が実質的に整っていることが大事なのであり、病院についてオフィスビルと異なった2方向避難路の設置を義務付けるのはあまりにも画一的であると考え、建築ストックの有効活用が求められるなか、高層ビル等への病院入居が効率的なケースがある。しかし、オフィスビルと病院との防災・安全基準が異なっていることがオフィスビルへの病院入居の妨げになっているのは不合理である。	消防法17条 消防法施行令別表1、消防法施行令25条1項 消防法施行規則26条 建築基準法施行令121条1項5号	総務省	消防法施行令別表1(六)に掲げられる病院で、2階建て以上、収容人員20人以上のもの(消防法施行令25条1項)については、避難階または地上に通じる避難階段が2以上設置されていなければならない(消防法施行規則26条)。	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400058	屋上非公共用ヘリポートにおけるドクターヘリへの給油行為の容認	消防法第10条第4項		c	-	給油取扱所については、延焼防止等の火災予防上の観点から地盤面上に設置することを前提としており、建築物の上に設置することは適当ではない。		5139	5139004	愛知医科大学高度救命救急センター 中日本航空株式会社	11	愛知ドクターヘリ特区		現状では我国の屋上非公共用ヘリポートではヘリコプターに給油行為が許されていない。そのため屋上でドクターヘリを運用しようと思うと別に給油のために地上ヘリポートを設けなければならない。1基地数百回の実績を誇るドクターヘリ基地では帰投後の機体には各種の作業が待ち受けている。燃料補給のため別の基地まで飛来し燃料補給後戻る時間は全く無駄な時間であるし、又日本の救命センターの多くは大都市内や近郊にありその用地の確保さえ困難なことである。燃料を補給しながら他の作業も並行してできることが必須である。
z0400059	コンビナート地区における移送取扱所の距離規制等の撤廃	危険物の規制に関する政令第18条の2 危険物の規制に関する規則第28条の3		c	-	移送取扱所の配管は、第三者の敷地等に設置するため、災害発生時にその地域に与える影響が大きいことから、安全上、技術上、環境保全上等の理由により、その設置について規制がなされているものである。なお、配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備(危険物を運搬する船舶から陸上への危険物の移送については、配管及びこれらに附属する設備。以下同じ。)が次の各号に掲げる構造を有するものは、移送取扱所に該当しないものであることを申し添える。1 危険物の送り出し施設から受入れ施設までの配管が一の道路又は第三者(危険物の送り出し施設又は受入れ施設の存する事業所と関連し、又は類似する事業を行うものに限る。以下同じ。)の敷地を通過するもので、次の要件の(1)又は(2)を満足するもの(1)道路にあつては、配管が横断するものであること。(2)第三者の敷地にあつては、当該敷地を通過する配管の長さが概ね100メートル以下のものであること。2 危険物の送り出し施設又は受入れ施設が棧橋に設けられるもので、岸壁からの配管(第一石油類を移送する配管の内径が300ミリメートル以上のものを除く。)の長さが概ね30メートル以下のもの。3 1及び2の要件をみたすもの		5077	5077003	任意団体	11	コンビナート地区における移送取扱所の距離規制等の撤廃		石炭法の適用を受けているコンビナート内の事業所に対しては、消防法に基づく規制の緩和を要望する。競争力強化の切り札として進められているルネッサンス計画では原料、製品等の効率的かつ効果的な移送が求められており、この視点からモ待に連絡配管類の規制緩和をお願いしたい。 消防法に基づく規制緩和地区として石油コンビナート指定地区(例えば市原地区)の内の下記のものを対象とする。 共同防災組織に加盟している事業所が存する地区において石油コンビナート指定地区で相互応援協定、又は保安防災に関する契約を締結している事業所 指定された地区については移送基地の構内設置扱いと同等の解釈とし、保安距離、保有空地の規制は行わない。
z0400060	コンビナート内事業所間の境界に対する保安距離規制の合理化	危険物の規制に関する政令第11条第1項第1号の2	引火点を有する液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵タンクの位置は、当該屋外タンク貯蔵所の存する敷地の境界線から危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンクの側板までの間に、屋外貯蔵タンクの区分、貯蔵・取り扱う危険物の区分に応じ定められた距離を保つこととされている。	c	-	敷地内距離は、タンク火災時に隣接敷地への延焼を防止するために義務づけられており、たとえ一体的防災管理が行われていようと、それにより隣接敷地への延焼防止が担保されるものではない。		5077	5077009	任意団体	11	コンビナート内事業所間の境界に対する保安距離規制の合理化		コンビナート地区において、一体的防災管理が行われ、かつ非常時の緊急措置権の帰属が文書等により明定されている複数の事業所であつて、各事業所の土地利用に関する協定等によって事業所境界における保安の確保が担保されている場合は、各社間境界線は無いもののみなし、コンビナートと外部(周囲地区)との共通敷地境界線に係る規制のみの適用とする。
z0400061	防災資機材としての大容量泡放射砲の採用の容認	石油コンビナート等災害防止法施行令第8条	一定規模以上の屋外貯蔵タンクを設置する特定事業者は、大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車を備え付けなければならない。	b		業界団体からの提案を受けた放水量4000? /分以上の能力を有する泡放射砲については、消防庁に設置する「石油コンビナート等防災体制検討会」で審議し、複数の3点セットを保有する場合における2セット目以降の大型高所放水車との代替について可能との結論が得られたところである。今後、関係法令等の改正を行い措置することとしている。		5021	5021134	社団法人日本経済団体連合会	11	防災資機材としての大容量泡放射砲の採用【新規】		大容量泡放射砲の採用を政令で認めるとともに、他の防災資機材(例えば液面下泡放射方式等、油回収器等)と同様に、事業者が自主的に選択できる仕組みとすべきである。 また、リング火災消火や防油堤内における消火活動に、大容量泡放射砲の仕様を認めるべきである。 平成15年3月28日に閣議決定された「規制改革推進3か年計画(再改定)」では、大型泡放射砲の採用について、平成15年度中に結論を得ることとされており、早期に措置することを求めたい。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400058	屋上非公共用ヘリポートにおけるドクターヘリへの給油行為の容認	5139	5139004	愛知医科大学高度救命救急センター 中日本航空株式会社	11	愛知ドクターヘリ特区		現状では我国の屋上非公共用ヘリポートではヘリコプターに給油行為が許されていない。そのため屋上でドクターヘリを運用しようと思つと別に給油のために地上ヘリポートを設けなければならない。1基地数百回の実績を誇るドクターヘリ基地では帰投後の機体には各種の作業が待ち受けている。燃料補給のため別の基地まで飛来し燃料補給後戻る時間は全く無駄な時間であるし、又日本の救命センターの多くは大都市内や近郊にありその用地の確保さえ困難なことである。燃料を補給しながら他の作業も並行してできることが必須である。	ドクターヘリによる重篤患者の救命救急事業	屋上非公共用ヘリポートを設けようとする二つの規制で燃料給油ができない。1つは航空法上の問題で、当該ヘリポートの認可条件に管理規程の作成が義務づけられ、給油行為をしないことを盛り込むよう行政指導がなされている。もう一つは消防法上の規制で屋内給油取扱いは病院・診療所等では認めないと規定されている。我国の消防法では屋上給油取扱いは行為に対する決めはないが愛知県消防防災課からは一切認めないと口頭指導を受けている。海外と同じように屋上ヘリポートでの給油行為が許され、迅速に次体制が取れるよう願う。	1.航空法54条-2 管理規程・管理規程を定め掲示すること。2 設置者は管理規程を定め国土交通大臣の許可を受けること。2.航空法施行規則93条-2 管理規程六 飛行場内における行為を制限する場合は制限する行為として必要な行為 3.消防法10条 危険物の貯蔵・取扱いの制限等 *政令・規則・通達の中に該当する項を見つけれません。危険物取扱者免状更新研修テキストの関係箇所を添付します。	国土交通省 総務省	1.愛知ドクターヘリ運航要領 2.愛知ドクターヘリ体制図 3.危険物取扱者免状更新研修テキスト
z0400059	コンビナート地区における移送取扱所の距離規制等の撤廃	5077	5077003	任意団体	11	コンビナート地区における移送取扱所の距離規制等の撤廃		石炭法の適用を受けているコンビナート内の事業所に対しては、消防法に基づく規制の緩和を要望する。競争力強化の切り札として進められているルネッサンス計画では原料、製品等の効率的かつ効果的な移送が求められており、この視点から特に連絡配管類の規制緩和をお願いしたい。 消防法に基づく規制緩和地区として石油コンビナート指定地区(例えば市原地区)の内での下記のものを対象とする。 共同防災組織に加盟している事業所が存在する地区において石油コンビナート指定地区で相互応援協定、又は保安防災に関する契約を締結している事業所 指定された地区については移送基地の構内設置扱いと同等の解釈とし、保安距離、保有空地の規制は行わない。	コンビナート事業所は石炭法による規制を受けているにも拘わらず、特に移送取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、一般事業所と同様に個別法である消防法や石油パイプライン事業法の基準に準じて厳しく定められて過大な規制になっている。 また、高圧ガス配管(導管)との間には保安距離規制も適用され二重の規制となっている。このため、円滑な事業計画が阻害され、国際競争上の不利益を受けている。	コンビナート事業所は相互に原料や製品を授受し合う地域共同体であり、多種多様な高圧ガスと危険物を取り扱っており、事業所間移送のための各種配管が多数設置されている。このため万が一に備えて防災組織や資機材を共有し、自営防災要員に対する教育・訓練も充分に行っている。 また、コンビナート内の石油精製・石油化学・化学企業間に亘る効率的かつ効果的改善による国際的競争力強化を目的としたルネッサンス計画の第1期(H12~14年度 総額200億円)では、鹿島・水島・川崎・徳山・瀬戸内地区で進められ、融通配管が重要な役割を果たしている。 このような場合でも現状では、隣接以外の事業所間での危険物移送配管は移送取扱所となり、距離が取れなくて計画が成り立たなくなるケースも出ている。配管敷地にまとまって設置されている場合の方が、保安面から安全であり、管理上も容易である。 【効果】 石油コンビナート地域では、事業所間の配管のやりとりは、配管ルートが大体決まっているが、移送配管を新設する場合は距離規制のため既設のルートに敷設できなくなり、新たなルート開設が必要となる。そのための土地の確保・ラック新設等に対する設備投資負担が大きい。 省エネの進んでいる現在では、更なる合理化は1社では限界にきており、コンビナート事業所間にまたがる省資・省エネ対策、合理化対策が必要である。その為にも、移送取扱所に関する距離規制を無くすことが重要である。	消防法 (危険物の規制に関する政令第18条の2移送取扱所の基準) (危険物の規制に関する政令第28条の3-51)	総務省	
z0400060	コンビナート内事業所間の境界に対する保安距離規制の合理化	5077	5077009	任意団体	11	コンビナート内事業所間の境界に対する保安距離規制の合理化		コンビナート地区において、一体的防災管理が行われ、かつ非常時の緊急措置権の帰属が文書等により明定されている複数の事業所であって、各事業所間の土地利用に関する協定等によって事業所境界における保安の確保が担保されている場合は、各社間境界線は無いものみなし、コンビナートと外部(周囲地区)との共通敷地境界線に係る規制のみの適用とする。	コンビナート内各社(各事業所)間に事業所境界線があつて、境界線からの保安距離(屋外タンク貯蔵所の保安距離等)を要している。	一体的な防災管理が行なわれている場合は、実質的に1つの事業所と同等であるとみなすことができ、各社間の境界線からの保安距離の設定の必要は無く各施設に個別に設定される保安距離によって保安上の目的は達せられると考えられる。 【効果】 土地の有効活用が可能となる。	危険物の規制に関する政令第11条第1項第1号の2)	総務省	
z0400061	防災資機材としての大容量泡放射砲の採用の容認	5021	5021134	社団法人日本経済団体連合会	11	防災資機材としての大容量泡放射砲の採用【新規】		大容量泡放射砲の採用を政令で認めるとともに、他の防災資機材(例えば液面下泡放射方式等、油回収器等)と同様に、事業者が自主的に選択できる仕組みとすべきである。 また、リング火災消火や防油堤内における消火活動に、大容量泡放射砲の仕様を認めるべきである。 平成15年3月28日に閣議決定された「規制改革推進3か年計画(再改定)」では、大型泡放射砲の採用について、平成15年度中に結論を得ることとされており、早期に措置することを求めたい。	大容量泡放射砲の性能は、海外の多くの消火実績だけでなく消火理論に基づいている。危険物保安技術協会の委員会においても、内外の実証試験の結果をふまえて、その有効性が評価されている。 大容量泡放射砲を試験導入し、消防庁、公設消防等多くの防災関係者に放水実演を通じた性能を確認しており、さらなる個別評価による認定といった制度が必要とは考えられない。	石油コンビナート等災害防止法第15条(特定防災施設)第11項 石油コンビナート等災害防止法施行令第8条(大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車)第15条(代替措置) 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織に関する省令第18条(大型化学消防車等)第20条(大型高所放水車等)による代替措置)	総務省	防災資機材の技術基準は仕様規定で定められており、泡水溶液を放射するのに三点セット(大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車)しか原則的に使用できないこととなっている。 消防用機械器具の技術の進歩に応じた新技術を導入するためには、関係委員会での数年間にわたる審議や所管部門との折衝等が必要となっている。	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400062	大型泡放射砲による大型化学消防車等3点セットの代替に対応したレイアウト規制の見直し	石油コンビナート等災害防止法第8条 石油コンビナート等災害防止法施行令第8条 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第9条～13条	一定規模以上の屋外貯蔵タンクを設置する特定事業者は、大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車を備え付けなければならない。 各施設地区の面積及び配置が当該各施設地区相互の関係、当該第一種事業所の周囲の状況その他の状況を勘案し、主務省令で定める基準に照らして、災害の発生を拡大防止に支障を生ずるおそれがあると認められる場合主務大臣は計画の変更を指示することができる。	c	-	放水量4000? / 分以上の能力を有する泡放射砲については、複数の3点セットを保有する場合における2セット目以降の大型高所放水車との代替について可能との結論が得られたところであるが、大型化学消防車、泡原液搬送車は従来どおり配備が必要で、かつ、消防機関の3点セットの活動も予定されている。こうしたことから、これまでどおり消防活動を維持するための特定通路の幅員は必要である。また、セットバック規定については、消防活動用の空地として配置するものであり、資機材の配備形態とは関係はない。したがって合理化提案は認められない。		5077	5077005	任意団体	11	大型泡放射砲による大型化学消防車等3点セットの代替に対応したレイアウト規制の見直し		現状の3点セットと同等な性能を有するものとして、大型泡放射砲の採用が検討されているが、早急に3点セットの代替として認めてほしい。 これとあわせ、大型泡放射砲に対応した防災活動用の施設配置規制(特定通路の幅・接する面、セットバック、分劃道路幅等)や防災要員の配置規制についても合理化してほしい。
z0400063	石油コンビナート等災害防止法の機能性規定化	石油コンビナート等災害防止法第16条 石油コンビナート等災害防止法施行令第8条～第17条 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第18条～第23条の2	特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、当該自衛防災組織がその業務を行うために必要な化学消防自動車、消火用薬剤、油回収船その他の機械器具、資材または設備を備え付けなければならない。	b	-	平成15年3月28日に閣議決定された「規制改革推進3か年計画(再改定)」において、平成15年度に検討し結論をえることとされている大型泡放射砲については、複数の3点セットを保有する場合における2セット目以降の大型高所放水車との代替について可能との結論が得られたところである。 なお、同計画においても、防災資機材については、現在政令等において具体的な仕様が規定されているが、随時必要に応じた見直しを行う等により、必要な防災能力を確保しつつ可能な限り事業者負担の軽減を図るよう的確に措置することとしている。		5021	5021133	社団法人日本経済団体連合会	11	石油コンビナート等災害防止法の機能性規定化【新規】		防災資機材の技術は急速に進歩しており、石油コンビナートの防災体制の高度化を図るため、現在の仕様規定から、性能規定へと転換し、新技術を導入可能とすべきである。 本件については、平成15年3月28日に閣議決定された「規制改革推進3か年計画(再改定)」において、平成15年度に検討し結論を得ることとされていることから、早期に結論を得た上で性能規定化を図るべきである。
z0400064	レイアウト規制の性能規定化促進による化学産業の活性化	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第3条、第4条	事業所の敷地は区域ごとに製造施設地区、貯蔵施設地区、入出荷施設地区、用役施設地区、事務管理施設地区又はその他施設地区に区分するものとする。	c	-	レイアウト規制は施設地区ごとの区分、セットバックや特定通路の幅員を確保することにより、災害の拡大防止を図っている。 提案にある施設地区内の混在を大幅に認めること、及び特定通路の設置を行わないことは、こうした目的達成が困難となるため認められない。		5077	5077002	任意団体	11	レイアウト規制の性能規定化促進による化学産業の活性化		1つの製造プラントに係わる入出荷施設、事務管理施設(計器室等)、用役施設(電気室等)を同一の製造施設地区に設置する場合、500m2の制限を適用除外とする。 また、7000m2未満の小規模製造施設地区の特定通路(6m以上)は、周囲2辺のみとし、残りの2辺は、4m以上の通路であれば可とする。
z0400065	高機能性(多品種少量)化学製品プラントに対するレイアウト規制の合理化による化学産業の活性化	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第3条、第4条	事業所の敷地は区域ごとに製造施設地区、貯蔵施設地区、入出荷施設地区、用役施設地区、事務管理施設地区又はその他施設地区に区分するものとする。	a	-	本件については全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項として事業者から具体的な事業の提案が平成15年度上期までになされるならば、工場棟の建て替えや石油コンビナート地区の再開発において、多品種少量生産プラント等の設置に関する施設地区の区分、地区要件を緩和する。こととされており、具体的な緩和方策について検討中である。		5077	5077004	任意団体	11	高機能性(多品種少量)化学製品プラントに対するレイアウト規制の合理化による化学産業の活性化		2000年代になりエチレン、汎用合成樹脂の需要は減少に転じており、コンビナート化学企業の各社は生き残りをかけて1970年代に想定していなかった多品種少量生産である高機能性化学製品のプラントが既に設置され、または設置の検討が行われている。その代表例を次に示す。 機能性特殊樹脂 複合樹脂(コンパウンド) 光学・電子材料 医薬品/農薬中間体、バイオ添加剤、安定剤 【要望内容】 1.多品種少量生産プラントについては施設地区の混在500m2の規制を除外する。 2.設備の規模の基本として別紙に掲げる例を(石炭法の第2種事業所に相当しないレベル程度)提案する。ただし、設備規模の基準を越えるものであってもリスクアセスメントの結果、周辺施設等への影響が少ないと判断されるプラントも多品種少量生産プラントに含める。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400062	大型泡放射砲による大型化学消防車等3点セットの代替に対応したレイアウト規制の見直し	5077	5077005	任意団体	11	大型泡放射砲による大型化学消防車等3点セットの代替に対応したレイアウト規制の見直し		現状の3点セットと同等な性能を有するものとして、大型泡放射砲の採用が検討されているが、早急に3点セットの代替として認可願いたい。 これとあわせ、大型泡放射砲に対応した防災活動用の施設配置規制(特定通路の幅・接する面、セットバック、分割道路幅等)や防災要員の配置規制についても合理化願いたい。	石炭法上の特定事業者は、危険物製造所や屋外タンク貯蔵所の規模等に応じて防災資機材として3点セット(大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車)を備え付けなければならない。 また、レイアウト規制対象事業所は、火災時のこれら防災資機材の活用のために特定通路・空地・セットバック等の施設配置規制を受け、防災要員の配置が必要となっている。	レイアウト事業所における配置規制において、代替措置の採用が認められているが、現状ではあくまで3点セットが前提である。 しかし共同防災組織及び各事業所独自の自衛防災組織の防災資機材として、大型泡放射砲のよう3点セットと同等な性能を有しかつ狭いスペースで防災活動が可能なのが提案されている。 大型泡放射砲が認可されれば、防災活動用の施設配置規制の合理化や共同防災組織及び自衛防災組織の人員削減も可能となる。これにより、設備の更新・新設による近代化や防災活動の近代化が容易となり、プラント火災の早期鎮静化に貢献出来る。 【効果】 防災資機材のコスト及び維持管理費用が節減できる。 消防活動に迅速対応可能。特に、狭い道路での消火活動が可能。	石油コンビナート等災害防止法	総務省	
z0400063	石油コンビナート等災害防止法の機能性規定化	5021	5021133	社団法人日本経済団体連合会	11	石油コンビナート等災害防止法の機能性規定化【新規】		防災資機材の技術は急速に進歩しており、石油コンビナートの防災体制の高度化を図るため、現在の仕様規定から、性能規定へと転換し、新技術を導入可能とすべきである。 本件については、平成15年3月28日に閣議決定された「規制改革推進3か年計画(再改定)」において、平成15年度に検討し結論を得ることとされていることから、早期に結論を得た上で性能規定化を図るべきである。	新しい技術を機動的に導入しようとしても、現行の仕様規定の下では、法の解釈や運用において限界があり、不可能となっている。新技術の安全性や性能を証明するための実証実験、シミュレーション、消火実績をデータをもって説明しても活用できず、技術の進歩にあわせた防災体制の高度化を図ることができない。	石油コンビナート等災害防止法第8条、15条、16条 石油コンビナート等災害防止法施工令第7-13条、15条、16条、19-20条 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織などに関する省令	総務省	防災資機材等の規定は仕様規定化されており、技術の進歩に即応した新技術の導入が極めて反映されにくい仕組みとなっている。	
z0400064	レイアウト規制の性能規定化促進による化学産業の活性化	5077	5077002	任意団体	11	レイアウト規制の性能規定化促進による化学産業の活性化		1つの製造プラントに係わる入出荷施設、事務管理施設(計器室等)、用役施設(電気室等)を同一の製造施設地区に設置する場合、500m2の制限を適用除外とする。 また、7000m2未満の小規模製造施設地区の特定通路(6m以上)は、周囲2辺のみとし、残りの2辺は、4m以上の通路であれば可とする。	石炭法のレイアウト規制は、事故が発生した場合の周辺住民等への影響を少なくするとともに、危険度の異なる施設を分類することにより、石油と高圧ガスを併せて大量に取り扱う事業所における安全の確保と消火活動を効率的に行うため、製造、貯蔵施設地区等の面積の基準、施設地区の配置の基準、特定通路の幅員等を規定している。	同一エリアで管理でき、且つ、投資を少なくすることが出来る。 土地の有効利用ができる。 【効果】 同一エリアに関連施設が設置できることで安全管理が容易となり、かつ少ない投資で事業展開が行える。	石油コンビナート等災害防止法(第5条及び第7条) 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令 新設等の計画の届出に係る審査事務の簡素合理化について(通達、平成8年3月29日)	総務省 経済産業省	
z0400065	高機能性(多品種・少量)化学製品プラントに対するレイアウト規制の合理化による化学産業の活性化	5077	5077004	任意団体	11	高機能性(多品種・少量)化学製品プラントに対するレイアウト規制の合理化による化学産業の活性化		2000年代になりエチレン・汎用合成樹脂の需要は減少に転じており、コンビナート化学企業の各社は生き残りをかけて1970年代に想定していなかった多品種・少量生産である高機能性化学製品のプラントが既に設置され、または設置の検討が行われている。その代表例を次に示す。 機能性特殊樹脂 複合樹脂(コンパウンド) 光学・電子材料 医薬品/農薬中間体、バイオ 添加剤、安定剤 【要望内容】 1.多品種・少量生産プラントについては施設地区の混在500m2の規制を除外する。 2.設備の規模の基本として別紙に掲げる例を(石炭法の第2種事業所に相当しないレベル程度)提案する。ただし、設備規模の基準を越えるものであってもリスクアセスメントの結果、周辺施設等への影響が少ないと判断されるプラントも多品種・少量生産プラントに含める。	石炭法・レイアウト規制は昭和50年の石炭法制定時点におけるコンビナートの代表的プラントであるエチレンや汎用合成樹脂製造設備等において、災害発災時に高圧ガス、危険物を大量に扱うことからの被害を極小化することを想定して配置を定めたものである。 プラントを設置・変更する際は施設を用途毎に製造、貯蔵、用役、入出荷、事務管理、その他」の6区分に分割され、施設地区の混在する場合は500m2以下とされている。施設間は特定通路をもって区分される。	1.多品種・少量生産プラントは一度に大量の危険物/高圧ガスを原料・製品等として取り扱っていない。即ち、従来の主要石化プラントに比べ大量の物質を扱っていない。 2.石炭法の第2種事業所に相当しないレベルとすることで従来の石化プラントと比べ安全が担保される。 3.施設配置を集約することで操作性および安全パトロールが容易になり安全性向上に繋がる。 4.施設区分のないレイアウト規制地区外で造られた多品種・少量プラントにおいて特に保安上の問題は生じていない。 【効果】 製造施設、貯蔵施設、出荷施設などを分散配置することなく合理的な配置計画ができる。 石油コンビナート地区における多品種・少量生産プラントがコンビナート地区外と同等条件で設置できる(コスト競争力の確保)。 これにより、石油化学から高機能性化学製品などへの事業転換の促進、雇用の確保など化学産業の活性化が図れる。	石油コンビナート等災害防止法(第5条及び第7条) 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令 新設等の計画の届出に係る審査事務の簡素合理化について(通達、平成8年3月29日)	総務省 経済産業省	添付 - 2

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400066	特定事業所における防災要員、防災資機材の確保等の緩和	石油コンビナート等災害防止法第16条	特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、防災要員を置かなければならない。 特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、当該自衛防災組織がその業務を行うために必要な化学消防自動車、消火用薬剤、油回収船その他の機械器具、資材または設備を備え付けなければならない。	b	-	石災法第3条の規定により、特定事業者は、その特定事業所における災害の発生及び拡大の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、当該特定事業所の所在する特別防災区域において生じたその他の災害の拡大の防止に関し、他の事業者と協力し、相互に一体となつて必要な措置を講ずる責務を有する。」としており、自己の事業所において平時における災害予防と災害が発生した場合における緊急措置を実施するほか区域全体の災害に対しても拡大の防止のための措置を求めている。こうした責務を有することから、防災要員、資機材の配備は必要であるが、最小限度の配備とすよう検討する。		5021	5021132	社団法人日本経済団体連合会	11	特定事業所における防災要員、防災資機材の確保等の緩和【新規】		危険物を全て除去し、特定事業所を休止(生産活動を行わない)し、かつ所轄の消防当局の確認を受けた場合は、特定事業所に課せられる防災要員、資機材の確保等を緩和すべきである。
z0400067	エネルギー分野に係る法規制の整備		製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならないものとされている。 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、政令で定められている。 現状、燃料電池自動車水素スタントを給油取扱所に併設することは想定されていない。	-	-	燃料電池自動車水素スタントを給油取扱所に併設する場合の消防法に係る安全基準について整備する予定であり、具体的には「燃料電池自動車水素スタントを給油取扱所に併設する場合の安全性に関する調査検討委員会」を危険物保安技術協会に設置し、検討会を実施しているところ。		5074	5074016	カナダ	11	エネルギー分野に係る法規制の整備		特に、カナダは日本に以下の法規制を検討するよう強く要請致します。 マイクロタービンや燃料電池などの分散発電用発電機の取扱主任者配備を義務づける電気事業法と消防法 メタノールの燃料電池用の使用、給油、取扱主任者配備、製品の表示を規制する毒劇物取締法、労働安全衛生法、消防法
z0400068	委託放送事業の認定に係る指定要件の緩和	放送法第52条の14 放送法施行規則第17条の14	委託放送業務の認定は、委託して行わせる放送の種類ごとに周波数を指定して行われる。	b		テレビジョン、音声、データ等の放送の伝送容量を番組の内容等に応じて柔軟に利用することができるよう、平成15年1月17日、放送法施行規則の一部改正により、BSデジタル放送の委託放送業務について、同規則第17条の8の指定事項に係る規定に関し、従来の「シンボル数」による指定に加え、「基準シンボル数」による指定ができるようにした。 また、補完放送制度の活用によっても、テレビジョン、音声、データ等を柔軟に組み合わせたり、伝送容量を増減させる放送が可能である。 なお、「BS放送のデジタル化に関する検討会」(平成15年12月17日)においては、帯域の柔軟利用を求める意見について、現時点で特に、帯域の柔軟利用に関する制度の見直しまで行う必要があるとは考えられなかったが、上記の制度の運用等で新しい発想のサービス展開が円滑に行われることが望ましい旨を提言している。		5021	5021151	社団法人日本経済団体連合会	11	委託放送事業の認定に係る指定要件の緩和【新規】		委託して行なわせる放送の種類ごとに周波数を指定するのではなく、利用可能な周波数の範囲内で柔軟にチャンネル編成ができるようにすべきである。
z0400069	東経110度CSへの電気通信役務利用放送法の適用の容認	電気通信役務利用放送法施行規則第2条	東経110度を軌道位置とするCSを利用した放送は、受託委託放送制度(放送法)が適用されている。	b		電気通信役務利用放送法適用のためには、登録を希望する事業者に対して周波数の観点から十分な電気通信役務を提供できる環境が必要であるが、現状においては、東経110度CSデジタル放送に使用し得る全ての中継器について、放送法に基づく認定が行われ、中継器に余裕のない状況にある。 総務省としては、東経110CSデジタル放送への電気通信役務利用放送法の適用について、東経110CSデジタル放送への参入を希望する事業者のニーズも踏まえながら、引き続き検討していくことが必要。		5021	5021152	社団法人日本経済団体連合会	11	東経110度CSへの電気通信役務利用放送法の適用		東経110度CSに電気通信役務利用放送法を適用すべきである。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400066	特定事業所における防災要員、防災資機材の確保等の緩和	5021	5021132	社団法人日本経済団体連合会	11	特定事業所における防災要員、防災資機材の確保等の緩和【新規】		危険物を全て除去し、特定事業所を休止(生産活動を行わない)し、かつ所轄の消防当局の確認を受けた場合は、特定事業所に課せられる防災要員、資機材の確保等を緩和すべきである。		石油コンビナート等災害防止法は、一定数量以上の石油等を取り扱うもしくは貯蔵する特定事業所に対して規制し、特別防災区域内の災害発生、拡大の防止等を図っている。危険物を全て除去し、特定事業所を休止した場合、災害発生、拡大等の懸念はなく化学消防体制等の防災要員、資機材の確保は不要と考えられる。 企業にとっては、休止状態にもかかわらず防災要員や資機材の配置を求められることは、毎年膨大な経費負担となり、事業展開に支障を来す恐れがある。	石油コンビナート等災害防止法 第2条、3条、5条、15条、16条、17条 石油コンビナート等地区別防災区域を指定する政令	総務省	石油コンビナート等特別防災区域内にある事業所においては、危険物等の取扱貯蔵量により第一種または第二種事業所(特定事業所)の指定を受け、所定の防災要員と防災資機材の配置が義務付けられている。
z0400067	エネルギー分野に係る法規制の整備	5074	5074016	カナダ	11	エネルギー分野に係る法規制の整備		特に、カナダは日本に以下の法規制を検討するよう強く要請致します。 マイクロタービンや燃料電池などの分散発電用発電機の取扱主任者配備を義務づける電気事業法と消防法 メタノールの燃料電池用の使用、給油、取扱主任者配備、製品の表示を規制する毒劇物取締法、労働安全衛生法、消防法		日本経済の回復にとってエネルギー部門が果たす大きな重要性を考慮し、カナダは日本に、エネルギー・電力部門の規制改革に関する目標達成に向けて前進し続けるようお勧め致します。自由化された同部門における公正で透明な規制は、さらに開かれた市場を形成し、市場の現実を反映する投資や価格信号を通じた十分な資源の配分をもたらすでしょう。現在、日本の電力市場は、大きなマーケットシェアを有し、日本の下請け業者と長年にわたる関係を持つ大手電気事業者によって支配されています。		経済産業省 総務省 厚生労働省	
z0400068	委託放送事業の認定に係る指定要件の緩和	5021	5021151	社団法人日本経済団体連合会	11	委託放送事業の認定に係る指定要件の緩和【新規】		委託して行なわせる放送の種類ごとに周波数を指定するのではなく、利用可能な周波数の範囲内で柔軟にチャンネル編成ができるようにすべきである。		利用可能な周波数の範囲内で、放送の種類に応じてチャンネル数を増減できれば、利用者のニーズに柔軟に対応した、きめ細かい情報伝送が可能となり、委託放送事業者の創意工夫が発揮されるとともに、利用者利益の向上に資する。	放送法第52条の14	総務省	委託放送業務の認定は、委託して行なわせる放送の種類ごとに周波数を指定して行われる。
z0400069	東経110度CSへの電気通信役務利用放送法の適用の容認	5021	5021152	社団法人日本経済団体連合会	11	東経110度CSへの電気通信役務利用放送法の適用		東経110度CSに電気通信役務利用放送法を適用すべきである。		現行の受委託放送制度では、衛星中継器を通信用、放送用に分け、委託放送事業者の認定にあたって放送用の特定の周波数を総務大臣が指定するため、新たな周波数で放送を開始しようとすると、手続に時間を要する。 外資規制もなく、マスメディア集中排除原則に基づく規律も緩い電気通信役務利用放送法が適用され、より自由な参入が可能となれば、競争が促進され、魅力あるコンテンツの提供、ひいては衛星放送市場全体の拡大につながることを期待される。また、事業者の利用ニーズに応じて、通信、放送用の周波数を柔軟に利用できることから、周波数の有効利用につながる。	電気通信役務利用放送法施行規則第2条	総務省	東経110度を軌道位置とするCSを利用した放送には、電気通信役務利用放送法が適用されていない。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400069	(上記の続き) 東経110度CSへの電気通信 役務利用放送法の適用の容 認							5021	5021152	社団法人日本経済団 体連合会	12	(上記の続き) 東経110度CSへの電気通信 役務利用放送法の適用		
z0400070	通信衛星を利用した通信・ 放送の中間領域的な新たな サービスに係る通信と放送の 区分に関するガイドライン」に おける放送範囲の明確化	通信衛星を利用した通信・ 放送の中間領域的な新たな サービスに係る通信と放送の 区分に関するガイドライン」	通信・放送の中間領域的な新たなサー ビスについて、具体的かつ明確な基準を設定 し、通信と放送の区分を明らかにしている。	b		通信として区分される類型の追加等を内容 とする「通信衛星を利用した通信・放送の中 間領域的な新たなサービスに係る通信と放 送の区分に関するガイドライン」の変更を平 成13年12月26日に公表し、放送となるもの の範囲をより明確化したところ。今後も技術 動向やニーズ等を踏まえ、必要に応じガイ ドラインを見直すことにより、通信と放送の中 間領域的な新たなサービスの促進を図るこ ととしている。		5021	5021153	社団法人日本経済団 体連合会	11	「通信衛星を利用した通信・ 放送の中間領域的な新たな サービスに係る通信と放送の 区分に関するガイドライン」に おける放送範囲の明確化		「通信衛星を利用した通信・放送の中間領 域的な新たなサービスに係る通信と放送の 区分に関するガイドライン」において、通信扱 いとなるサービスの範囲を明らかにすること によって通信から区分される放送の範囲を 明確にする方法ではなく、放送扱いとなる サービスの範囲を明確にする方法により、中 間領域的な新たなサービスを通信サービス として速やかに提供できるようにすべきであ る。
z0400071	電気通信政策の見直しに係 る審議会等の透明性・開放性 の改善	情報通信審議会議事規則 第5条	審議会は、その調査審議に当たり、必要と 認めるときは、当該調査審議事項と関連す る利害関係者その他の参考人から公聴会そ 他の方法により意見を聴取し、また、国民 生活と密接な関係を有する事項を調査審議 するに当たり、必要と認めるときには、広 く国民から意見を募集している。	d		審議については、総務省のホームページ 上等で意見募集をしており、どこからでも 意見を出すことができるようになっている。また、 関係者によるヒアリングを実施して、広 く意見を取り入れ、公平な審議に努めている。		5073	5073016	オーストラリア	11	電気通信政策の見直しに係 る審議会等の透明性・開放性 の改善		日本政府は、政府の見直し、特に電気通信 分野の見直しへの参加を、影響を受ける関 係者にまで拡大すべきであり、情報通信審 議会が影響を受ける関係者により大きな透 明性との参加を可能にすべきである。
z0400072	e- Japan IIにある著作権 契約システム」はテレビジョン 放送信号及びコンテンツをイ ンターネット上に配信できる 強制的、非自主的又は法的 な許諾を含まないことの保証	なし	なし			2003年10月24日に日米政府間で対日 要望と対米要望の交換を行い、これらに基 づく「成長のための日米経済パートナー シップ」における「規制改革及び競争改革イニ シアティブ」の3年目の対話が行われている。 本要望は当該対日要望と同じものである。 対話の成果については、2004年5月頃に 公表される報告書を参照されたい。		5071	5071020	米国	11	e- Japan IIにある著作権 契約システム」に放送TV信号 及びコンテンツをインターネッ ト上に配信できる義務的、非 自主的あるいは法的な免許 を含まないことの保証		e- Japan IIにある著作権契約システム」に は放送TV信号及びコンテンツをインターネッ ト上に配信できる義務的、非自主的あるい は法的な免許を含まないことを保証する。イ ンターネット配信のための著作権契約シス テムは放送事業者及び著作権保持者双方の 同意が必要であり、そのようなシステムへの 特別な措置は意味あるパブリックコメントに かけるべきものである。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400069	(上記の続き) 東経110度CSへの電気通信役務利用放送法の適用の容認	5021	5021152	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 東経110度CSへの電気通信役務利用放送法の適用				(上記の続き) 「全国規模での規制改革要望」に対する各省庁からの再回答について(平成15年8月11日 総合規制改革会議)においては、現状においては、東経110度CSデジタル放送に使用し得る全ての中継器について、放送法に基づく認定が行われ、中継器に余裕のない状況にあり、平成16年度までにこの状況に変化がなければ、検討は困難と考えられる」とされている。制度適用の前提が整っていないという説明であるが、110度CSに電気通信役務利用放送法を適用する方針が明らかにされれば、前提にも変化が生じる可能性がある。また、中継器に余裕がないという点も、左旋偏波を放送用に利用することで対応可能である。 なお、視聴者が増えるほど、制度変更が困難になると想定されることから、早急に電気通信役務利用放送法を適用する必要がある。		総務省	
z0400070	「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」における放送範囲の明確化	5021	5021153	社団法人日本経済団体連合会	11	「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」における放送範囲の明確化		「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」において、通信扱いとなるサービスの範囲を明らかにすることによって通信から区分される放送の範囲を明確にする方法ではなく、放送扱いとなるサービスの範囲を明確にする方法により、中間領域的な新たなサービスを通信サービスとして速やかに提供できるようにすべきである。		「ガイドライン」では、送信者と受信者の紐帯関係の強さの程度や受信者の属性の強さの程度などといった基準で、放送とは異なるものの範囲を明確にすることによって、通信から区別される放送の範囲を明確にしようとしているが、この方法では新たなサービスを提供するたびに行政の判断を仰がなければならない。顧客に対して、行政の判断が示されるまで通信サービスとして提供できない。	「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」	総務省	通信・放送の中間領域的な新たなサービスを通信サービス、放送サービスに切り分ける基準は、通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドラインにおいて設定されている。その基準では、送信の相手方が「公衆」すなわち不特定多数であるか否かが重要とされており、送信者と受信者の間の紐帯関係および受信者における属性が強ければ通信、弱ければ放送と判断される。
z0400071	電気通信政策の見直しに係る審議会等の透明性・開放性の改善	5073	5073016	オーストラリア	11	電気通信政策の見直しに係る審議会等の透明性・開放性の改善		日本政府は、政府の見直し、特に電気通信分野の見直しへの参加を、影響を受ける関係者にまで拡大すべきであり、情報通信審議会に影響を受ける関係者により大きな透明性との参加を可能にすべきである。		日本政府は、折に触れて電気通信政策の様々な観点からの規制を見直している。見直しの多くの情報は情報通信審議会を通じて流れ、審議会への参加は制限されている。アメリカ、イギリス、オーストラリアなど他の国では、潜在的に影響を受ける関係者が見直しのプロセスへ有益な意見を提出できるように、開放的な取り組みを行っている。例えば、オーストラリアでは規制制度の詳細を進展させる過程で、全ての関係者は意見を述べる機会が与えられている。		総務省	
z0400072	e-Japan IIにある著作権契約システムはテレビジョン放送信号及びコンテンツをインターネット上に配信できる強制的、非自主的又は法的な許諾を含まないことの保証	5071	5071020	米国	11	e-Japan IIにある著作権契約システムは放送TV信号及びコンテンツをインターネット上に配信できる強制的、非自主的又は法的な許諾を含まないことの保証		e-Japan IIにある著作権契約システムには放送TV信号及びコンテンツをインターネット上に配信できる強制的、非自主的又は法的な許諾を含まないことを保証する。インターネット配信のための著作権契約システムは放送事業者及び著作権保持者双方の同意が必要であり、そのようなシステムへの特別な措置は意味あるパブリックコメントにかけられるべきものである。		日本は日本経済を活性化するためにIIとともに知的財産権の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産権の創造、活用、保護において指導的立場に立とうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が左記の措置をとることを提言する		総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400073	免許、許可業種に関する営業譲渡の柔軟な対応	電波法第20条、有線テレビジョン放送法第10条の2、電気通信事業法第9条	放送に係る無線局等を譲り渡す場合には総務大臣の許可等を受けなければならない。当該許可等に際しては、免許等の際の欠格事由、許可基準等の規定を準用する。なお、電気通信事業については、2003年7月に成立した改正電気通信事業法において、電気通信事業への参入に係る許可制を廃止している。(2004年春頃を目途に施行予定)	c		放送業への参入時に確保している財政的基礎や技術的能力及び欠格事由への非該当性等を営業譲渡の際においても担保するためには、譲渡先の者についても同様の基準に適合していることを担保する必要があり、参入時と異なる基準とすることはできない。		5116	5116011	中間法人	11	免許、許可業種に関する営業譲渡の柔軟な対応		特定の免許、許可業種に関して、別な企業がその営業譲渡を受ける際に、譲り受け企業の簡易審査のみで免許、許可を引継ぎを認めていただきたい。
z0400074	ペティション(申立)制度の導入		内閣府総合規制改革会議において国民、企業からの規制改革に関する意見・要望を募集し、制度の所管官庁に対して検討を要請しているところであり、特に、規制改革集中受付月間における全国規模での規制改革要望事項については、同会議事務局から各制度の所管官庁に検討要請を行うとともに各省庁からの回答を義務づけその内容を当室ホームページで公表しているところ	-	-	規制の現状と同じ		5021	5021168	社団法人日本経済団体連合会	11	ペティション(申立)制度の導入		国民、企業等が、既存の制度・政策等について直接行政に要望でき、これに対し、行政が一定の期間内に回答を公表することを義務づける「ペティション(申立)制度」を導入すべきである。
z0400075	高周波利用設備の設置許可基準の緩和	電波法第100条	電波法では、高周波利用設備は他の通信を妨害する可能性があることから、原則として総務大臣の許可がなければ設置してはならないこととしている。これは、通信を保護することによって、結果として良好な社会生活の維持を目的としているものである。ただし、他の通信へ妨害を与える可能性が低い設備に関しては、許可を要しないこととしている。	c		高周波出力が5kWの高周波利用設備には、大きな漏えい電波を発生させる可能性が高い設備もあり、一律に設置の許可を不要とした場合、他の通信に継続的かつ重大な妨害を与えかねず、社会生活への重大な影響が懸念されるため、認められない。		5021	5021149	社団法人日本経済団体連合会	11	高周波利用設備の設置許可基準の緩和【新規】		許可を要しない高周波出力値を5キロワット程度まで引き上げるべきである。
z0400076	特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大	改正電波法第38条の33(平成16年1月26日施行予定)	製造業者又は輸入業者が、特定無線設備のうち他の無線局に混信等の妨害を与えるおそれが少ないもの(特別特定無線設備)について、その工事設計が電波法第3章で定める技術基準に適合していることを、自ら確認することができる。技術基準適合自己確認が行われ、製造業者等により表示が付された特別特定無線設備には、登録証明機関による証明又は認証を受けた特定無線設備と同様に、免許不要、簡易な免許手続、包括免許等の適用が可能となる。特別特定無線設備の対象機器については電波監視審議会の審議・答申、パブリックコメントを経て決定される。	c		(措置不可能)無線設備については干渉源の特定が困難であることが多く、又特定できた場合であっても現に流通し、使用されている無線設備の排除に至るまでには多大な社会的コストが発生するおそれがあるため、良好な電波利用環境を維持し安全性を確保する観点から、技術基準や使用の態様等を勘案して、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信等を与えるおそれの少ないものを対象とすることが法定されている。また、特別特定無線設備は、電波監視審議会の審議・意見聴取・答申、パブリックコメントを経て決定される。	平成15年8月 意見募集 同年 9月 電波監視審議会諮問 同年 10月 意見聴取 同年 11月 電波監視審議会答申 なお、平成16年1月26日に改正電波法は施行予定である。	5021	5021158	社団法人日本経済団体連合会	11	特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大【新規】		特定無線設備全てを自己確認制度の対象とする。仮に自己確認制度の対象から除外する特定無線設備がある場合は、その理由を客観的なデータを基に示すとともに、公正・透明な手続を経て決定すべきである。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400073	免許、許可業種に関する営業譲渡の柔軟な対応	5116	5116011	中間法人	11	免許、許可業種に関する営業譲渡の柔軟な対応		特定の免許、許可業種に関して、別な企業とその営業譲渡を受ける際に、譲り受け企業の簡易審査のみで免許、許可を引継ぎを認めていただきたい。	放送事業者や電気通信事業者から営業譲渡を受ける企業がある際に、その免許や許可を引き継ぐことを認めていただきたい。	財務が悪化しているが、既得の営業権を評価できる企業を新出資者と経営陣で再建することを円滑にするため。また放送事業者などがこれにより事業継続できることにより、受信者保護にもなるため。		総務省	
z0400074	ペティション(申立)制度の導入	5021	5021168	社団法人日本経済団体連合会	11	ペティション(申立)制度の導入		国民、企業等が、既存の制度・政策等について直接行政に要望でき、これに対し、行政が一定の期間内に回答を公表することを義務づける「ペティション(申立)制度」を導入すべきである。		通信市場の環境変化に対応して利用者利益を第一に考えた公正な判断に基づく競争政策が求められており、そのためにもペティション制度を通じて、利用者である国民や企業の意見を吸い上げられる仕組みの整備が必要である。 なお、郵政省(当時)の電気通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」についての第一次答申では、申立制度についても、導入方針を検討する必要がある。手続を定めたガイドラインを整備、公表することが必要であるとされたとともに、情報通信審議会最終答申草案に対する意見に対する審議会の考え方では、第一次答申以降に導入された新たな制度に追加する形で、さらにペティション制度を導入する必要があるかどうかは、これらの制度(政策評価とそれに対するパブリックコメントの実施等)の有効性を今後見極めた上で検討することが適当である」とされている。		総務省	いわゆるパブリックコメント手続があるが、それは広く一般に適用される国の行政機関等の意思表示で規制の設定または改廃に関わるものであり、意思表示を公表する主体は、当該行政機関である。 なお、請願法では、同法に適合する請願は、官公署においてこれを受理し誠実に処理しなければならないとされている。
z0400075	高周波利用設備の設置許可基準の緩和	5021	5021149	社団法人日本経済団体連合会	11	高周波利用設備の設置許可基準の緩和【断規】		許可を要しない高周波出力値を5キロワット程度まで引き上げるべきである。		他の通信への妨害の有無を審査する必要があるため、許可が必要とされているが、例えば超音波設備で通信出力が5kw以下の場合、他の通信を妨害するとは考えにくい。許可対象となった場合、同一敷地内での設置場所変更であっても、逐一手続が必要となるため、企業にとって負担が大きい。	電波法第100条	総務省	無線通信に妨害を与える恐れのある一定の周波数または電力を使用する高周波利用設備を設置する者は、総務大臣の許可を受けなければならない。設置場所等を変更する場合にも、同様に許可が必要である。
z0400076	特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大	5021	5021158	社団法人日本経済団体連合会	11	特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大【断規】		特定無線設備全てを自己確認制度の対象とする。仮に自己確認制度の対象から除外する特定無線設備がある場合は、その理由を客観的なデータを基に示すとともに、公正・透明な手続を経て決定すべきである。		技術の進歩や市場ニーズの変化に対応するとともに、国際競争力を維持・強化するためには、製造業者等は、製品を速やかに、かつ低コストで市場に投入する必要がある。そのためには、自己確認可能な無線設備の範囲をできる限り拡大する必要がある。	電波法(改正後)第38条の33	総務省	特定無線設備(小規模な無線局に使用するための無線設備であって、総務省令で定めるもの)のうち、無線設備の技術基準、使用の態様等を勘案して、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与える恐れが少ないものとして総務省令で定める特別特定無線設備については、その工事設計が技術基準に適合することを、登録証明機関による審査、認証を経ることなく製造業者等が自ら確認することができる。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400077	周波数利用目的に係る規制の緩和		無線局の免許を受けるにあたり、無線局の開設の目的が放送業務である場合、割当てられた周波数を用いて放送業務以外の無線通信業務を行うことはできない(CS放送(東経110度CSを除く)は除く)。	c	-	周波数を免許人の自由裁量により、通信・放送のどちらにも利用できるようにすることは、例えば、非常災害時など緊急に情報提供を必要が生じた場合に、直ちに放送を行うことができないおそれがある。特に、放送は社会的影響力が大きく、有限稀少な周波数を用いて不特定多数の人に直接受信されることを目的として行うものであることから、安定した受信が求められるものであり、放送目的で使用する周波数については、その目的のためにのみ使用すべきである。また、放送を行っていない時間帯においても、保守・点検及び非常災害時への対応のために、ほぼ1日中放送波を使用しているのが現状である。 なお、周波数の希少性が低いとみなされるCS放送(東経110度CSを除く)については、電気通信サービスを利用した放送が制度化されており、通信用(電気通信業務用)の無線局の免許を有する者は、同一周波数を放送と通信に使用させることが可能となっているところ。		5021	5021146	社団法人日本経済団体連合会	11	周波数利用目的の緩和		周波数を通信・放送のいずれの用途でも利用できるようにすべきである。
z0400078	周波数帯割当ての調和			-	-	本件は、本年度の日EU規制改革対話において協議されているところであり、来年5月頃に欧州委員会に提出する予定の書面回答を参照されたい。		5072	5072027	欧州委員会(EU)	11	周波数帯割当ての調和		補足的なMT-2000帯域(特に2.5GHz帯域)と3G移動通信システム後の帯域に対する周波数帯割り当てを調和させる。
z0400079	微弱無線局の電界強度の緩和	電波法第4条及び電波法施行規則第6条	微弱無線局は、発射される電波の電界強度が他の無線局への混信影響等を与えない電波法令で定める規定値内で運用。	c	-	要望されている周波数帯については、当該周波数帯を使用する無線局(航空安全用)の運用を保護する必要があるため、現行の微弱無線局の基準を超える無線システムの利用は認められない。		5021	5021148	社団法人日本経済団体連合会	11	微弱無線局の電界強度の緩和【断規】		用途や周波数に応じて、微弱無線の3メートルの距離における電界強度の柔軟な運用を認めるべきである。 とりわけ、車載キーレスエントリーやタイヤ空気圧モニタなどに代表される車載微弱通信機器(312MHz帯)の電界強度については、5秒程度の短時間であれば、米国並みの許容値での使用を可能とすべきである。
z0400080	ドクターヘリにおける異免許人間による通信の容認	電波法施行規則第37条第21号	人命の救助に関し急を要する通信(他の電気通信システムによつては当該通信の目的に達することが困難である場合に限る)を行う場合には、電波法施行規則第37条第21号に基づき、無線局の免許状に記載された通信の相手方以外の通信も可能となっている。	d	-	規制の現状と同じ		5139	5139006	愛知医科大学高度救命救急センター 中日本航空株式会社	11	愛知ドクターヘリ特区		電波法では事業会社に航空無線の割り当てがあり会社基地と飛行中の自社機と連絡が取れるようになっている。ドクターヘリの現場では担当機体の都合により他社に急速代行を依頼することがある。又他社機が患者を当該基地に搬送することもある。そのような場合に異免許人間の通信が許されていないため当該基地との通信ができないため所要の連絡が取れない。ドクターヘリの現場では異免許人間の通信が許されるべきである。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400077	周波数利用目的に係る規制の緩和	5021	5021146	社団法人日本経済団体連合会	11	周波数利用目的の緩和		周波数を通信・放送のいずれの用途でも利用できるようにすべきである。		有限・希少な電波は、今後、コピキタネットワーク社会を実現する上で、最も重要な資源の一つに位置付けられており、有効利用を図る必要がある。 現行制度では、利用目的が限定されているため、技術革新や利用者ニーズに柔軟に対応したサービス提供ができないが、規制が緩和されれば、深夜など放送波を使用していない時間帯に、有線を敷くことができない地域へ放送波を使って情報配信サービスが可能となるなど、多様な用途やビジネスへの活用など、有効活用が図られ、経済活性化に資すると考えられる。	電波法第6条	総務省	無線局の免許を受けるにあたり、周波数の利用目的が通信、放送のいずれかに限定されている。そのため、割当てられた周波数が放送目的の場合は、通信に利用できない。
z0400078	周波数帯割当ての調和	5072	5072027	欧州委員会(EU)	11	周波数帯割当ての調和		補足的なIMT-2000帯域(特に2.5GHz帯域)と3G移動通信システム後の帯域に対する周波数帯割当てを調和させる。		日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.4.情報社会による。		総務省	
z0400079	微弱無線局の電界強度の緩和	5021	5021148	社団法人日本経済団体連合会	11	微弱無線局の電界強度の緩和【新規】		用途や周波数に応じて、微弱無線の3メートルの距離における電界強度の柔軟な運用を認めるべきである。 とりわけ、車載キースレスエントリーやタイヤ空気圧モニタなどに代表される車載微弱通信機器(312MHz帯)の電界強度については、5秒程度の短時間であれば、米国並みの許容値での使用を可能とすべきである。		一律に500μV/m以下とするのではなく用途や送信時間などに応じて柔軟な利用を認めることにより、様々なアプリケーションの搭載などが可能となり、利用者の利便性が向上する。 例えば、322MHz以下の帯域において電界強度が緩和された場合、他のシステムからの干渉を受けずに、情報量を増やすことが可能となる。これにより、車載キースレスエントリーでは、スムーズな開閉やセキュリティ面での向上を図れるとともに、タイヤ空気圧モニタでは、通信精度の向上につながる。また、米国と仕様を共通化することにより、スケールメリットが発揮され、コスト削減できる。なお、米国では、5秒程度の送信時間内であれば、6014μV/mまで認められているが、これにより特段大きな支障は生じていない。 また、322MHz～10GHzでは許容値がとくに低く設定されているため、新製品開発に際してコスト上昇要因となっている。	電波法施行規則第6条	総務省	微弱無線局は、322MHz以下の帯域においては、当該無線局の無線設備から3メートルの距離において、その電界強度が、500μV/m以下でなければならない。同様に、322MHzを超過10GHz以下の帯域では、35μV/m以下とされている。
z0400080	ドクターヘリにおける異免許人間による通信の容認	5139	5139006	愛知医科大学高度救命救急センター 中日本航空株式会社	11	愛知ドクターヘリ特区		電波法では事業会社に航空無線の割り当てがあり会社基地と飛行中の自社機と連絡が取れるようになっている。ドクターヘリの現場では担当機体の都合により他社に急遽代行を依頼することがある。又他社機が患者を当該基地に搬送することもある。そのような場合に異免許人間の通信が許されていないため当該基地との通信ができないため所要の連絡が取れない。ドクターヘリの現場では異免許人間の通信が許されるべきである。	ドクターヘリによる重篤患者の救命救急事業	自社の都合により休むことが許されないドクターヘリの現場では他社の機体も当てにしなければならない。又何時の時点、いかなる機関が当該基地に患者を搬送してくるか計り兼ねる。ところがドクターヘリ基地は我が国では1機スタンバイが限度であり、他機が患者を当該基地に急遽搬入してくる場合には当該基地の無線局と連絡が取れないと安全が確保できない。ドクターヘリ基地の運行管理者はあらゆる情報が必要であり、異免許人間の通信が必要である。	電波法52条 目的外使用の禁止等 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。但し津具に掲げる通信についてはこの限りでない。 1. 遭難通信 2. 緊急通信 3. 安全通信 4. 非常通信 5. 放送の受信	総務省	1. 愛知ドクターヘリ運航要領 2. 愛知ドクターヘリ体制図

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400081	ドクターヘリにおける携帯電話の使用の容認	なし	電波法では、電気通信業務用の無線局を陸上移動局に限る規制は無い。	e	-	現在、携帯電話事業者が提供する携帯電話は歩行者・自動車等の陸上での使用を目的としているため、携帯電話基地局からの電波の発射方向は地上に向けられ、同じ周波数を繰り返し有効に活用している。上空から携帯電話を使用しようとした場合、同じ周波数を使用する複数の基地局から見通して電波を受けることとなり、干渉の発生や適切な基地局を選択して接続することが困難であることから適切にサービスを受けることができないとともに、地上の携帯電話に対する混信などによって、広範囲にわたって携帯電話の品質の劣化等の支障を引き起こすため、上空からの使用はできないものである。		5126	5126001	愛知県	11	ドクターヘリにおける携帯電話の使用の容認		ドクターヘリの患者搬送は、基地病院以外の病院の場合、基地病院無線局経由により依頼確認を行っているが、より迅速に対応するためには、携帯電話が有効である。携帯電話は、電波法上では「陸上移動局」と整理されており、ドクターヘリから使用することは電波法違反となり使用できない。救急患者の搬送には、ドクターヘリから直接に搬送先病院へ携帯電話での連絡は必要不可欠である。
z0400082	微弱電波法における放射雑音許容値の見直し等	電波法第4条及び電波法施行規則第6条	微弱無線局は、発射される電波の電界強度が他の無線局への混信影響等を与えない電波法令で定める規定値内で運用。	c	-	要望されている周波数帯については、当該周波数帯を使用する無線局(航空安全用)の運用を保護する必要があるため、現行の微弱無線局の基準を超える無線システムの利用は認められない。		5111	5111036	社団法人日本自動車工業会	11	微弱電波法の放射雑音許容値について		短期 輸出用のタイヤ空気圧モニターについて、国内輸送中は、微弱電波法適用に対して柔軟な対応をお願いしたい。 長期 国内市場向けシステムと米国市場向けシステムの仕様統一ができるように、微弱電波法の改定の可能性について検討をお願いしたい。
z0400083	免許不要の小電力機器への電波分配の容認			-	-	2003年10月24日に日米政府間で対日要望と対米要望の交換を行い、これらに基づき「成長のための日米経済パートナーシップ」における「規制改革及び競争改革イニシアティブ」の3年目の対話が行われている。本要望は当該対日要望と同じものである。対話の成果については、2004年5月頃に公表される報告書を参照されたい。		5071	5071010	米国	11	免許不要の小電力機器への電波分配の容認		日本の柔軟な電波配分の政策目標と一貫する形で、日本政府は小電力機器の免許不要で電波を使用することを望む企業に時機を得た客観的で透明な手続き過程を保証する措置を、その周波数帯の現在の利用者に對しても十分な配慮をはかりながら、とることを提案する。総務省はもし十分なデータがない場合、インターフェースを査定するための更なる検査あるいは試験的プロジェクトを認めるべきである。
z0400084	2400MHz帯小電力データ通信システムのスペクトル拡散率の緩和		2471～2497MHzの周波数を使用する小電力データ通信システムの無線局におけるスペクトル拡散率は10以上とされている。	C	-	小電力データ通信システム用の2471MHz～2497MHzは、移動体衛星通信システム(MSS)に国際的に割り当てられている2483.5MHz～2500MHzと重複しているため、国際的には、この周波数を避けて2400MHz～2483.5MHzが無線LANに割り当てられており、我が国においても高度小電力データ通信システムとしてこの周波数を無線LANで利用している。欧米諸国では、2471MHz～2497MHzの周波数を無線LANに利用している国はない。 情報通信審議会においても、将来的に移動体衛星通信システム(MSS)への干渉を回避するためには、欧米諸国と同じ周波数を使用する高度小電力データ通信システムに移行を進める必要性が指摘されているところであり、2471MHz～2497MHzでスペクトル拡散率を緩和した場合、移動体衛星通信システム(MSS)との共用に支障が生じるおそれがある。 したがって、スペクトル拡散率の緩和については、措置は不可である。 なお、2.4GHz帯のデータ通信の高度化を図るため、高度小電力データ通信システムとしてOFDM方式の導入等が制度化されており、これらの技術を採用することによって、通信速度の高速化等が可能となっている。		5021	5021147	社団法人日本経済団体連合会	11	2400MHz帯小電力データ通信システムのスペクトル拡散率の緩和【新規】		2400MHz帯小電力データ通信システムにおけるスペクトル拡散率を高度小電力データ通信システムと同様の基準(5以上)とすべきである。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400081	ドクターヘリにおける携帯電話の使用の容認	5126	5126001	愛知県	11	ドクターヘリにおける携帯電話の使用の容認		ドクターヘリの患者搬送は、基地病院以外の病院の場合、基地病院無線局経由により依頼確認を行っているが、より迅速に対応するためには、携帯電話が有効である。携帯電話は、電波法上では「陸上移動局」と整理されており、ドクターヘリから使用することは電波法違反となり使用できない。救急患者の搬送には、ドクターヘリから直接に搬送先病院へ携帯電話での連絡は必要不可欠である。	受入病院に対する連絡方法は、ドクターヘリから基地病院から公衆電話回線により依頼しているが、直接ドクターヘリから受入病院へ携帯電話を使用して連絡することは、患者の状態が明確に伝わり、受入準備にも迅速な対応が可能となる。	上空からの携帯電話の使用は、受入病院に患者の様態を迅速に連絡をし、その対応が的確に行われるため。	電波法(昭和25年5月2日法律第131号)第53条 電波法施行規則第4条 1項12号	総務省	
z0400082	微弱電波法における放射雑音許容値の見直し等	5111	5111036	社団法人日本自動車工業会	11	微弱電波法の放射雑音許容値について		短期 輸出用のタイヤ空気圧モニターについて、国内輸送中は、微弱電波法適用に対して柔軟な対応をお願いしたい。 長期 国内市場向けシステムと米国市場向けシステムの仕様統一ができるように、微弱電波法の改定の可能性について検討をお願いしたい。	国内微弱電波法と米国 FCCの放射雑音許容値に差がある為、国内輸送のためだけに、タイヤ空気圧モニターの電波停止を、工場出荷前に行い、米国到着後に電波の再起動を行う。国内市場向けシステムと米国市場向けシステムの仕様統一ができない。	専用のシステム開発やコスト負担で、アメリカメーカーよりも負担となり、競争力も低下する。 世界とのハーモナイゼーションを損なう。	微弱電波法	総務省	重点要望項目
z0400083	免許不要の小電力機器への電波分配の容認	5071	5071010	米国	11	免許不要の小電力機器への電波分配の容認		日本の柔軟な電波配分の政策目標と一貫する形で、日本政府は小電力機器の免許不要で電波を使用することを望む企業に時機を得た客観的で透明な手続き過程を保証する措置を、その周波数帯の現在の利用者に対しても十分な配慮をはかりながら、とることを提案する。総務省はもし十分なデータがない場合、インターフェースを査定するための更なる検査あるいは試験的プロジェクトを認めるべきである。		「e- JapanII」において日本は電波認証(RFD)やワイヤレスLANなどの台頭しつつある無線技術が「ユビキタスネットワーク社会」においてそれぞれが特別な役割を担っているであることを認識している。日米電気通信作業部会は両国の経験について見解を交換し、台頭しつつある先進無線技術の拡大と利用へ貢献する市場ベースのアプローチを認定し、両国の規制過程の相互理解を促進できる時機を得た機会を提供する。		総務省	
z0400084	2400MHz帯小電力データ通信システムのスペクトル拡散率の緩和	5021	5021147	社団法人日本経済団体連合会	11	2400MHz帯小電力データ通信システムのスペクトル拡散率の緩和【新規】		2400MHz帯小電力データ通信システムにおけるスペクトル拡散率を高度小電力データ通信システムと同様の基準(5以上)とすべきである。		小電力データ通信システムにおいても、高度小電力データ通信システムと同様のスペクトル拡散率が認められれば、現在の通信品質を確保したまま通信速度を上げることができる。高度小電力データ通信システムの13チャンネルと小電力データ通信システムの1チャンネルを加えた14のチャンネルを活用することができ、利用者の利便性が向上する。また、小電力データ通信システムの帯域は電子レンジなどの機器の影響を受けにくいことから、混信の低減にも資すると考えられる。	無線設備規則第49条の20	総務省	2471～2497MHzの周波数を使用する小電力データ通信システムの無線局におけるスペクトル拡散率は10以上とされている。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400085	特定小電力機器に係る技術基準適合証明の申請単位の見直し	電波法第2条第4号 電波法第38条の2第1項 無線設備規則第49条の14第1号イ	無線局の免許手続の簡素化等に資するため、特定無線設備について、電波法第3章に定める技術基準に適合していることの証明(技術基準適合証明)を受けた特定無線設備のみを使用する無線局については、免許不要、簡易な免許手続、包括免許等の適用が可能となる。	C		(借置不可能) 電波法第2条で無線設備とは「電波を送り又は受けるための電氣的設備をいう」とされており、電源設備や制御装置を含まないものである。 電源設備については、その電圧値が変更されると、技術基準で定める空中線からの出力や副次発射に変更を来すものであり、また、制御装置については、技術基準で定める機能・条件を満たしているか否かの確認が必要であることから、送受信装置、電源装置及び制御装置を一体として技術基準への適合性を確認する必要がある。		5021	5021154	社団法人日本経済団体連合会	11	特定小電力機器に係る技術基準適合証明の申請単位の見直し【新規】		送受信装置のみの申請を認めるべきである。
z0400086	無線局の免許申請手続の緩和	無線局免許手続規則第3条、別表第1号の2	法人が無線局の免許を申請する場合、申請者はその法人の代表者であり、申請書には代表者印の押印が必要(あるいは自筆で氏名を記入)であるが、委任状または法人の組織規程等、当該委任関係を示した書類が提出されていれば、代表者の印や署名を必要とせずに、代理申請が認められている。	a		a 対応策及び実施時期 法人が無線局免許申請を代理申請により行う場合の委任状等の取り扱いを規定するとともに、当該規定事項について総合通信局に周知徹底を行う。実施時期は、平成15年度中。		5021	5021150	社団法人日本経済団体連合会	11	無線局の免許申請手続の緩和【新規】		法人の代表者から委任を受けて事業所長などが代理人となって免許申請する際、委任関係を示した組織規程等を提出する場合は、法人の代表者印や署名は不要である旨を明確にするるとともに、各地方総合通信局にその点を徹底すべきである。
z0400087	WTO政府調達協定の適用対象機関からのNTTグループ各社の除外	(WTO)政府調達に関する協定(1996年)	1996年1月1日に発効した世界貿易機関(WTO)政府調達に関する協定は、政府機関等による産品、サービスの調達に、内国民待遇、内外無差別の原則を適用し、また、政府調達に手続の透明性を確保することを定めている。我が国においては、同協定附属書「付表において約束している中央政府機関、地方政府機関(47都道府県及び12政令指定都市)、特殊法人及び独立行政法人による調達に同協定が適用される。	-	-	WTO政府調達協定は、公正、公開かつ競争的な政府調達を促進するための国際ルールである。我が国は、同協定締約国間の権利及び義務の均衡並びに同協定に定める相互に合意された適用範囲に基づき、内外無差別等の原則に則った政府調達を行っており、我が国が同協定付表において約束している機関については、同協定を誠実に遵守している。これらの機関を協定適用機関から除外するためには、同協定に定める手続により所要の通報を行ったうえで、各締約国からの異議申立がないことが条件となるものであり、我が国の規制改革に対する枠組みの中で捉えられるものではない。 なお、我が国は、平成11年7月1日のNTT再編に伴い、NTTの承継会社の1つであるNTTコミュニケーションズ社は同協定の対象機関としない旨の通報を、同協定の手続に従ってWTO政府調達委員会を通じ各締約国に対して行ったところ、これに対して米国、EC、カナダから異議申立が行われた。それ以降、同社が協定の除外基準を満たしていることについて同委員会や各種協議の場を通じて重ねて説明を行ってきた結果、米国及びカナダは異議を撤回したものの、依然ECが異議を留保しているところ、WTO政府調達委員会会合等の場で継続的な働きかけを行っていくこととする。		5021	5021263	社団法人日本経済団体連合会	11	WTO政府調達協定の適用対象機関からのNTTグループ各社の除外		NTTグループ各社(NTT株式会社、NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ)特に完全な民間企業となっているNTTコミュニケーションズ社を、政府調達に関する協定の適用対象機関から除外すべく必要な措置を講じるべきである。
z0400088	NTT法の廃止	日本電信電話株式会社等に関する法律		-	-	本件は、本年度の日EU規制改革対話において協議されているところであり、来年5月頃に欧州委員会に提出する予定の書面回答を参照されたい。		5072	5072020	欧州委員会(EU)	11	NTT法の廃止		電気通信規制当局は事業の供給者から完全に独立し、公正であるべきである。そして日本市場における競争の促進に専念すべきである。規制当局は規制(競争、ユニバーサルサービス、ライセンシングの促進)にのみ関わり、事業者の経営管理に関して干渉しない、ということを法的文書に明記することが重要である。それゆえ、EUは、電気通信事業法(適宜改定)に鑑みてユニバーサルサービスの支配的な供給者に対してあらゆる必要な規制管理が行われるべきなので、NTT法は廃止されなければならない、国家もしくは公的な株式保有者が通信分野において他の分野とは異なる扱いを受けてはならない、と考える。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400085	特定小電力機器に係る技術基準適合証明の申請単位の見直し	5021	5021154	社団法人日本経済団体連合会	11	特定小電力機器に係る技術基準適合証明の申請単位の見直し【新規】		送受信装置のみの申請を認めるべきである。		特定小電力機器として認められた条件の範囲内で電源装置および制御装置を柔軟に変更することができる。	無線設備規則 第49条の14 特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則 第6条の2 特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第6条の2等の規定に基づき(特定無線設備の技術基準適合証明等の簡易な手続)(平成11年3月5日郵政省告示第170号)	総務省	小規模な無線局に使用するための無線設備であって、総務省令で定めるもの(特定無線設備)については、電波法に定める技術基準に適合していることの証明を受けることになっている。特定小電力機器もその一つであり、技術基準適合証明を受けようとする場合、送受信装置に加えて電源装置および制御装置も併せて申請しなければならない。また、電源装置および制御装置を変更した場合は、その変更を申請しなければならない。
z0400086	無線局の免許申請手続の緩和	5021	5021150	社団法人日本経済団体連合会	11	無線局の免許申請手続の緩和【新規】		法人の代表者から委任を受けて事業所長などが代理人となって免許申請する際、委任関係を示した組織規程等を提出する場合は、法人の代表者印や署名は不要である旨を明確にするとともに、各地方総合通信局にその点を徹底すべきである。		左記の申請手続が徹底されれば、利用者ニーズに迅速に対応したサービスや製品の提供が可能となる。 なお、企業においては、急激な技術革新やグローバルな競争に対応すべく迅速な意思決定が可能となるよう、現場レベルに権限を委譲しており、こうした流れにも沿ったものとなる。	無線免許手続規則第3条、別表第1号の2	総務省	法人が無線局の免許を申請する場合、申請者はその法人の代表者であり、申請書には代表者印の押印が必要(あるいは自筆で氏名を記入)であるが、委任状または法人の組織規程等、当該委任関係を示した書類が提出されていれば、代表者の印や署名を必要とせず、代理申請が認められている。
z0400087	WTO政府調達協定の適用対象機関からのNTTグループ各社の除外	5021	5021263	社団法人日本経済団体連合会	11	WTO政府調達協定の適用対象機関からのNTTグループ各社の除外		NTTグループ各社(NTT株式会社、NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ)特に完全な民間企業となっているNTTコミュニケーションズ社を、政府調達に関する協定の適用対象機関から除外すべく必要な措置を講じるべきである。		NTTグループ各社は、通信業界におけるグローバルな競争が急速に進展している中での事業展開を余儀なくされており、また経営努力により一層の合理化、コストダウンを求められている。こうしたなか、NTTグループ各社は、政府調達協定の対象機関として、煩雑な手続を行うことにより、購入に至るまで2.4~5.5カ月という長期間を要したり、海外製品の調達額の集計を求められる等、多大な負担を強いられている。こうした手続は、機動的なビジネスを阻害し、諸外国の企業に比べて非常に不利な状態となっている。 対象機関から除外されれば、ビジネスのニーズに合わせて迅速で柔軟な調達ができるようになる。	政府調達に関する協定(1996年)付属書 付表3	総務省	NTTグループ各社は、民営化され市場の監視を受けているにもかかわらず、WTO政府調達に関する協定において、中央政府、地方政府及び他の特殊法人と並んで同協定の適用対象機関として定められ、協定で定める手続に従って調達手続きを進めることが義務付けられている。 また、わが国は、自主的措置として、政府調達における供給者の利便性向上等の観点から、物品に係わる政府調達手続き等を定めており、協定対象機関には、より詳細な調達手続きが求められている。
z0400088	NTT法の廃止	5072	5072020	欧州委員会(EU)	11	NTT法の廃止		電気通信規制当局は事業の供給者から完全に独立し、公正であるべきである。そして日本市場における競争の促進に専念すべきである。規制当局は規制(競争、ユニバーサルサービス、ライセンシングの促進)にのみ関わり、事業者の経営管理に関して干渉しない、ということを法的文書に明記することが重要である。それゆえ、EUは、電気通信事業法(適宜改定)に鑑みてユニバーサルサービスの支配的な供給者に対してあらゆる必要な規制管理が行われるべきなので、NTT法は廃止されなければならない。国家もしくは公的な株式保有者が通信分野において他の分野とは異なる扱いを受けてはならない、と考える。		日本の規制改革に関するEU優先提案(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.4.情報社会による。		総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400089	接続料金に関するLRICモデルの見直し			-	-	本件は、本年度の日EU規制改革対話において協議されているところであり、来年5月頃に欧州委員会に提出する予定の書面回答を参照されたい。		5072	5072021	欧州委員会 (EU)	11	接続料金に関するLRICモデルの見直し		接続料金に関するLRICモデルの適用は、NTT西日本・東日本の競合他社にとって結果としてより高いコストにつながるような、通信量に関係しない要素の不適切な配分を是正する方向で、見直されるべきである。同様に、トラフィックの減少によって生ずる収入の潜在的損失を補填するために確立された清算メカニズムを撤廃すべきである。NTTの固定接続料金に関する最近の見直しは、経済的および規制的観点から、また特に、日本の規制当局による決定の不公平性に関して、深刻な懸念を生み出している。
z0400090	接続料に係る長期増分費用 (LRIC) モデルの見直し (NTSコストの除外)	接続料規則別表	平成14年9月13日付け情報通信審議会答申「長期増分費用モデルの見直しを踏まえ、接続料算定の在り方について」において、現行制度を継続し、交換機の費用に含めて算定することとされた(2003年度及び2004年度に適用される接続料については、適正かつ透明な手続きを経た上で、NTSコストを含むものとして既に認可済み。)ことを踏まえ、同内容を省令に規定。	b	-	NTSコストについて、我が国のように接続料に含めるのか、基本料で回収するのかは、公共サービスの利用者料金の在り方に関連することから、各国の事情に即し、政策的に判断すべきものと考えている。		5073	5073012	オーストラリア	11	接続料に係る長期増分費用 (LRIC) モデルの見直し (NTSコストの除外)		日本は、接続料が適切なコストに基づいて算定され、差別のない方法で競争する電気通信事業者に課されることを確保すべきである。LRICモデルにおいて、NTT東会社とNTT西会社の接続料の中で多くを占めているNTSコストを接続料の計算から除外すべきである。
z0400091	東西NTT間での平均システムの見直し			-	-	本件は、本年度の日EU規制改革対話において協議されているところであり、来年5月頃に欧州委員会に提出する予定の書面回答を参照されたい。		5072	5072026	欧州委員会 (EU)	11	東西NTT間での平均システムの見直し		ユニバーサルサービスは、通常の商慣習によって網羅されないコストに対応するために、必要に応じてのみ実施されるべきである。日本国内における単一料金設定の目的は、ユニバーサルサービス基金の確立によって達成されるべきであり、特に、透明性、非差別および競争的中立の原則を充足しなければならぬ。国内に収益の少ない地域も含む単一料金を確保するためのユニバーサルサービスを提供するためのコストは、それよりもLRICに基づくべきであり、ユニバーサルサービスを提供する上での便益 (ネットワーク外部性、ブランド名およびプレゼンス) は、費用の計算に十分考慮されるべきである。現行の東西NTT間での平均システムは、そのことがNTT東日本とNTT西日本間での内部補助につながることから憂慮すべき事柄である。NTT東日本とNTT西日本は組織的には分離しており、原則的には、妥当な会計分離を確保するために、競争的な保護を課すことによってそのような慣習に参画することが妨げられているにもかかわらずである。その結果、接続料金はもはやコスト指向ではなくなっている。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400089	接続料金に関するLRICモデルの見直し	5072	5072021	欧州委員会 (EU)	11	接続料金に関するLRICモデルの見直し		接続料金に関するLRICモデルの適用は、NTT西日本・東日本の競合他社にとって結果としてより高いコストにつながるような、通信量に関係しない要素の不適當な配分を是正する方向で、見直されるべきである。同様に、トラフィックの減少によって生ずる収入の潜在的損失を補填するために確立された清算メカニズムを撤廃すべきである。NTTの固定接続料金に関する最近の見直しは、経済的および規制的観点から、また特に、日本の規制当局による決定の不公平性に関して、深刻な懸念を生み出している。		日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.4.情報社会による。		総務省	
z0400090	接続料に係る長期増分費用(LRIC)モデルの見直し(NTSコストの除外)	5073	5073012	オーストラリア	11	接続料に係る長期増分費用(LRIC)モデルの見直し(NTSコストの除外)		日本は、接続料が適切なコストに基づいて算定され、差別のない方法で競争する電気通信事業者に課されることを確保すべきである。LRICモデルにおいて、NTT東会社とNTT西会社の接続料の中で多くを占めているNTSコストを接続料の計算から除外すべきである。		過剰に高い接続料は、依然として日本の電気通信分野に残る心配事である。日本の接続料は、日本の電気通信市場には規制された卸売り接続料というものが無いので高額である。その結果、事業者は他の事業者から小売りベースでの容量の購入を余儀なくされている。その上、接続料は世界水準を遥かに上回っている。現在の料金は効率の良い費用モデルを基準にすると正当とは認められない。 我々は、WTOの義務に関して、日本の過剰に高い接続料を懸念している。1997年に、日本は電気通信基本サービスについてのWTOのリファレンス・ペーパーに含まれた規制原則に従うことに合意している。リファレンス・ペーパーの第2.2項は、主な供給事業者との接続は、透明性があり、無差別かつ合理的な、コストに基づいた料金で行わなければならないとしている。 情報通信審議会は、昨年長期増分費用(LRIC)モデルの見直しを行ったが、その結果、2003年度と2004年度に適用される平均接続料が約5%上がった。また、情報通信審議会が、NTT東会社とNTT西会社間の競争を促進させるために、夫々のコストに基づいた異なる接続料を適用すべきであったとした以前の提言にも拘わらず、総務省は市場を支配する両社に対し同じ接続料を導入することを決めた。総務省は、ユニバーサル サービスとして国民に等しい電気通信サービスを提供すべきであると主張している。これらの動きは電気通信産業の競争を促進させる日本の政策を逆行させるものである。		総務省	
z0400091	東西NTT間での平均システムの見直し	5072	5072026	欧州委員会 (EU)	11	東西NTT間での平均システムの見直し		ユニバーサルサービスは、通常の商慣習によって網羅されないコストに対応するために、必要に応じてのみ実施されるべきである。日本国内における単一料金設定の目的は、ユニバーサルサービス基金の確立によって達成されるべきであり、特に、透明性、非差別および競争的中立の原則を充足しなければならない。国内に(収益の少ない地域も含む)単一料金を確保するためのユニバーサルサービスを提供するためのコストは、それよりもLRICに基づくべきであり、ユニバーサルサービスを提供する上での便益(ネットワーク外部性、ブランド名およびライセンス)は、費用の計算に十分考慮されるべきである。現行の東西NTT間での平均システムは、そのことがNTT東日本とNTT西日本間での内部補助につながることから憂慮すべき事柄である。NTT東日本とNTT西日本は組織的には分離しており、原則的には、適切な会計分離を確保するために、競争的な保護を課すことによってそのような慣習に参画することが妨げられているにもかかわらずである。その結果、接続料金はもはやコスト指向ではなくなっている。		日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.4.情報社会による。		総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400092	第 種指定事業者の卸および小売料金告知要件の存続			-	-	本件は、本年度の日 EU規制改革対話において協議されているところであり、来年 5月頃に欧州委員会に提出する予定の書面回答を参照されたい。		5072	5072025	欧州委員会 (EU)	11	第 種指定事業者の卸および小売料金告知要件の存続		市場において重要な力を持ち、かつ / あるいは基本的設備を管理する事業者に対しては、卸しおよび小売料金告知要件を存続すべきである。最近の TB L改正は、第 種指定事業者が卸しおよび小売料金を告知する義務を撤廃したことによって、規制当局が、支配的事業者の料金行為を監視し、略奪的料金行為を行うことのないよう確保することを妨げるものである。日本の新たな改正枠組みにしたがって、第 種指定事業者は、こうして例えば、選択的に競合他社に損害を与えるために、値引きをしたり、あるいは料金圧縮戦略をとったりすることができるのである。料金告知と会計分離の義務は、非支配的事業者も含むあらゆる事業者の「ユニバーサルサービス」として分類されるサービスに対して、継続して適用されるもの、と EU は理解している。非対称規制および比例の原則に沿って、非支配的事業者もしくはユニバーサルサービス提供者として選ばれていない事業者には、これらの義務が撤廃されるべきである、と EU は考える。なぜなら、そのことが、これらの事業者が指定事業者と有効的に競争する能力に影響を与え、不当なコストの発生を招くからである。また、このことは公正かつ効果的な競争環境を損なうような不必要な手続きをも巻き込むものである。
z0400093	端末設備の接続の技術的条件の廃止	改正電気通信事業法第52条 改正電気通信事業法第69条	端末設備の利用者が、その端末設備を電気通信事業者の設備に接続するためには、当該電気通信事業者の接続の検査を受けた後、接続し使用することが原則である。ただし、その端末設備が、当該電気通信事業者が総務大臣の認可を受けて定める技術的条件に適合している場合は、接続の検査を行うことなく、利用者は接続し、使用することができる。	d	-	技術的条件の認可は、電気通信事業者の申請を受け、当該電気通信事業者設備を損傷防止等の観点から審査し、判断するものであるが、認可申請するかどうかは電気通信事業者の任意である。従って、電気通信事業者が、既存の技術基準で担保できない条件については、民間の任意規格に委ねたいとの観点から、技術的条件としての認可は不要と判断し、申請を行わないこととする。その場合、端末設備を接続するに当たり、当該電気通信事業者による接続の検査が必要となる。		5021	5021156	社団法人日本経済団体連合会	11	端末設備の接続の技術的条件の廃止【新規】		技術的条件を廃止し、既存の技術基準で担保できない条件については、民間の任意規格に委ねるべきである。
z0400094	電気通信機器の技術基準適合認証に係る検査記録の作成・保存義務の撤廃	改正電気通信事業法第 57 条第 2 項 改正電波法第 38 条の 25 第 2 項	認証取扱業者は、その取り扱う端末機器 / 特定無線設備が設計 / 工事設計に合致することを設計認証 / 工事設計認証を受けた確認の方法に基づき検査し、その検査記録を作成、保存しなければならない。	C		(措置不可能) 今回の電気通信事業法等の改正により、技術基準に適合しない機器が製造等される事態が生じた場合には、消費者保護の観点から、製造業者等に対して回収等を命じる妨害防止命令 / 妨害等防止命令等の必要な措置を講ずることとしており、検査記録については、製造された機器の技術基準への適合性に疑義が生じた場合に、検査の実施及びその適切性について事後的に検証を行うのに必要なため、その作成及び保存を義務づけているものである。	平成 16 年 1 月 26 日に改正電気通信事業法 / 改正電波法施行予定	5021	5021159	社団法人日本経済団体連合会	11	電気通信機器の技術基準適合認証に係る検査記録の作成・保存義務の撤廃【新規】		技術基準適合認証に係る検査記録の作成・保存義務を撤廃すべきである。
z0400095	電気通信機器の技術基準適合自己確認制度の改善	改正電気通信事業法第 63 条 改正電波法第 38 条の 33	製造業者又は輸入業者は、技術基準適合自己確認をしたときは、技術基準適合自己確認を行った特定端末機器 / 特定無線設備の種類、設計 / 工事設計確認の方法等、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出ることができる。	C		(措置不可能) 技術基準適合自己確認の届出を行った者は、その旨の表示 / 適合表示無線設備としての表示を端末機器 / 無線設備に貼付することができ、この表示を付することにより、適正な手続を経て技術基準への適合性が確認されたことが特定及び識別可能となり、この表示が貼付された端末機器については / 無線設備のみを使用する無線局については、電気通信事業法の特例措置 / 電波法の免許制度の特例措置として、電気通信事業者の電気通信回線設備への接続検査不要等 / 免許不要等の適用が可能となる。このように表示には、端末機器 / 無線設備に電気通信事業法 / 電波法上の特例措置が与えられていることを識別するための重要な意味があり、紛らわしい表示等を付した場合は罰則が適用される。したがって、この表示を付することができる者を法的に区別するためには、最低限、届出制度によって国が予め把握しておく必要がある。	平成 16 年 1 月 26 日に改正電気通信事業法 / 改正電波法施行予定	5021	5021157	社団法人日本経済団体連合会	11	電気通信機器の技術基準適合自己確認制度の改善【新規】		届出を不要とすべきである。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400092	第 種指定事業者の卸および小売料金告知要件の存続	5072	5072025	欧州委員会 (EU)	11	第 種指定事業者の卸および小売料金告知要件の存続		市場において重要な力をもち、かつ/あるいは基本的設備を管理する事業者に対しては、卸および小売料金告知要件を存続すべきである。最近のTBL改正は、第 種指定事業者が卸および小売料金を告知する義務を撤廃したことによって、規制当局が、支配的事業者の料金行為を監視し、略奪的料金行為を行うことのないよう確保することを妨げるものである。日本の新たな改正枠組みにしたがって、第 種指定事業者は、こうして例えば、選択的に競合他社に損害を与えるために、値引きをしたり、あるいは料金圧縮戦略をとったりすることができるのである。料金告知と会計分離の義務は、非支配的事業者も含むあらゆる事業者の「ユニバーサルサービス」として分類されるサービスに対して、継続して適用されるもの、とEUは理解している。非対称規制および比例の原則に沿って、非支配的事業者もしくはユニバーサルサービス提供者として選ばれていない事業者には、これらの義務が撤廃されるべきである、とEUは考える。なぜなら、そのことが、これらの事業者が指定事業者と有効的に競争する能力に影響を与え、不当なコストの発生を招くからである。また、このことは公正かつ効果的な競争環境を損なうような不必要な手続きをも巻き込むものである。		日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.4.情報社会による。	総務省		
z0400093	端末設備の接続の技術的条件の廃止	5021	5021156	社団法人日本経済団体連合会	11	端末設備の接続の技術的条件の廃止【新規】		技術的条件を廃止し、既存の技術基準で担保できない条件については、民間の任意規格に委ねるべきである。		民間の任意規格に委ねることによって端末設備の円滑な接続が可能となる。	電気通信事業法第49条(改正後第52条)	総務省	電気通信事業者は、利用者から端末設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が総務省令で定める技術基準に適合しない場合などを除き、その請求を拒むことができない。この場合、技術基準には、電気通信事業者が総務大臣の認可を受けて定める技術的条件が含まれる。
z0400094	電気通信機器の技術基準適合認証に係る検査記録の作成・保存義務の撤廃	5021	5021159	社団法人日本経済団体連合会	11	電気通信機器の技術基準適合認証に係る検査記録の作成・保存義務の撤廃【新規】		技術基準適合認証に係る検査記録の作成・保存義務を撤廃すべきである。		電気通信事業法および電波法の改正前においては、左記のような義務は課されておらず、製品コストの上昇につながる恐れがある。	電気通信事業法(改正後)第57条 電波法(改正後)第38条の25	総務省	端末機器について登録認定機関から設計認証を受けた製造業者等は、設計認証に係る確認方法に従い、当該確認方法について検査を行い、総務省令で定められた検査記録を作成し、保存しなければならない。また、特定無線設備について登録証明機関から工事設計認証を受けた製造業者等は、工事設計認証に係る確認方法に従い、当該特定無線設備について検査を行い、総務省令で定められた検査記録を作成し、保存しなければならない。
z0400095	電気通信機器の技術基準適合自己確認制度の改善	5021	5021157	社団法人日本経済団体連合会	11	電気通信機器の技術基準適合自己確認制度の改善【新規】		届出を不要とすべきである。		総務省「端末機器及び特定無線設備の基準認証制度に関する研究会」報告書(平成14年12月16日)では、無線局の簡易な免許手続等の適用の可否の判断や電気通信機器に異常があった際の当該機器の製造業者等の特定などにあたって届出(ファイリング)情報が必要としている。しかしながら、届出を不要としても、例えば、免許申請時に技術基準適合手続を経たか否かを確認すること、また、不適合機器等から製造業者等を特定すること、などは可能であると考えられる。なお、自己確認を行った製造業者等が試験や検査の結果を保存しておくことは当然であるが、それは、あくまで自己責任に基づき行うべきものであると考える。	電気通信事業法(改正後)第63条、第64条、第65条 電波法(改正後)第38条の33、第38条の34、第38条の35	総務省	端末機器のうち、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に著しく妨害を与える恐れが少ないものとして総務省令で定める特定端末機器については、その設計が技術基準に適合することを製造業者等が自ら確認することができる。当該製造業者等は設計に合致することの確認方法等を総務大臣に届け出ることができ、その確認方法に従い検査を行い、総務省令で定める検査記録を作成し、保存する義務を履行したときは、総務省令で定める表示を付することができる。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400095	(上記の続き) 電気通信機器の技術基準適合自己確認制度の改善							5021	5021157	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 電気通信機器の技術基準適合自己確認制度の改善【新規】		
z0400096	電気通信事業者と外国政府等との協定等の認可制の廃止	電気通信事業法第40条	第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、外国政府又は外国法人等との間で電気通信業務に関する協定又は契約であつて総務省令で定める重要な事項を内容とするものを締結、変更、廃止する場合、認可を受けなければならない。	C		わが国の通信事業者が、国際通信サービスに関して外国政府・企業との間で締結する協定は、その内容如何が結果として、わが国の利用者の利益にも影響を与えるものであることから、「国際計算料金」など重要な事項に限って認可により審査しているところ。したがって、当該認可制度そのものを廃止することはできない。しかしながら、国際計算料金の引下げなどがわが国の利用者の利益に与える影響が小さいと考えられる協定又は契約については、認可対象から外すことを現在検討しており、平成16年度中の措置を予定しているところ。		5021	5021144	社団法人日本経済団体連合会	11	電気通信事業者と外国政府等との協定等の認可制の廃止		規制改革推進3か年計画(再改定)平成15年3月28日閣議決定]では、総務大臣の認可の対象となる事項の範囲の見直しについて検討する(平成15年度検討「結論」)となっているが、認可対象範囲の見直しに止まらず、認可制そのものを廃止すべきである。
z0400097	電気通信端末機器の技術基準適合認証の一部変更範囲の見直し	認証を受けようとする端末機器に係る手数料が減額される場合において当該端末機器が認証を受けた設計に基づく端末機器と異なる部分(平成11年郵政省告示第166号)	既に認証を受けた端末機器の設計と重要な部分において異なる構造、機能等を有するものの範囲を定め、その範囲内の変更(一部変更)であれば、認証に係る手数料を減額する措置を講ずることとしている。	a		現在、認証は、国の事務代行性を有する機関が行っており、一部変更範囲については、総務大臣が認証を行う場合の手数料の減額措置との関連で告示において規定している。しかしながら、今般の基準認証制度の改正により、認証は国の事務代行性のない民間において実施することとしたことから、国が行う場合の手数料に係る規定は廃止することとしており、一部変更範囲の規定がなくなることとなる。今後は、構造や機能の変更に伴う技術基準への適合性については、民間の認証機関、製造業者等において、基準認証制度の趣旨を踏まえ、適宜適切に確認することが必要となる。		5021	5021155	社団法人日本経済団体連合会	11	電気通信端末機器の技術基準適合認証の一部変更範囲の見直し【新規】		「回路又はプログラム」の変更(重要な部分の変更は新たな認証の申請が必要)は一部変更の対象となっているが、ごく軽微な変更は一部変更認証を不要とすべきである。
z0400098	電気通信分野における競争事業者への規制緩和					2003年10月24日に日米政府間で対日要望と対米要望の交換を行い、これらに基づき「成長のための日米経済パートナーシップ」における「規制改革及び競争改革イニシアティブ」の3年目の対話が行われている。本要望は当該対日要望と同じものである。対話の成果については、2004年5月頃に公表される報告書を参照されたい。		5071	5071001	米国	11	電気通信 / 競争事業者への規制緩和		総務省が競争的市場において非支配的事業者のために以下の措置を取ることを米国は提言する。 電気通信サービス提供者によるいかなる申請も義務づけない分類免許を与える。 約款認可義務をインターネット上の告示に変え、総務省の事前手続きを撤廃する。 契約サービスについては、全ての許可、届け出義務を撤廃する。 相互接続、委託及びその他の競争事業者間の事業取り決めについては、全ての許可、届け出義務を撤廃する。 固定系サービスプロバイダーの最初の免許取得については、サービスの一般的範囲やネットワークの説明を超えた詳細なコストの理由付け、経理の推測やネットワーク計画情報を提供する義務を撤廃する。 固定系サービスプロバイダーのネットワークの拡大については、全ての認可手続きを撤廃し、一般的な短い説明を求める届け出義務に限定する。 事業者に対して、サービスを提供するために波長ベースのRU(無効にできない)使用権利を獲得し、使用することを許す。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400095	(上記の続き) 電気通信機器の技術基準適合自己確認制度の改善	5021	5021157	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 【電気通信機器の技術基準適合自己確認制度の改善 新規】						総務省	(上記の続き) また、特定無線設備(小規模な無線局に使用するための無線設備であって、総務省令で定めるもの)のうち、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与える恐れが少ないものとして総務省令で定める特別特定無線設備については、その工事設計が技術基準に適合することを製造業者等が自ら確認することができる。当該製造業者等は工事設計に合致することの確認方法等を総務大臣に届け出ることができ、その確認方法に従い検査を行い、総務省令で定める検査記録を作成し、保存する義務を履行したときは、総務省令で定める表示を付することができる。
z0400096	電気通信事業者と外国政府等との協定等の認可制の廃止	5021	5021144	社団法人日本経済団体連合会	11	電気通信事業者と外国政府等との協定等の認可制の廃止		規制改革推進3か年計画(再改定)平成15年3月28日閣議決定]では、総務大臣の認可の対象となる事項の範囲の見直しについて検討する(平成15年度検討「結論」となっているが、認可対象範囲の見直しに止まらず、認可制そのものを廃止すべきである。		「全国規模での規制改革要望」に対する各省庁からの再回答について、(平成15年8月11日 総合規制改革会議)では、わが国の利用者の利益にも影響を与えることから認可制を維持することとされているが、そもそも事業者は、利用者の利益、ひいては自らの利益が見込めない契約は締結しないはずであり、また、規制対象外となっている音声伝送業務以外の外国政府等との協定等について、特段の問題も発生していないことから、認可制を廃止して事業者の自主判断に委ねても支障はないと考える。	電気通信事業法第40条 電気通信事業法施行規則第26条、27条	総務省	第一種電気通信事業者および特別第二種電気通信事業者(*改正法では、電気通信事業者)は、外国政府または外国人もしくは外国法人との間に電気通信業務に関する協定または契約等を締結等する場合、総務大臣の認可を受けなければならない。
z0400097	電気通信端末機器の技術基準適合認証の一部変更範囲の見直し	5021	5021155	社団法人日本経済団体連合会	11	電気通信端末機器の技術基準適合認証の一部変更範囲の見直し【新規】		回路又はプログラムの変更(重要な部分の変更は新たな認証の申請が必要)は一部変更の対象となっているが、ごく軽微な変更は一部変更認証を不要とすべきである。		例えば、回路に使用している部品の生産中止に伴う代替品への切替えであって、回路の電流、抵抗値等が変わらない場合や、CPU(中央演算処理装置)のクロック数、メモリーの容量等の変更であって、通信機能に影響を与えない場合などについては、一部変更認証を不要とすることにより、速やかに製品をユーザーに提供することができる。	認証を受けようとする端末機器に係る手数料が減額される場合において当該端末機器が認証を受けた設計に基づき「端末機器と異なる部分を定める件」(平成11年3月5日郵政省告示第166号)	総務省	設計認証および型式認定を受けた端末機器と重要な部分において異なる構造、機能を有する端末機器の設計について、技術基準適合の認証を受けようとする場合(一部変更認証を受けようとする場合)手数料が減額される。この場合、重要な部分において異なる構造、機能を有する端末機器の範囲は、既に認証を受けた端末機器と異なつてよい部分(一部変更範囲)を端末機器の種類ごとに告示で規定することによって明らかにされている。
z0400098	電気通信分野における競争事業者への規制緩和	5071	5071001	米国	11	電気通信/競争事業者への規制緩和		総務省が競争的市場において非支配的事業者のために以下の措置を取ること米国は提言する。 電気通信サービス提供者によるいかなる申請も義務づけない分類免許を与える。 約款認可義務をインターネット上の告示に変え、総務省の事前手続きを撤廃する。 契約サービスについては、全ての許可、届け出義務を撤廃する。 相互接続、委託及びその他の競争事業者間の事業取り決めについては、全ての許可、届け出義務を撤廃する。 固定系サービスプロバイダーの最初の免許取得については、サービスの一般的範囲やネットワークの説明を超えた詳細なコストの理由付け、経理の推測やネットワーク計画情報を提供する義務を撤廃する。 固定系サービスプロバイダーのネットワークの拡大については、全ての認可手続きを撤廃し、一般的な短い説明を求める届け出義務に限定する。 事業者に対して、サービスを提供するために波長ベースのRU(無効にできない)使用権利を獲得し、使用することを許す。		昨年始まった改革を基に、総務省は事業者がビジネスに必要なコストを減らし、顧客が求めるサービスをより迅速に提供することを可能にする不必要な規制の排除への法的基盤を確立した。総務省がこの規制緩和を実行するために左記の措置をとることを提言する		総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400099	携帯着信料金に係る競争環境の整備			-	-	2003年10月24日に日米政府間で対日要望と対米要望の交換を行い、これらに基づき「成長のための日米経済パートナーシップ」における「規制改革及び競争改革イニシアティブ」の3年目の対話が行われている。本要望は当該対日要望と同じものである。対話の成果については、2004年5月頃に公表される報告書を参照されたい。		5071	5071005	米国	11	電気通信 / 携帯着信料金に係る競争環境の整備		米国は日本が以下の措置をとることを提言する。 支配的な無線ネットワークへの競争的な接続料金を保証する日本の電気通信事業法とその2002年の日本の関与に従い、携帯無線着信料金がコストに基づいて設定されているかを評価する客観的で透明な方法を整備し、交渉が失敗した場合仲裁を求められるようにしておく。 携帯事業者との相互接続を固定事業者が求める場合、携帯事業者が小売料金を設定している情動的な権利を排除することによって競争的中立性を整備する。
z0400100	電気通信分野における固定系相互接続に係る接続料金設定過程の改革			-	-	2003年10月24日に日米政府間で対日要望と対米要望の交換を行い、これらに基づき「成長のための日米経済パートナーシップ」における「規制改革及び競争改革イニシアティブ」の3年目の対話が行われている。本要望は当該対日要望と同じものである。対話の成果については、2004年5月頃に公表される報告書を参照されたい。		5071	5071004	米国	11	電気通信 / 固定系相互接続における接続料金設定過程の改革		総務省が(専権事項として)最近長期増分費用方式(LRIC)の実行方法を変えたため、接続料金が大幅に値上がりし、新規参入者のNTTグループ会社と競争する力が深刻に侵食されることが予測される。効率的な競争を確保するために料金設定過程を改革することは外資系及び国内の全ての競争事業者にとって重要な優先問題である。特に、米国は総務省が以下の措置をとることを提言する。 2003年度からの従量接続料金からどのようにNTSコストを排除するかを決定するために、全ての利害関係者のコメント及び見解に公開する形で、接続料金とその体系の一般による見直しを行う。 何らかの新しい制度を導入する前に、NTT東西が既存の月額料金によってNTSコストを吸収できるかどうかを客観的に評価することを開始し結論を出す。 NTT東西に対して透明で公的に立証できる方法で以下の項目を文書で証明させる： 1)正確にどのコストが月額加入者線料金から回収されているのか。 2)それらのコストがどのように認定され、異なるサービス間(ISDN, DSL, 専用線等)でどのように配分されているのか。 3)すでに施設設置負担金や減価償却料金を利用可能な利益マージンで回収されているこれらのコスト回収の前提はなにか。
z0400100	(上記の続き) 電気通信分野における固定系相互接続に係る接続料金設定過程の改革							5071	5071004	米国	12	(上記の続き) 電気通信 / 固定系相互接続における接続料金設定過程の改革		(上記の続き) トラヒックデータが料金精算をすべきと示す場合、清算を行う前に以下の措置をとる： 1)そのようなデータを独立的に監査し、その評価方法を公的に文書で提出し、公表しコメントを募集する。 2)トラヒックデータの入力値の変化と共に、機器単価などの他の入力値も提供させ変更前の全ての変化を盛り込む機会を与える。 3)IP電話への移行や他の先進技術サービスなどの変化によって影響を受ける全てのネットワーク費用計算に、そのような新しいサービスの成長を助けているネットワーク要素からNTTが得ている追加的な収入を考慮する。 NTT東西に対してそれぞれの地域におけるコストの違いを考慮して、コストに基づく接続料金をそれぞれに設定させる。地域事業者間で接続料金に違いをもたせる際には反競争的な価格圧縮の危険(及びそれを防止する措置)を検討する。 広範囲なネットワークアクセス機能へのビル・アンド・キー・コスト回収方法への移行を検討する。 NTT東西間の相互補助の源として接続料金収入を利用する現在の体系を廃止し、そのような補助が競争的に中立なユニバーサル・サービス基金によって補助されるようにする。 支配的事業者の市場力を考慮して、IP電話を提供する事業者間同様、アナログとIPベースの音声電話ネットワーク間の接続協議に関する紛争を解決するために事業者が電気通信紛争処理委員会に助けを求められるよう確約する。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400099	携帯着信料金に係る競争環境の整備	5071	5071005	米国	11	電気通信 / 携帯着信料金に係る競争環境の整備		<p>米国は日本が以下の措置をとることを提言する。</p> <p>支配的な無線ネットワークへの競争的な接続料金を保証する日本の電気通信事業法とその2002年の日本の関与に従い、携帯無線着信料金がコストに基づいて設定されているかを評価する客観的で透明な方法を整備し、交渉が失敗した場合仲裁を求められるようにしておく。</p> <p>携帯事業者との相互接続を固定事業者が求める場合、携帯事業者が小売料金を設定している惰性的な権利を排除することによって競争的中立性を整備する。</p>		<p>ポトルネック設備への競争事業者のアクセスは日本政府の主要目標である施設ベース及びサービスベース競争促進のために必要不可欠なものである。2003年7月に発表された「P4化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」の提言にあるとおり、総務省は変化しつつある市場において競争政策の見直しの必要性を認識している。この状況に鑑み、日本が電気通信のための競争的環境を改善するための具体的な措置をとることができる米国が信じる分野を引き続き確認していく。</p>		総務省	
z0400100	電気通信分野における固定系相互接続に係る接続料金設定過程の改革	5071	5071004	米国	11	電気通信 / 固定系相互接続における接続料金設定過程の改革		<p>総務省が(専権事項として)最近長期増分費用方式(LRIC)の実行方法を変えたため、接続料金が大幅に値上がりし、新規参入者のNTTグループ会社と競争する力が深刻に侵食されることが予測される。効率的な競争を確保するために料金設定過程を改革することは外資系及び国内の全ての競争事業者にとって重要な優先問題である。特に、米国は総務省が以下の措置をとることを提言する。</p> <p>2003年度からの従量接続料金からどのようにNTSコストを排除するかを決定するために、全ての利害関係者のコメント及び見解に公開する形で、接続料金とその体系の一般による見直しを実施する。</p> <p>何らかの新しい制度を導入する前に、NTT東西が既存の月額料金によってNTSコストを回収できるかどうかを客観的に評価することを開始し結論を出す。</p> <p>NTT東西に対して透明で公的に立証できる方法で以下の項目を文書で証明させる：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)正確にどのコストが月額加入者線料金から回収されているのか。 2)それらのコストがどのように認定され、異なるサービス間(ESDN, DSL, 専用線等)でどのように配分されているのか。 3)すでに施設設置負担金や減価償却料金や利用可能な利益マージンで回収されているこれらのコスト回収の前提はなにか。 		<p>ポトルネック設備への競争事業者のアクセスは日本政府の主要目標である施設ベース及びサービスベース競争促進のために必要不可欠なものである。2003年7月に発表された「P4化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」の提言にあるとおり、総務省は変化しつつある市場において競争政策の見直しの必要性を認識している。この状況に鑑み、日本が電気通信のための競争的環境を改善するための具体的な措置をとることができる米国が信じる分野を引き続き確認していく。</p>		総務省	
z0400100	(上記の続き) 電気通信分野における固定系相互接続に係る接続料金設定過程の改革	5071	5071004	米国	12	(上記の続き) 電気通信 / 固定系相互接続における接続料金設定過程の改革		<p>(上記の続き)</p> <p>トラヒックデータが料金精算をすべきと示す場合、清算を行う前に以下の措置をとる：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)そのようなデータを独立的に監査し、その評価方法を公的に文書で提出し、公表しコメントを募集する。 2)トラヒックデータの入力値の変化と共に、機器単価などの他の入力値も提供させ変更前の全ての変化を盛り込む機会を与える。 3)P電話への移行や他の先進技術サービスなどの変化によって影響を受ける全てのネットワーク費用計算に、そのような新しいサービスの成長を助けているネットワーク要素からNTTが得ている追加的な収入を考慮する。 <p>NTT東西に対してそれぞれの地域におけるコストの違いを考慮して、コストに基づく接続料金をそれぞれに設定させる。地域事業者間で接続料金の違いをもたせる際には反競争的な価格圧縮の危険(及びそれを防止する措置)を検討する。</p> <p>広範囲なネットワークアクセス機能へのビルドアンドキープコスト回収方法への移行を検討する。</p> <p>NTT東西間の相互補助の源として接続料金収入を利用する現在の体系を廃止し、そのような補助が競争的に中立なユニバーサルサービス基金によって補助されるようにする。</p> <p>支配的事業者の市場力を考慮して、P電話を提供する事業者間同様、アナログとPベースの音声電話ネットワーク間の接続協議に関する紛争を解決するために事業者が電気通信紛争処理委員会に助けを求められるよう確約する。</p>				総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400101	電気通信分野においてサービスの質における非差別的の確立			-	-	2003年10月24日に日米政府間で対日要望と対米要望の交換を行い、これらに基づき「成長のための日米経済パートナーシップ」における「規制改革及び競争改革イニシアティブ」の3年目の対話が行われている。本要望は当該対日要望と同じものである。対話の成果については、2004年5月頃に公表される報告書を参照されたい。		5071	5071006	米国	11	電気通信 / サービスの質における非差別的の確立		サービスの質における非差別 :アンバンドレ化が求められる施設においては、日本がNTT東西に対して以下の措置をとることを要求するよう米国は提言する： II-D-1. NTT東西がサービスの混乱や質の悪化へ対応しなければならない期間中、小売顧客へ提供されているものと同様のサービス水準合意 (SLA)をその接続約款に盛り込むことを義務づけるべきである。 II-D-2. 卸売顧客に対して施設への合理的なアクセスとともに、その施設を自ら保守する選択肢を与える。
z0400102	電気通信分野における透明性の促進及び規制独立性の強化			-	-	2003年10月24日に日米政府間で対日要望と対米要望の交換を行い、これらに基づき「成長のための日米経済パートナーシップ」における「規制改革及び競争改革イニシアティブ」の3年目の対話が行われている。本要望は当該対日要望と同じものである。対話の成果については、2004年5月頃に公表される報告書を参照されたい。		5071	5071002	米国	11	電気通信 / 透明性の促進及び規制独立性の強化		総務省及びその前身である郵政省は長い間規制決定過程を既得権者の影響から守ることの困難を経験してきた。新規参入者の犠牲を基に、政府との結びつきの歴史を持つ大会社へ恩恵をもたらすという最近の決定は規制の独立とアカウンタビリティ(説明責任)を支持する措置の大きな必要性を証明している。規制の独立性と透明性を強化するために米国は以下の措置を日本がとることを提言する： 規制機能を直接的な政治のコントロールを受けている省庁の権限から離し、完全なる独立機関へ移行する。 NTT株の日本政府保有要件や外国資本、管理役割の制限をなくす。 事業計画や人事決定を含むNTTの経営運営に対する省庁の干渉を排除する。 反競争的行為を処罰するための意味ある制裁当局(罰金徴収、被害の支払命令、免許の差し止め等)を確立し、利用する。 これらの目的のために、以下を含める中期的措置をとる： 1)紛争処理行為の透明性を最大化するなど、日本の電気通信事業紛争処理委員会の運営及びその実行力を強化する。 2)特定の電気通信事業者と何らかの金銭的結びつきのある職員がその事業者の競争的立場に影響を与える決定においていかなる役割も担わないことを確約する基準を公表する。 3)規制案件においてなんらかの役割を持つ総務省幹部職員にかねらの規制管轄下にある会社との関係を示す金銭面での宣誓供述書を提出させる。
z0400102	(上記の続き) 電気通信分野における透明性の促進及び規制独立性の強化							5071	5071002	米国	12	(上記の続き) 電気通信 / 透明性の促進及び規制独立性の強化		(上記の続き) 更なる規制のアカウンタビリティの育成のために、規制決定の再考及び司法によるチェックを可能とする具体的な措置をとり、規制当局者と裁判所が合理的な時間の枠組みの中で効果的にそのような案件を採り上げられるようにすることを保証する。特に、 1)規制当局者の判断や決定によって圧迫を受けたいかなる人もその決定を再考するように請願できる透明な手続きを採用し公表する。 2)規制当局者の判断や決定によって圧迫を受けたいかなる人もその決定を司法チェックにかけよう求められる透明な手続きを採用し公表する。 3)判断や決定の基となる公的記録全てを入手可能とし、特別な利害が規制過程に優先的に入り込まないよう透明な手続きを採用し公表する。 4)総務省主催の研究会の人選プロセスをオープンにして、全ての利害関係者が参加できる機会を与えられるようにする。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400101	電気通信分野においてサービスの質における非差別の確立	5071	5071006	米国	11	電気通信 / サービスの質における非差別の確立		サービスの質における非差別 : アンバンドル化が求められる施設においては、日本がNTT東西に対して以下の措置をとることを要求するよう米国は提言する: II-D-1. NTT東西がサービスの混乱や質の悪化へ対応しなければならない期間中、小売顧客へ提供されているものと同様のサービス水準合意(SLA)をその接続約款に盛り込むことを義務づけるべきである。 II-D-2. 卸売り顧客に対して施設への合理的なアクセスとともに、その施設を自ら保守する選択肢を与える。		ボトleneck設備への競争事業者のアクセスは日本政府の主要目標である施設ベース及びサービスベース競争促進のために必要不可欠なものである。2003年7月に出された「IT化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」の提言にあるとおり、総務省は変化しつつある市場において競争政策の見直しの必要性を認識している。この状況に鑑み、日本が電気通信のための競争的環境を改善するための具体的な措置をとることができることと米国が信じる分野を引き続き確認していく。		総務省	
z0400102	電気通信分野における透明性の促進及び規制独立性の強化	5071	5071002	米国	11	電気通信 / 透明性の促進及び規制独立性の強化		総務省及びその前身である郵政省は長い間規制決定過程を既得権者の影響から守ることの困難を経験してきた。新規参入者の犠牲を基に、政府との結びつきの歴史を持つ大企業へ恩恵をもたらすという最近の決定は規制の独立とアカウンタビリティ(説明責任)を支持する措置の大きな必要性を証明している。規制の独立性と透明性を強化するために米国は以下の措置を日本がとることを提言する: 規制機能を直接的な政治のコントロールを受けている省庁の権限から離し、完全なる独立機関へ移行する。 NTT株の日本政府保有要件や外国資本、管理役割の制限をなくす。 事業計画や人事決定を含むNTTの経営運営に対する省庁の干渉を排除する。 反競争的行為を処罰するための意味ある制裁当局(罰金徴収、被害の支払命令、免許の差し止め等)を確立し、利用する。 これらの目的のために、以下を含める中期的措置をとる: 1)紛争処理行為の透明性を最大化するなど、日本の電気通信事業紛争処理委員会の運営及びその実行力を強化する。 2)特定の電気通信事業者と何らかの金銭的結びつきのある職員がその事業者の競争的立場に影響を与える決定においていかなる役割も担わないことを確約する基準を公表する。 3)規制案件においてなんらかの役割を持つ総務省幹部職員にかけられる規制管轄下にある会社との関係を示す金銭面での宣誓供述書を提出させる。		昨年始まった改革を基に、総務省は事業者がビジネスに必要なコストを減らし、顧客が求めるサービスをより迅速に提供することを可能にする不必要な規制の排除への法的基盤を確立した。総務省がこの規制緩和を実行するために左記の措置をとることを提言する。		総務省	
z0400102	(上記の続き) 電気通信分野における透明性の促進及び規制独立性の強化	5071	5071002	米国	12	(上記の続き) 電気通信 / 透明性の促進及び規制独立性の強化		(上記の続き) 更なる規制のアカウンタビリティの育成のために、規制決定の再考及び司法によるチェックを可能とする具体的な措置をとり、規制当局者と裁判所が合理的な時間の枠組みの中で効果的にそのような案件を採り上げられるようにすることを保証する。特に、 1)規制当局者の判断や決定によって圧迫を受けたいかなる人もその決定を再考するように請願できる透明な手続きを採用し公表する。 2)規制当局者の判断や決定によって圧迫を受けたいかなる人もその決定を司法チェックにかけよう求められる透明な手続きを採用し公表する。 3)判断や決定の基となる公的記録全てを入手可能とし、特別な利害が規制過程に優先的に入り込まないよう透明な手続きを採用し公表する。 4)総務省主催の研究会の承認プロセスをオープンにして、全ての利害関係者が参加できる機会を与えられるようにする。				総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400103	電気通信における支配的事業者による公的ネットワークに敷設されたインターフェースへの管理濫用に対するセーフガードの確立			-	-	2003年10月24日に日米政府間で対日要望と対米要望の交換を行い、これらに基づき「成長のための日米経済パートナーシップ」における「規制改革及び競争改革イニシアティブ」の3年目の対話が行われている。本要望は当該対日要望と同じものである。対話の成果については、2004年5月頃に公表される報告書を参照されたい。		5071	5071007	米国	11	電気通信 / 支配的事業者による公的ネットワークに敷設されたインターフェースへの管理濫用に対するセーフガードの確立		日本政府は端末装置市場における競争を保証する目的の一貫する形で、1990年のネットワーク回線端末装置 (NCTE 合意を整備することを提案されている。その際、支配的事業者による公的ネットワークに敷設されたインターフェースへの管理濫用に対するセーフガードを含めるべきである。
z0400104	電気通信分野における支配的事業者規制及び競争セーフガードの確立			-	-	本件は、本年度の日EU規制改革対話において協議されているところであり、来年5月頃に欧州委員会に提出する予定の書面回答を参照されたい。		5071	5071003	米国	11	電気通信 / 支配的事業者規制及び競争セーフガードの確立		米国政府は、改正された電気通信事業法に基づく規則と省令が日本市場において支配的な地位を保持する事業者特に義務を保持させ、適切な組織にこれらの義務を執行させる権威を与えることを提言する。特に、米国は日本が以下の措置をとることを提言する。 電柱、管路、とら道、線路敷設権への非差別的なコストベースのアクセスを法律あるいは規則において保証し、それらのアクセスに透明な価格設定方法を適用する。 データサービス同様音声サービスについても支配的供給者による価格設定の濫用を評価する方法を確立する (例: インビュテーションテスト)。 NTT東西が新しい種類のサービスへ業務拡大する際のパラメータを遵守しているかの毎年の検査の中で、ネットワークアクセス及び競争事業者への扱いに関する十分なデータを公表する。 競争事業者によって利用されている専用線が合理的で競争的な価格によって提供されているかを評価するために公表された情報に基づく透明な措置を確立する。
z0400104	(上記の続き) 電気通信分野における支配的事業者規制及び競争セーフガードの確立							5071	5071003	米国	12	(上記の続き) 電気通信 / 支配的事業者規制及び競争セーフガードの確立		(上記の続き) 支配的事業者が、規制を受けていないサービスを補填するために、規制を受けているサービスからの収入を反競争的に利用することがないよう規則を設ける (例えば、関係会社との分離取り引きルール)。 報告義務を含め、競争関係実施測定基準及び基準不履行への金銭的罰則を整備する。このような基準は、競争事業者が必要な全てのネットワーク及び施設の提供、サービスの質及び修理や保守において支配的事業者が自分自身あるいはその関係会社への扱いと競合者への扱いを同等にするためのものである。 支配的事業者が彼らの伝統的な独占的サービス以上の業務拡大を求めて入る場合、一つの市場における独占的地位を市場力を獲得するために濫用させない適切なセーフガード措置を遵守させるようにする。
z0400105	電気通信サービスの技術的に中立な規制枠組みの確立			-	-	本件は、本年度の日EU規制改革対話において協議されているところであり、来年5月頃に欧州委員会に提出する予定の書面回答を参照されたい。		5072	5072022	欧州委員会 (EU)	11	電気通信サービスの技術的に中立な規制枠組みの確立		ローカルおよび / もしくは長距離有線市場および無線市場事業における指定事業者が、特に非競争的な行為や接続の防止に関して、同等な権利と義務を得ることができるようにするために、電子通信サービスの技術的に中立な規制枠組みを確立する。まさしく支配的事業者の指定はすべてのサービス市場 (長距離有線市場を含む) で技術的に中立に行われるようにすべきである。市場参入条件への影響の有無を基準とし、事前に設定される特定の基準に基づくべきではない (移動体市場の場合のように)。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400103	電気通信における支配的事業者による公的ネットワークに敷設されたインターフェースへの管理濫用に対するセーフガードの確立	5071	5071007	米国	11	電気通信 / 支配的事業者による公的ネットワークに敷設されたインターフェースへの管理濫用に対するセーフガードの確立		日本政府は端末装置市場における競争を保證する目的と一貫する形で、1990年のネットワーク回線端末装置 (NCTE) 合意を整備することを提案されている。その際、支配的事業者による公的ネットワークに敷設されたインターフェースへの管理濫用に対するセーフガードを含めるべきである。		ポトルネック設備への競合事業者のアクセスは日本政府の主要目標である施設ベース及びサービスベース競争促進のために必要不可欠なものである。2003年7月に出された「IP化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」の提言にあるとおり、総務省は変化しつつある市場において競争政策の見直しの必要性を認識している。この状況に鑑み、日本が電気通信のための競争的環境を改善するための具体的な措置をとることができる米国が信じる分野を引き続き確認していく。		総務省	
z0400104	電気通信分野における支配的事業者規制及び競争セーフガードの確立	5071	5071003	米国	11	電気通信 / 支配的事業者規制及び競争セーフガードの確立		米国政府は、改正された電気通信事業法に基づき規則と省令が日本市場において支配的な地位を保持する事業者特に義務を保持させ、適切な組織にこれらの義務を執行させる権威を与えることを提言する。特に、米国は日本が以下の措置をとることを提言する。 電柱、管路、とつ道、線路敷設権への非差別的なコストベースのアクセスを法律あるいは規則において保証し、それらのアクセスに透明な価格設定方法を適用する。 データサービス同様音声サービスについても支配的供給者による価格設定の濫用を評価する方法を確立する(例:インベンションテスト)。 NTT東西が新しい種類のサービスへ業務拡大する際のパラメータを遵守しているかの毎年の検査の中で、ネットワークアクセス及び競争事業者への扱いに関する十分なデータを公表する。 競争事業者によって利用されている専用線が合理的で競争的な価格によって提供されているかを評価するために公表された情報に基づく透明な措置を確立する。		ポトルネック設備への競合事業者のアクセスは日本政府の主要目標である施設ベース及びサービスベース競争促進のために必要不可欠なものである。2003年7月に出された「IP化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会」の提言にあるとおり、総務省は変化しつつある市場において競争政策の見直しの必要性を認識している。この状況に鑑み、日本が電気通信のための競争的環境を改善するための具体的な措置をとることができる米国が信じる分野を引き続き確認していく。		総務省	
z0400104	(上記の続き) 電気通信分野における支配的事業者規制及び競争セーフガードの確立	5071	5071003	米国	12	(上記の続き) 電気通信 / 支配的事業者規制及び競争セーフガードの確立		(上記の続き) 支配的事業者が、規制を受けていないサービスを補填するために、規制を受けているサービスからの収入を反競争的に利用することがないよう規則を設ける(例えば、関係会社との分離取引規則)。 報告義務を含め、競争関係実施測定基準及び基準不履行への金銭的罰則を整備する。このような基準は、競合事業者が必要な全てのネットワーク及び施設の提供、サービスの質及び修理や保守において支配的事業者が自分自身あるいはその関係会社への扱いと競合者への扱いを同等にするためのものである。 支配的事業者が彼らの伝統的な独占的サービス以上の業務拡大を求めて入る場合、一つの市場における独占的地位を市場力を獲得するために濫用させない適切なセーフガード措置を遵守させるようにする。				総務省	
z0400105	電気通信サービスの技術的に中立な規制枠組みの確立	5072	5072022	欧州委員会 (EU)	11	電気通信サービスの技術的に中立な規制枠組みの確立		ローカルおよび/もしくは長距離有線市場および無線市場事業における指定事業者が、特に非競争的な行為や接続の防止に関して、同等な権利と義務を得ることができるようにするために、電子通信サービスの技術的に中立な規制枠組みを確立する。まさしく支配的事業者の指定はすべてのサービス市場(長距離有線市場を含む)で技術的に中立に行われるようにすべきである。市場参入条件への影響の有無を基準とし、事前に設定される特定の基準に基づくべきではない(移動体市場の場合のように)。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.4.情報社会による。		総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400106	電気通信事業におけるエッセンシャル施設のサービス宣言制度の導入	電気通信事業法第38条 電気通信事業法第38条の2	電気通信事業法第38条の2により、加入者回線を相当な規模で有する事業者のネットワークは、他事業者の事業展開上不可欠であり、利用者の利便性の増進の観点から極めて重要であることから、加入者回線の50%以上を有する事業者のネットワークを第一種指定電気通信設備として指定し、接続約款の認可・公表、認可接続約款による接続協定の締結を義務付けている。	d	-	制度の現状と同じ		5073	5073013	オーストラリア	11	電気通信事業におけるエッセンシャル施設のサービス宣言制度の導入		地域回線以外のボトルネック回線機能やサービスをアンバンドル化されれば、サービス提供における競争が高まる。日本も、パイヤーに対する、サービスの供給に関する特定の条件の規制を認める、サービス宣言の制度を導入すべきである。
z0400107	電気通信事業における共同支配の概念の取込み	電気通信事業法		-	-	本件は、本年度の日EU規制改革対話において協議されているところであり、来年5月頃に欧州委員会に提出する予定の書面回答を参照されたい。		5072	5072024	欧州委員会 (EU)	11	電気通信事業における共同支配の概念の取込み		現在は改正電気通信事業法には含まれていないが、共同支配の概念も日本の規制枠組みにおいて考慮されるべきである。
z0400108	電気通信事業の競争政策の促進	電気通信事業法		-	-	本件は、本年度の日EU規制改革対話において協議されているところであり、来年5月頃に欧州委員会に提出する予定の書面回答を参照されたい。		5072	5072023	欧州委員会 (EU)	11	電気通信事業の競争政策の促進		市場参入条件への影響をもつ事業者の指定は、規制的な義務が適用される以前に、とりわけ長距離および移動体市場において競争調査に従うべきである。関連するプロダクトマーケットの表示リストも発表されるべきである。電気通信市場の競争状況を検討する研究会が2002年9月に設置されたことは、この方向での最初のステップであると見受けられるが、逆に言えば、これはまた、長距離有線および無線市場における競争に関するこのような調査がこれまで確立されていなかったことを裏付けるものでもある。それゆえ、EUは、日本における現在の規制枠組みの基本的構造、およびその結果生ずる、NTT-CCを指定しないとする決定は、透明、客観的かつ非差別的な条件に基づいていないと考える。 「市場の失敗」を是正するためのあらゆる手段が、あらゆる関連市場における支配的事業者を律する法によって、利用できるようにすべきである。また、この点に関して、法はあらかじめテクノロジーによる差別をしてはならない。「市場の失敗」を是正するための規制政策はこのような「失敗」に実質的に対応すべきである。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)	
z0400106	電気通信事業におけるエッセンシャル施設のサービス宣言制度の導入	5073	5073013	オーストラリア	11	電気通信事業におけるエッセンシャル施設のサービス宣言制度の導入		地域回線以外のボトネック回線機能やサービスをアンバンドル化されれば、サービス提供における競争が高まる。日本も、パイヤーに対する、サービスの供給に関する特定の条件の規制を認める、サービス宣言の制度を導入すべきである。		NTTは、他の電気通信事業者に対して地域回線へのアクセスをアンバンドル化しているが、その他のボトネック回線機能やサービスもアンバンドルする必要がある。もし満足な商業上の取り決めが果たされなければ、パイヤーに提供される公表された標準的な条件でのサービス制度(declared service regime)も必要である。規制においては、その他の競争的なボトネックが、地域回線や通話通信の問題を越えて有るかどうかの判断も必要である。規則は、ボトネックが単に技術的なインターフェイスでなく、運用上のプロセスの問題でありつることも認識しなければならない。オーストラリアは、運営上のボトネックに関する多くの問題解決のため、産業機関であるオーストラリア電気通信産業協議会(ACIF - http://www.acif.org.au)のような、産業界の協議や自主規制の機構を、適切に利用することを奨励している。競争する事業者がエッセンシャル施設へアクセスできることは、自由な競争体制にとつての基本原則である。例えば、オーストラリアでは、競争推進の公的機関であるオーストラリア公正取引委員会により、サービスをエッセンシャルであると「宣言」(declaration)する制度がある。「宣言」されたサービスは、本質的にボトネックや独占的なサービスで、それらにアクセス出来なければ、新たに参入する事業者は競争的なサービスを提供できないものである。これらのサービスがエッセンシャルと「宣言」されると、電気通信事業者やそのサービスを中継する電気通信事業者は、「宣言」されたサービスを求めている電気通信事業者やプロバイダーに供給する義務がある。			総務省	
z0400107	電気通信事業における共同支配の概念の取込み	5072	5072024	欧州委員会(EU)	11	電気通信事業における共同支配の概念の取込み		現在は改正電気通信事業法には含まれていないが、共同支配の概念も日本の規制枠組みにおいて考慮されるべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.4.情報社会 による。		総務省		
z0400108	電気通信事業の競争政策の促進	5072	5072023	欧州委員会(EU)	11	電気通信事業の競争政策の促進		市場参入条件への影響をもつ事業者の指定は、規制的な義務が適用される以前に、とりわけ長距離および移動体市場において競争調査に従うべきである。関連するプロダクトマーケットの表示リストも発表されるべきである。電気通信市場の競争状況を検討する研究会が2002年9月に設置されたことは、この方向での最初のステップであると見受けられるが、逆に言えば、これはまた、長距離有線および無線市場における競争に関するこのような調査がこれまで確立されていなかったことを裏付けるものでもある。それゆえ、EUは、日本における現在の規制枠組みの基本的構造、およびその結果生ずる、NTT-CCを指定しないとする決定は、透明、客観的かつ非差別的条件に基づいていないと考える。「市場の失敗」を是正するためのあらゆる手段が、あらゆる関連市場における支配的事業者を律する法によって、利用できるにすべきである。また、この点に関して、法はあらかじめテクノロジーによる差別をしてはならない。「市場の失敗」を是正するための規制政策はこのような「失敗」に実質的に対応すべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.4.情報社会 による。		総務省		

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400109	電気通信市場における競争政策の推進 (CPS制度とNP制度の普及促進)			d	-	優先接続については2001年5月より、サービスが開始され、利用者は自由に事業者を選択できるようになっている。優先接続導入以前は3分9～10円であった市内通話料金も、導入後の競争の進展により3分7.5円～8.2円まで引き下げられた。固定の番号ポータビリティも2001年3月より既にサービスを開始しているところである。		5073	5073014	オーストラリア	11	電気通信市場における競争政策の推進 (CPS制度とNP制度の普及促進)		オーストラリア政府は、日本が、CPSとNPが更なる競争の促進を通じて、消費者、ビジネス、日本経済などにもたらす利益を認識し、両方の方式を日本で確実に普及させることを要望する。
z0400109	(上記の続き) 電気通信市場における競争政策の推進 (CPS制度とNP制度の普及促進)			b	-	携帯電話の番号ポータビリティについては、現在、携帯電話の番号ポータビリティの在り方に関する研究会」において検討中である。 実施時期については、仮に今年度中に方針が決定されたとしても、電気通信事業者の設備の改修が必要となり、平成17年度以降の実施になることが想定される。		5073	5073014	オーストラリア	12	(上記の続き) 電気通信市場における競争政策の推進 (CPS制度とNP制度の普及促進)		
z0400110	電気通信に係る規制機関の独立性の担保			e		WTO/GATS参照文書において規定される電気通信事業者からの独立性の確保については、総務省はいかなる電気通信事業者からも完全に分離されており、既に実施済みである。 規制機関の在り方については、各国の統治制度や市場実態に応じて公正競争促進の観点から最適と思われる制度を各国の責任において採用すべきである。また情報通信は、技術革新が激しく、国家戦略的対応が強く求められる分野であることから、その行政組織は「政策機能」と「規制機能」を、お互いのフィードバックにより機動的・戦略的・総合的に遂行できる両機能が一体となった組織が最適。 我が国の情報通信分野の現状をみると、現体制の下で、ブロードバンド化、料金低廉化に大きな成果をあげており、行政がどのような組織形態を採用するかということよりも、どのように政策において実績をあげていくかが重要であると考ええる。		5073	5073015	オーストラリア	11	電気通信に係る規制機関の独立性の担保		日本は、電気通信に責任のある規制当局が、公平かつ迅速に行動できるように法的な責任を持ち、法的にも機構的にも確実に独立するべきである。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400109	電気通信市場における競争政策の推進(CPS制度とNP制度の普及促進)	5073	5073014	オーストラリア	11	電気通信市場における競争政策の推進(CPS制度とNP制度の普及促進)		オーストラリア政府は、日本が、CPSとNPが更なる競争の促進を通じて、消費者、ビジネス、日本経済などにもたらす利益を認識し、両方の方式を日本で確実に普及させることを要望する。		電気通信市場における競争拡大を図るための主要な前提条件の一つは、消費者に負担をかけずに、消費者の能力で選択できることである。従って、固定と携帯の両方での電話会社事前登録制(優先接続 CPS)と電話番号の移動が可能な制度(Number Portability: NP)の二つの主要な選択がある。CPSによって、消費者は夫々のニーズに最も適した通信サービスの利用が可能になる。このサービスは現在日本では「マイライン」サービスとして提供されている。NPも、多くの費用や不便なしに、消費者が電話会社を変更することが出来るので、同様に重要である。NPは、事業者が製品のマーケットシェアを競うので、競争の促進と、革新の増進や製品の発達をもたらす。		総務省	
z0400109	(上記の続き) 電気通信市場における競争政策の推進(CPS制度とNP制度の普及促進)	5073	5073014	オーストラリア	12	(上記の続き) 電気通信市場における競争政策の推進(CPS制度とNP制度の普及促進)						総務省	
z0400110	電気通信に係る規制機関の独立性の担保	5073	5073015	オーストラリア	11	電気通信に係る規制機関の独立性の担保		日本は、電気通信に責任のある規制当局が、公平かつ迅速に行動できるように法的な責任を持ち、法的にも構造的にも確実に独立するべきである。		市場参入を援助し、競争と末端消費者の利益を保護するための独立した電気通信機関は、他の市場で電気通信部門の促進に成功した場合の主要な要点になっている。事実、国際電気通信連合(ITU)の「世界電気通信開発報告」;テレコム2002の再発見 2002年「World Telecommunications Development Report: Reinventing Telecoms 2002」は、民営化、競争および独立した規制を改革の3つの基本要素として挙げている。 日本では、電気通信の政策と規制機能の両方が総務省の責任になっている。最近の改革によって日本市場はある程度開放されてきたが、今でも総務省が国内の電気通信市場を厳しく規制し、NTT(東と西)やKDDI、日本テレコム、ドコモのような既存の電気通信事業者が市場で支配的な存在を可能にさせているので、潜在的に規制プロセスは政治的になる。ほとんどのOECD加盟国は独立した規制機関が電気通信分野の競争を促し、確かなものにする最も有効的手段であると考えている。無差別で透明なプロセスを確保するためには、完全に独立した規制機関が必要である。日本では、サービスの提供は政策の促進や規制から分離しているが、規制部門が政策部門から独立して運用する能力は明らかでない。このことは公正についての疑問を提起する。 WTOリファレンス、リバーの5条には、規制機関はあらゆる基本電気通信サービスの供給者から独立し、それらに対し説明責任が無いという義務原則を設定している。規制機関による決定や行使される手続は市場に参加する全ての事業者に対し公平でなければならない。		総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400111	電気通信分野に係る規制の緩和	について 日本電信電話株式会社等に関する法律	について NTT持株会社及びNTT東西に対しては、ユニバーサルサービスの提供等公共的責務の適正かつ確実な遂行を確保する観点から、日本電信電話株式会社等に関する法律により、 政府による株式の保有義務 外資規制 役員等の選解任の決議の認可 事業計画の認可 等の規制を課している。	d		について NTT法による規律は、NTT持株会社及びNTT東西によるユニバーサルサービスの提供や基盤的研究開発等公共的責務の適正かつ確実な遂行を確保するためのものであり、NTTの経営に介入することを目的とするものではない。 したがって、これらの規律の在り方については、ユニバーサルサービスの提供や基盤的研究開発の推進及びその成果の普及に問題が生じないか等について十分検証した上で検討すべきものであり、現段階で廃止することは適当でない認識。		5074	5074001	カナダ	11	電気通信分野に係る規制の緩和		法律により通信規制当局に通信事業者からの完全な独立を保証し、日本の通信市場の競争力を高めるため公平性を確保する。NTTと他の通信業者に対して公平な規制措置を実施し、新たに改正された「電気通信事業法」(2003)に沿って規制する。それゆえ、改正法の恩恵をすべての通信事業者に等しく、かつ当局の介入を受けずに行き渡らせるためにNTT法を撤廃する。 相互接続料金を真にコストに基づいたものにするために相互の補助金を撤廃する。現行のNTT東西間のコスト均等化のシステムは、両者の相互補助償行を促し、通信業界の真の競争を阻害する結果になっています。 市場の明確な競争と自由な市場参入を許容するために、(顕著な市場支配力を持つ)支配的通信事業者による非支配的通信事業者やローカルな通信事業者に対する力の乱用の回避を可能にする、非対称的かつ均衡のとれた原則を日本の規制の枠組みの中に確立し、適用する。
z0400111	(上記の続き) 電気通信分野に係る規制の緩和	(上記の続き) について 日本電信電話株式会社等に関する法律 附則第16条第1項	(上記の続き) について NTT東は、平成15年度及び16年度における、NTT東の特定接続料とNTT西の特定接続料が同等の水準となることを確保するため、NTT西に対し、NTT西の接続の業務に要する費用の一部に充てるものとして、接続料に係る原価と実際の接続料収入との差額を基に算定した額の金銭を交付する。	d		(上記の続き) について NTT東西間の金銭交付制度は、相互の補助金に該当するものではなく、NTT東西の接続料を均一とした場合、NTT東は原価を上回る接続料収入を得ることとなる一方、NTT西は原価を下回る接続料収入しか得られなくなることから、NTT東西双方の経営状況を適正に反映するとともに、競争中立性を担保し、NTT東西間の適正な競争に資するために導入することが必要なものである。		5074	5074001	カナダ	12	(上記の続き) 電気通信分野に係る規制の緩和		
z0400111	(上記の続き) 電気通信分野に係る規制の緩和	(上記の続き) について 電気通信事業法 第37条の2、第37条の3	(上記の続き) について 市場支配的な電気通信事業者は、下記の行為をしてはならず、総務大臣が下記に違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止または変更を命ずることができる。 1.他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること 2.その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱をし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な扱いをし、若しくは不利益を与えること 3.他の電気通信事業者又は電気通信設備の製造者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉すること 4.その他、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者による反競争的行為等 上記に違反した場合には、罰則が課される。	d		(上記の続き) について 現行の電気通信事業法においても、既に市場支配的な事業者の反競争的行為に対して変更・停止命令を発出することが可能であり、仮に当該命令に違反した場合には、罰則が課されることとなる。		5074	5074001	カナダ	13	(上記の続き) 電気通信分野に係る規制の緩和		
z0400112	日米電気通信作業部会の運営に係る提案			-	-	2003年10月24日に日米政府間で対日要望と対米要望の交換を行い、これらに基づき「成長のための日米経済パートナーシップ」における「規制改革及び競争改革イニシアティブ」の3年目の対話が行われている。本要望は当該対日要望と同じものである。対話の成果については、2004年5月頃に公表される報告書を参照されたい。		5071	5071008	米国	11	日米電気通信作業部会の運営に係る提案		米国は、可能であるならばゲストスピーカーとして政府及び民間から専門家を招待してその見解を分け合い、作業部会がその対話を強化することを提案する。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400111	電気通信分野に係る規制の緩和	5074	5074001	カナダ	11	電気通信分野に係る規制の緩和		<p>法律により通信規制当局に通信事業者からの完全な独立を保証し、日本の通信市場の競争力を高めるため公平性を確保する。NTTと他の通信業者に対して公平な規制措置を実施し、新たに改正された「電気通信事業法」(2003)に沿って規制する。それゆえ、改正法の恩恵をすべての通信業者に等しく、かつ当局の介入を受けずに行き渡らせるためにNTT法を撤廃する。</p> <p>相互接続料金を真にコストに基づいたものにするために相互の補助金を撤廃する。現行のNTT東西間のコスト均等化のシステムは、両者の相互補助償行を促し、通信業界の真の競争を阻害する結果になっています。</p> <p>市場の明確な競争と自由な市場参入を許容するために、(顕著な市場支配力を持つ)支配的通信事業者による非支配的通信事業者やローカルな通信事業者に対する力の乱用の回避を可能にする、非対称的かつ均衡のとれた原則を日本の規制の枠組みの中に確立し、適用する。</p>		<p>カナダは、日本において昨年通信規制の分野で見られた進展を評価し、特に2003年に改正され、2004年春に施行される予定の新しい「電気通信事業法」を歓迎しています。特に、個々の業務の料金届出義務を撤廃したことは、通信分野での日本の競争力を向上させる重要なステップです。</p> <p>しかし、カナダ政府の見解では、日本の電気通信分野に対するカナダの投資にとって真に妨げとなっていると思われる、ある種の規制の仕組みが残っています。具体的には、料金設定の認可過程の透明性の向上、規制当局者と通信業者の更なる分離、効率的な市場参入を妨げている障壁の撤廃をカナダは望んでいます。また、カナダはNTTの今回の相互接続料金値上げや、それに対して本年7月に即座に総務省が認可したことに対して懸念を抱いています。相互接続に関する諸条件の設定は業者間に差別があってはならず、事業の障壁となってはなりません。</p>		総務省	
z0400111	(上記の続き) 電気通信分野に係る規制の緩和	5074	5074001	カナダ	12	(上記の続き) 電気通信分野に係る規制の緩和						総務省	
z0400111	(上記の続き) 電気通信分野に係る規制の緩和	5074	5074001	カナダ	13	(上記の続き) 電気通信分野に係る規制の緩和						総務省	
z0400112	日米電気通信作業部会の運営に係る提案	5071	5071008	米国	11	日米電気通信作業部会の運営に係る提案		<p>米国は、可能であるならゲストスピーカーとして政府及び民間から専門家を招待してその見解を分け合い、作業部会がその対話を強化することを提案する。</p>		<p>「e-JapanII」において日本は電波認証(RFD)やワイヤレスLANなどの台頭しつつある無線技術が「ユビキタスネットワーク社会」においてそれぞれが特別な役割を担っているであろうことを認識している。日米電気通信作業部会は両国の経験について見解を交換し、台頭しつつある先進無線技術の拡大と利用へ貢献する市場ベースのアプローチを認定し、両国の規制過程の相互理解を促進できる時機を得た機会を提供する。</p>		総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400113	国際基準との整合化の推進			-	-	本件は、本年度の日EU規制改革対話において協議されているところであり、来年5月頃に欧州委員会に提出する予定の書面回答を参照されたい。		5072	5072055	欧州委員会 (EU)	11	国際基準との整合化の推進		日本の関係省庁が規制手続きを簡素化し、より多くの国際基準および性能規格を参照し、適合評価機関承認の基準について、外国の試験・検査機関の無差別化を含み、ISO/IEC基準と慣行との調和を図ることを要望する。
z0400114	外国の適合評価機関の指定に関する情報の明示			-	-	本件は、本年度の日EU規制改革対話において協議されているところであり、来年5月頃に欧州委員会に提出する予定の書面回答を参照されたい。		5072	5072056	欧州委員会 (EU)	11	外国の適合評価機関の指定に関する情報の明示		外国の適合評価機関の指定を認めているすべての法律に関して、包括的な情報の提供を望む。その情報は、使いやすい形式で作成されることを望みたい。すなわち、承認指定に関する日本の基準と該当するISO/IEC基準を対応する形でリストにまとめ、ISO/IEC基準に対して追加的な日本の要件が明確にわかるようにされたい。そのような重要な情報が確実に公表されるひとつの方法は、日本政府が、(i)所轄大臣が外国の適合評価機関を承認できることを規定する法律あるいは施行令、(ii)適合評価機関の承認に適用される基準、(iii)当該基準のISO/IEC基準 / ガイドラインとの整合性の度合いを一挙に示したデータベースを作成することである。
z0400115	IT促進及び電子教育促進に係る特区における規制の特例の全国展開			-	-	2003年10月24日に日米政府間で対日要望と対米要望の交換を行い、これらに基づき「成長のための日米経済パートナーシップ」における「規制改革及び競争改革イニシアティブ」の3年目の対話が行われている。本要望は当該対日要望と同じものである。対話の成果については、2004年5月頃に公表される報告書を参照されたい。		5071	5071013	米国	11	IT促進及び電子教育促進に係る特区における規制の特例の全国展開		IT促進のための特区及び電子教育活用のための教育特区を作る現在の規制緩和措置を適切に全国的に拡大し恒久化する。
z0400116	デジタル・コンテンツの保護の強化			-	-	2003年10月24日に日米政府間で対日要望と対米要望の交換を行い、これらに基づき「成長のための日米経済パートナーシップ」における「規制改革及び競争改革イニシアティブ」の3年目の対話が行われている。本要望は当該対日要望と同じものである。対話の成果については、2004年5月頃に公表される報告書を参照されたい。		5071	5071018	米国	11	デジタル・コンテンツの保護の強化		以下の措置によって、デジタル・コンテンツの保護を強化し、オンライン上の著作権侵害を妨げるため日本政府が達成してきたことをさらに積み重ねていく。 全ての政府機関及び公的機関が著作権侵害によって複製された作品あるいは政府支援のIT資源においてその他の付随行為の蓄積や発信を効果的に防止し、罰ずることを確保する措置をとる。 プロバイダー責任規則等のデジタルコンテンツの著作権侵害を防止する現在の措置を必要に応じてモニター強化する。 日本政府が「一時的蓄積」を認識する公的声明を公表することは、一時的複製の保護の範囲を明確にし、権利保有者へ明確な指針を示す。 技術的保護措置を強化する。 いかなるデジタル権利管理システムも市場主導で、政府によって強制されるものでないことを保証する。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400113	国際基準との整合化の推進	5072	5072055	欧州委員会 (EU)	11	国際基準との整合化の推進		日本の関係省庁が規制手続きを簡素化し、より多くの国際基準および性能規格を参照し、適合評価機関承認の基準について、(外国の試験 検査機関の無差別化を含み) ISO/IEC 基準と慣行との調和を図ることを要望する。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 2.2.1.国際基準の促進 / 外国試験 検査機関の承認 による。		総務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	
z0400114	外国の適合評価機関の指定に関する情報の明示	5072	5072056	欧州委員会 (EU)	11	外国の適合評価機関の指定に関する情報の明示		外国の適合評価機関の指定を認めているすべての法律に関して、包括的な情報の提供を望む。その情報は、使いやすい形式で作成されることを望みたい。すなわち、承認 指定に関する日本の基準と該当するISO/IEC 基準を対応する形でリストにまとめ、ISO/IEC基準に対して追加的な日本の要件が明確にわかるようにされたい。そのような重要な情報が確実に公表されるひとつの方法は、日本政府が、(i)所轄大臣が外国の適合評価機関を承認できることを規定する法律あるいは施行令、(ii)適合評価機関の承認に適用される基準、(iii)当該基準のISO/IEC 基準 / ガイドラインとの整合性の度合いを一挙に示したデータベースを作成することである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 2.2.1.国際基準の促進 / 外国試験 検査機関の承認 による。		総務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	
z0400115	IT促進及び電子教育促進に係る特区における規制の特例の全国展開	5071	5071013	米国	11	IT促進及び電子教育促進に係る特区における規制の特例の全国展開		IT促進のための特区及び電子教育活用のための教育特区を作る現在の規制緩和措置を適切に全国的に拡大し恒久化する。		電子商取引を促進させることは「e- Japan 重点計画 - 2003」における日本の優先政策の一つである。日本は電子取引におけるインターネットの利用を促進する環境を成功裡に育成させてきた。しかしながら、電子商取引の成長を阻害する法的及びその他の障壁が未だ存在している。さらに、日本が2003年重点計画の下、医療や金融分野などの主要な分野においてITの利用を促進しはじめているが、その実行を成功させるためには過度の規制を避けるとともに、透明で意味あるパブリック・コメント機会が必要である。日本の重点計画に沿って、米国は日本政府に左記のことを要請する		総務省 文部科学省	
z0400116	デジタル・コンテンツの保護の強化	5071	5071018	米国	11	デジタル・コンテンツの保護の強化		以下の措置によって、デジタル・コンテンツの保護を強化し、オンライン上の著作権侵害を妨げるため日本政府が達成してきたことをさらに積み重ねていく: 全ての政府機関及び公的機関が著作権侵害によって複製された作品あるいは政府支援のIT資源においてその他の付随行為の蓄積や発信を効果的に防止し、罰することを確保する措置をとる。 プロバイダー責任規則等のデジタルコンテンツの著作権侵害を防止する現在の措置を必要に応じてモニターし強化する。 日本政府が「一時的蓄積」を認識する公的声明を公表することは、一時的複製の保護の範囲を明確にし、権利保有者へ明確な指針を示す。 技術的保護措置を強化する。 いかなるデジタル権利管理システムも市場主導で、政府によって強制されるものでないことを保証する。		日本は日本経済を活性化するためにITとともに知的財産権の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産権の創造、活用、保護において指導的立場に立ちつつ努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が左記の措置をとることを提言する		総務省 文部科学省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400117	郵貯 簡保の見直し	該当法令等なし	郵便貯金事業は郵便貯金法等及び日本郵政公社法に基づき、また簡易生命保険事業は簡易生命保険法及び日本郵政公社法に基づき、日本郵政公社により運営されている。	e	-	郵便貯金及び簡易保険のあり方やその金融サービスの提供については、国民、企業に対する公的規制の問題ではない。したがって、本件は「規制改革要望」には該当しない。なお本件要望に関する状況等を説明すれば、以下の通りである。 郵便貯金・簡易保険の商品開発等は、規制の設定・改廃にあたるものではなくしたがってパブリック・コメント手続きの対象にならないが、簡保商品及び日本郵政公社による元金無保証型の商品の窓口販売又は元売りに関連する法律改正を国会に求める提案の作成に関し、広く一般に情報を提供することの重要性を認識するとともに、民間利害関係者に対し、要請に基づき、総務省職員と意見交換を行う機会を与えることとなっている。 また郵便貯金・簡易保険の商品開発等を行うための法律改正は、民意を反映する国会の場での議論を経て、国民の民主的コントロールの下で決定されているものであり、透明性に欠けることはない。 なお郵政民営化については、経済財政諮問会議において検討中であり、2004年秋頃を目途に最終報告が行われる予定である。		5071	5071081	米国	11	郵貯 簡保の見直し		郵便金融機関(郵便貯金・郵貯、簡易保険「簡保」)が日本の金融市場の効率的な運営に与える影響について経団連、その他の機関が表明している懸念を、米国政府は引き続き共有する。 透明性・簡保商品および日本郵政公社による元本無保証型の郵貯・投資商品の開発及び販売に係る法律の改正案の策定につき、米国政府は、総務省が、関連分野における民間活動に影響を及ぼしうるあらゆる面について、一般市民(外国保険会社も含む)への十分な情報提供および意見の収集を行う手段を講ずることを要請する。それは、保険業界や他の民間関係機関(国内外を含む)が、以下の事項に関し、意見を述べ、また総務省の職員と意見交換する有意義な機会を提供する事を含む。 1)国会提出前の総務省のプランや法案。 2)パブリックコメント手続きの最大限の活用と実施を伴う実施段階前のガイドライン案や他の規制措置。 拡大抑制 米国は日本に対し、郵便金融機関(簡保と郵貯)が民間が提供できるいかなる新規の保険商品の引き受け、或いは新規の元本無保証の投資商品を提供することを、これらの金融機関が享受してきた競争上の利点を取り除かれるまでは、禁ずることを求める。そのために、米国は日本政府に対し、新規の商品に関し、1994年の日米保険協定に規定されている新規商品の検討及び認可手続に関する日本の約束を再確認するよう要請する。
z0400117	(上記の続き) 郵貯 簡保の見直し							5071	5071081	米国	12	(上記の続き) 郵貯 簡保の見直し		(上記の続き) 同スタンダード米国は日本に対し、郵便金融機関と民間の競合会社間の公正な競争確保のため、郵便金融機関に民間と同一の法律、税金、セーフティネットのコスト負担、責任準備金条件、基準、及び規制監視を適用することを提言する。 民営化 米国政府は、2007年4月の郵政民営化を目標に、小泉首相が竹中経済財政金融担当大臣に、簡保、郵貯を含む郵政3事業の民営化プランを、2004年秋までに作成するよう指示したことを特筆する。現行制度のいかなる変更も日本の広範な保険市場における競争及びその効果的な運営に重要な影響を与えるため、民営化に関するすべての意志決定及び実施についてはオープンで透明性のある方法で行われることが重要である。これには、上記V-Aに述べられているものと同様の措置が含まれる。
z0400118	郵便貯金の見直し	該当法令等なし	郵便貯金事業は郵便貯金法等及び日本郵政公社法に基づき、日本郵政公社により運営されている。	e	-	郵便貯金のあり方については、国民、企業に対する公的規制の問題ではない。したがって、本件は「規制改革要望」には該当しない。なお本件要望に関する状況等を説明すれば、以下の通りである。 郵政民営化については、経済財政諮問会議において検討中であり、2004年秋頃を目途に最終報告が行われる予定である。		5021	5021169	社団法人日本経済団体連合会	11	郵便貯金の見直し		「民間にできることは民間に委ねる」との行政改革の基本原則に則り、国民経済の観点から、廃止もしくは民間金融機関との間の公平・公正な競争条件を確保したうえでの分割・民営化による抜本的な改革を行うべきである。また、少なくとも公社形態である間は、業務範囲の拡大を凍結すべきである。
z0400119	郵貯 簡保資金への投資顧問アクセスに関する透明性、公平性の確保	該当法令等なし	郵便貯金事業は郵便貯金法等及び日本郵政公社法に基づき、また簡易生命保険事業は簡易生命保険法及び日本郵政公社法に基づき、日本郵政公社により運営されている。	e	-	日本郵政公社が行う投資顧問会社の選定は、民間企業に対する「規制」ではないことから、本件は規制緩和と要望の対象となるものではないと考えている。なお、公社においては、投資顧問会社を公募により選定しているところと聞いている。		5072	5072036	欧州委員会 (EU)	11	郵貯 簡保資金への投資顧問アクセスに関する透明性、公平性の確保		郵貯 簡保資金の投資一任運用に対する投資顧問のアクセスに関する運用規則はオープンで透明な競争入札を可能とするようなものでなくてはならず、すべての関係者に向けたパブリックコメント手続きを事前に実施すべきである。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400117	郵貯 簡保の見直し	5071	5071081	米国	11	郵貯 簡保の見直し		郵便金融機関(郵便貯金 郵貯、簡易保険 簡保)が日本の金融市場の効率的な運営に与える影響について経団連、その他の機関が表明している懸念を、米国政府は引き続き共有する。 透明性 簡保商品および日本郵政公社による元本無保証型の 郵貯 投資商品の開発及び販売に係る法律の改正案の策定につき、米国政府は、総務省が、関連分野における民間活動に影響を及ぼしうるあらゆる面について、一般市民(外国保険会社も含む)への十分な情報提供および意見の収集を行う手段を講じることを要請する。それは、保険業界や他の民間関係機関(国内外を含む)が、以下の事項に関し、意見を述べ、また総務省の職員と意見交換する有意義な機会を提供する事を含む。 1)国会提出前の総務省のプランや法案。 2)パブリックコメント手続きの最大限の活用と実施を伴う実施段階前のガイドライン案や他の規制措置。 拡大抑制 米国は日本に対し、郵便金融機関(簡保と郵貯)が民間が提供できるいかなる新規の保険商品の引き受け、或いは新規の元本無保証の投資商品を提供することを、これらの金融機関が享受してきた競争上の利点が取り除かれるまでは、禁ずることを求める。そのために、米国は日本政府に対し、新規の商品に関し、1994年の日米保険協定に規定されている新規商品の検討・認可手続に関する日本の約束を再確認するよう要請する。				総務省	
z0400117	(上記の続き) 郵貯 簡保の見直し	5071	5071081	米国	12	(上記の続き) 郵貯 簡保の見直し		(上記の続き) 同一スタンダード 米国は日本に対し、郵便金融機関と民間の競合会社間の公正な競争確保のため、郵便金融機関に民間と同一の法律、税金、セーフティネットのコスト負担、責任準備金条件、基準、及び規制監視を適用することを提言する。 民営化 米国政府は、2007年4月の郵政民営化を目標に、小泉首相が竹中経済財政金融担当大臣に、簡保、郵貯を含む郵政3事業の民営化プランを、2004年秋までに作成するよう指示したことを特筆する。現行制度のいかなる変更も日本の広範な保険市場における競争及びその効果的な運営に重要な影響を与えるため、民営化に関するすべての意志決定及び実施についてはオープンで透明性のある方法で行われることが重要である。これには、上記V-Aに述べられているものと同様の措置が含まれる。				総務省	
z0400118	郵便貯金の見直し	5021	5021169	社団法人日本経済団体連合会	11	郵便貯金の見直し		民間にできることは民間に委ねる」との行政改革の基本原則に則り、国民経済的観点から、廃止もしくは民間金融機関との間の公平・公正な競争条件を確保したうえで分割・民営化による抜本的な改革を行うべきである。また、少なくとも公社形態である間は、業務範囲の拡大を凍結すべきである。		日本郵政公社が発足したが、国家保証や各種税負担の免除といった「官業ゆえの恩典」が温存される等、郵貯事業がこれまで抱えてきた問題は解消されているとは言いがたい。むしろ民間金融機関とのイコールフットディングが確保されないなかで、経営の自由度だけが拡大する歪んだ仕組みとなっている。	日本郵政公社法 郵便貯金法	総務省	日本郵政公社に移行された郵便貯金業務は、「少額貯蓄手段の提供」との制度本来の目的を逸脱して肥大化している。また、納税義務免除等の「官業ゆえの特典」を有し、民間金融機関との公正な競争条件は確保されていない。こうした巨額の資金が市場原理の枠の外に置かれていることで、我が国の効率的な金融市場の発展が阻害されている。
z0400119	郵貯 簡保資金への投資顧問アクセスに関する透明性、公平性の確保	5072	5072036	欧州委員会 (EU)	11	郵貯 簡保資金への投資顧問アクセスに関する透明性、公平性の確保		郵貯 簡保資金の投資一任運用に対する投資顧問のアクセスに関する運用規則はオープンで透明な競争入札を可能とするようなものでなくてはならず、すべての関係者に向けたパブリックコメント手続きを事前に実施すべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.5.3.金融サービス/資産運用による。		総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400120	郵便分野における規制当局の独立性の確保	該当法令等なし	平成 13 年 1 月から総務省の外局 (郵政事業庁) が担ってきた郵便事業は、平成 15 年 4 月より、国とは別の法人格を有する主体として新たに設立された日本郵政公社が担うこととなり、これにより、郵便分野における事業体と規制当局 (総務省郵政行政局) とは、組織的に完全に独立することとなった。	e	-	規制体である国とは別の法人格を有する主体として、事業体である日本郵政公社が平成 15 年 4 月に設立されており、郵便分野における規制当局の独立性は確保されているものと考えられる。 また、利害相反を避けるため、政府における郵便サービス市場の規制の役割と、事業体に対する所有の権利とを明確に分離すべきとの指摘があるが、この点については、日本郵政公社に対する出資の権利を財務省が保有する一方で、総務省が郵便サービス市場の規制の役割を担っており、指摘は当たらないもの。		5072	5072038	欧州委員会 (EU)	11	郵便分野における規制当局の独立性の確保		現行の郵便分野の改革に関し、日本政府は規制当局の独立性の確保を目指すべきである。
z0400121	信書の範囲の縮小	郵便法第 5 条第 2 項 ~ 第 4 項 信書に該当する文書に関する指針	日本郵政公社及び信書便事業の許可を受けた者以外は、他人の信書の送達を業とすることができないこととされている。 信書については、郵便法に規定されている信書の定義に基づき、信書に該当する文書を分かりやすく示すために信書に該当する文書に関する指針を定め、公表している。 この指針では、ダイレクトメールについて、文書自体に個々の受取人が記載されている場合、商品の購入等の利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている場合は、信書に該当するとしている。 一方、専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシ、専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなものについては、信書に該当しないとしているところ。	c, e	-	国民の基本的通信手段である信書の送達については、信書の秘密を保護するとともに、全国あまねく公平なサービスの提供を確保することが重要であるが、その事業はクリームスキミング (例えば、採算性の高い大口利用者のみを対象とするいいとこどり) に極めて脆弱な性格を有しているため、日本郵政公社又は信書便事業の許可を受けた者以外が行うことはできないこととしているもの。 信書については、これまでの判例によって確立されてきた信書に関する概念に基づき、郵便法に定義規定を設け、さらに、この定義規定に基づき信書に該当する文書を分かりやすく示すために「信書に該当する文書に関する指針」を定め、公表しているところであり、信書に該当するかどうかについては、これらに基づき判断されるべきもの。 したがって、日本郵政公社又は信書便事業の許可を受けた者以外が、信書に該当するダイレクトメールなどを送達することは、信書送達に関するユニバーサルサービスの確保の観点から認められない。 なお、指針においては、ダイレクトメールのうち、専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシ、専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなものについては、信書に該当しないとしているところであり、これら信書に該当しないダイレクトメールの送達までを禁止しているものではない。		5116	5116009	中間法人	11	信書の範囲の縮小		ダイレクトメールなど、内容の秘匿の必要性が高くないと見られるものについては、信書の対象から外しても良いのではないかと。
z0400122	信書便事業に係る規制の見直し	該当法令等なし	民間事業者による信書の送達に関する法律は、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、信書の送達の役務のあまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図ることを目的として、平成 15 年 4 月 1 日に施行。 全国全面参入型の一般信書便事業と特定サービス型の特定信書便事業があり、平成 15 年 12 月現在、特定信書便分野について 21 社が許可を受けている。	e	-	「日本の規制改革に関する EU 優先提案」(2003 年 10 月 16 日) によれば、信書便サービスの役務に関する義務と要件を定めるものとして郵便法施行規則第 24 条第 2 項を問題としているが、同項は郵政公社が郵便差出箱をあまねく全国に設置することを定めるものであって、信書便事業者に対して課せられる参入条件ではなく、事実誤認である。 また、本件については、日・EU 規制改革対話東京会合 (11 月 14 日) の場において当方より説明を行い、EU 側からはその際、反論はなかったところである。 なお、一般信書便事業者については、一定の信書便差出箱を全国に設置すること等の参入要件を定めているが、これらの要件は、クリームスキミング (いいとこどり) を防止し、ユニバーサルサービスを確保する上で必要と考えているところ。		5072	5072039	欧州委員会 (EU)	11	信書便事業に係る規制の見直し		信書便サービスの役務に関する義務と要件は、新規参入者による有効競争を可能にする方向に設定すべきである。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400120	郵便分野における規制当局の独立性の確保	5072	5072038	欧州委員会 (EU)	11	郵便分野における規制当局の独立性の確保		現行の郵便分野の改革に関し、日本政府は規制当局の独立性の確保を目指すべきである。		日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.6.郵便サービスによる。		総務省	
z0400121	信書の範囲の縮小	5116	5116009	中間法人	11	信書の範囲の縮小		ダイレクトメールなど、内容の秘匿の必要性が高くないと見られるものについては、信書の対象から外しても良いのではないか。		信書の精神は、確実な配送と秘匿性の高い内容の漏洩回避と思われるが、カードが信書の対象から外れている状況で、ダイレクトメールが依然信書であるのは不自然。ダイレクトメール市場は大きく、これがオープンとなれば、新たなベンチャー市場としても期待できる。	民間事業者による信書の送達に関する法律 2条 郵便法 5条	総務省	MailchiINTERACTIVE
z0400122	信書便事業に係る規制の見直し	5072	5072039	欧州委員会 (EU)	11	信書便事業に係る規制の見直し		信書便サービスの役務に関する義務と要件は、新規参入者による有効競争を可能にする方向に設定すべきである。		日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.6.郵便サービスによる。		総務省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400124	簡易保険の見直し	該当法令等なし	簡易生命保険事業は簡易生命保険法及び日本郵政公社法に基づき、日本郵政公社により運営されている。	e	-	簡易保険のあり方については、国民、企業に対する公的規制の問題ではない。したがって、本件は「規制改革要望」には該当しない。 なお、郵政民営化については、経済財政諮問会議において検討中であり、2004年秋頃を目途に最終報告が行われる予定である。		5021	5021170	社団法人日本経済団体連合会	11	簡易保険の見直し		① 郵政公社において、可能な限り民間生命保険会社との競争条件の同一化を図るとともに、国家保証等の事業特典が存置されることによる影響を排除するために必要な措置を講じるべきである。 ② 本来的には、簡保事業は、既に役割を終えていることから、新契約業務を取りやめ、既契約維持管理業務に特化して段階的に縮小・廃止すべきである。 ③ 仮に将来的にも簡保事業を継続するのであれば、官業としての特典を全廃し、民間生命保険会社との間で競争条件を完全に同一化したうえで民営化を行う。その際、契約者保護の観点等から、簡保事業を既契約維持管理を行う法人と新契約募集を行う法人に分離すべきである。
z0400124	簡易保険の見直し	該当法令等なし	簡易生命保険事業は簡易生命保険法及び日本郵政公社法に基づき、日本郵政公社により運営されている。	e	-	簡易保険のあり方については、国民、企業に対する公的規制の問題ではない。したがって、本件は「規制改革要望」には該当しない。 なお、郵政民営化については、経済財政諮問会議において検討中であり、2004年秋頃を目途に最終報告が行われる予定である。		5082	5082006	社団法人生命保険協会	11	簡易保険の見直し		・郵政公社において、可能な限り民間生命保険会社との競争条件の同一化を図るとともに、国家保証等の事業特典が存置されることによる影響を排除するため、必要な措置を講じる。 ・本来的には、簡保事業は、既に役割を終えていることから、縮小・廃止。仮に将来的にも簡保事業を継続することとされた場合には、官業としての特典を全廃するとともに、規模等の面も含め、民間生保との間で競争条件を完全に同一化した上で民営化。 ・上記抜本的な改革が行われるまでは、民間が担うべき事業領域への進出を企図することがないように簡易保険の商品種類の拡充、商品改定など更なる業務範囲の拡大を禁止する。
z0400125	簡保と民間生命保険とのイコールフィッティングの確立、及び簡保による民間市場侵食の抑制	該当法令等なし	簡易生命保険事業は簡易生命保険法及び日本郵政公社法に基づき、日本郵政公社により運営されている。	e	-	簡易保険のあり方については、国民、企業に対する公的規制の問題ではない。したがって、本件は「規制改革要望」には該当しない。 郵便貯金・簡易保険の商品開発等は、規制の設定・改廃にあたるものではなくしたがってパブリック・コメント手続きの対象にならないが、簡保商品の法律改正を国会に求める提案の作成に関し、広く一般に情報を提供することの重要性を認識するとともに、民間利害関係者に対し、要請に基づき、総務省職員と意見交換を行う機会を与えることとなっている。 なお、郵政民営化については、経済財政諮問会議において検討中であり、2004年秋頃を目途に最終報告が行われる予定である。		5074	5074004	カナダ	11	簡保と民間生命保険とのイコールフィッティングの確立、及び簡保による民間市場侵食の抑制		カナダは、簡保の運営が国内、国外の民間生命保険会社と同じ条件で行われるよう要請します。 また、簡保が現行の形態のままこれ以上民間部門の活動を侵食しないようにするため、日本政府は簡保に対して、民間保険会社が提供できる新商品の開発をしないよう指導する必要があります。これができなければ、日本郵政公社(簡保であれ郵貯であれ)による新規金融サービスはすべて導入前に一般に公表し、意見を求め、当局がそれらの意見を十分考慮し、その上で導入するよう要請します。また、カナダは、郵貯の金融サービスに関連した報告又は法案はすべて、政府により政策決定される前に、一般に公表し、意見を求め、それらを考慮するよう要請します。
z0400126	共済に対する規制の強化(民間競争会社との同スタダートの確立)	該当法令等なし	簡易生命保険事業は簡易生命保険法及び日本郵政公社法に基づき、日本郵政公社により運営されている。	e	-	簡易保険のあり方については、国民、企業に対する公的規制の問題ではない。したがって、本件は「規制改革要望」には該当しない。 なお、郵政民営化については、経済財政諮問会議において検討中であり、2004年秋頃を目途に最終報告が行われる予定である。		5072	5072030	欧州委員会(EU)	11	簡保並びに共済への民間保険会社と同様の規制制度の適用		簡保と共済には、免許を受けた民間保険会社に適用されるのと同じ規制制度が適用されるべきであり、新たな引き受け活動を展開するために規制上および税制上の特典を利用することを慎むべきである。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400124	簡易保険の見直し	5021	5021170	社団法人日本経済団体連合会	11	簡易保険の見直し		① 郵政公社において、可能な限り民間生命保険会社との競争条件の同一化を図るとともに、国家保証等の事業特典が存置されることによる影響を排除するために必要な措置を講じるべきである。 ② 本来的には、簡保事業は、既に役割を終えていることから、新契約業務を取りやめ、既契約維持管理業務に特化して段階的に縮小・廃止すべきである。 ③ 仮に将来的にも簡保事業を継続するのであれば、官業としての特典を全廃し、民間生命保険会社との間で競争条件を完全に同一化したうえで民営化を行う。その際、契約者保護の観点等から、簡保事業を既契約維持管理を行う法人と新契約募集を行う法人に分離すべきである。		簡易保険は国の保証を背景に、民業の補完という本来の趣旨を逸脱して肥大化を続けており、健全な生命保険市場、及び効率的な金融市場の形成の阻害、潜在的な国民負担の発生といった弊害を発生させている。	日本郵政公社法 簡易生命保険法	総務省	郵政公社では、保険金等の支払いの国家保証、保険、貯金、郵便の三事業兼営、諸税の納付免除、といった、民間生保に無い事業特典が存置されており、民間生保に対して著しく競争条件が有利な状況になっている。
z0400124	簡易保険の見直し	5082	5082006	社団法人生命保険協会	11	簡易保険の見直し		郵政公社において、可能な限り民間生命保険会社との競争条件の同一化を図るとともに、国家保証等の事業特典が存置されることによる影響を排除するため、必要な措置を講じる。 本来的には、簡保事業は、既に役割を終えていることから、縮小・廃止。仮に将来的にも簡保事業を継続することとされた場合には、官業としての特典を全廃するとともに、規模等の面も含め、民間生保との間で競争条件を完全に同一化した上で民営化。 上記抜本的な改革が行われるまでは、民間が担うべき事業領域への進出を企図することがないよう、簡易保険の商品種類の拡充、商品改定など更なる業務範囲の拡大を禁止する。		簡易保険は国の保証を背景に、民業の補完という本来の趣旨を逸脱して肥大化を続けており、健全な生命保険市場の形成の阻害・効率的な金融市場の形成の阻害・国民負担の発生といった弊害を発生させている。	中央省庁等改革基本法、日本郵政公社法、簡易生命保険法	総務省	
z0400125	簡保と民間生命保険とのイコールフィッティングの確立、及び簡保による民間市場侵食の抑制	5074	5074004	カナダ	11	簡保と民間生命保険とのイコールフィッティングの確立、及び簡保による民間市場侵食の抑制		カナダは、簡保の運営が国内、国外の民間生命保険会社と同じ条件で行われるよう要請致します。 また、簡保が現行の形態のままこれ以上民間部門の活動を侵食しないようにするため、日本政府は簡保に対して、民間保険会社が提供できる新商品の開発をしないよう指導する必要があります。これができなければ、日本郵政公社(簡保であれ郵貯であれ)による新規金融サービスはすべて導入前に一般に公表し、意見を求め、当局がそれらの意見を十分考慮し、その上で導入するよう要請致します。また、カナダは、郵貯の金融サービスに関連した報告又は法案はすべて、政府により政策決定される前に、一般に公表し、意見を求め、それらを考慮するよう要請致します。		簡易保険制度(簡保)は日本の生保資産の40%のシェアを占めています。日本郵政公社の設立は、同制度の改革に向けた具体的なステップです。しかし、これによって、民間生保には定期的な監督・検査が実施される反面、簡保はこの監督・検査の対象にならないという事実は変わりません。簡保は、保険業法、金融商品販売法、商法の適用も受けていません。さらに、簡保は金融庁の監督下にもありません。また、それ故その商品は政府により十分に保証されているため、生命保険契約者保護機構に出資することも義務づけられていません。		総務省	
z0400126	共済に対する規制の強化(民間競争会社との同スタダートの確立)	5072	5072030	欧州委員会(EU)	11	簡保並びに共済への民間保険会社と同様の規制制度の適用		簡保と共済には、免許を受けた民間保険会社に適用されるのと同じ規制制度が適用されるべきであり、新たな引き受け活動を展開するために規制上および税制上の特典を利用することを慎むべきである。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.5.1.金融サービス/保険部門による。		総務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z0400127	金融分野での規制・監督に関する透明性の改善	該当法令等なし	郵便貯金事業は郵便貯金法等及び日本郵政公社法に基づき、また簡易生命保険事業は簡易生命保険法及び日本郵政公社法に基づき、日本郵政公社により運営されている。	e	-	郵便貯金・簡易保険の商品開発等は、規制の設定・改廃にあたるものではなくしたがってパブリック・コメント手続きの対象にならないが、簡保商品及び日本郵政公社による元金無保証型の商品の窓口販売又は元売りに関連する法律改正を国会に求める提案の作成に関し、広く一般に情報を提供することの重要性を認識するとともに、民間利害関係者に対し、要請に基づき、総務省職員と意見交換を行う機会を与えることとなっている。 また郵便貯金・簡易保険の商品開発等を行うための法律改正は、民意を反映する国会の場での議論を得て、国民の民主的コントロールの下で決定されているものであり、透明性に欠けることはない。		5071	5071066	米国	11	金融分野での規制・監督に関する透明性の改善		金融分野での規制・監督に関する慣行の透明性を改善するため、米国は以下の措置が可能な限り早期に実施されることを歓迎する。 特殊法人等の事業を詳細に見直し、民間との競合を回避するとの公表された目標に整合するよう、既存の競争状況に影響を与えるような、郵便金融機関(郵貯ならびに簡保)による新たな金融サービス事業案に関連するすべての報告書、商品やサービスに対する認可要求や立法措置は、導入前に、時宜にかなうようにかつ完全に公示されパブリック・コメントや検討の対象となるよう要望する。
z0410001	特区における5GH帯無線アクセスシステムの利用促進の全国展開			-	-	2003年10月24日に日米政府間で対日要望と対米要望の交換を行い、これらに基づき「成長のための日米経済パートナーシップ」における「規制改革及び競争改革イニシアティブ」の3年目の対話が行われている。本要望は当該対日要望と同じものである。対話の成果については、2004年5月頃に公表される報告書を参照されたい。		5071	5071009	米国	11	特区における5GH帯無線アクセスシステムの利用促進の全国展開	405 406	米国は、2003年6月のWRC合意と一貫する形で、日本が特区において5GH帯における無線アクセスシステムの利用を促進する経験及び、そのようなシステムの全国的拡大計画を報告することを提案する。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0400127	金融分野での規制・監督に関する透明性の改善	5071	5071066	米国	11	金融分野での規制・監督に関する透明性の改善		金融分野での規制・監督に関する慣行の透明性を改善するため、米国は以下の措置が可能な限り早期に実施されることを歓迎する。 特殊法人等の事業を詳細に見直し、民間との競争を回避するとの公表された目標に整合するよう、既存の競争状況に影響を与えるような、郵便金融機関(郵貯ならびに簡保)による新たな金融サービス事業案に関連するすべての報告書、商品やサービスに対する認可要求や立法措置は、導入前に、時宜にかなうようかつ完全に公示されパブリック・コメントや検討の対象となるよう要望する。				総務省	
z0410001	特区における5GHz帯無線アクセスシステムの利用促進の全国展開	5071	5071009	米国	11	特区における5GHz帯無線アクセスシステムの利用促進の全国展開	405 406	米国は、2003年6月のWRC合意と一貫する形で、日本が特区において5GHz帯における無線アクセスシステムの利用を促進する経験及び、そのようなシステムの全国的拡大計画を報告することを提案する。		「e-JapanII」において日本は電波認証(RFD)やワイヤレスLANなどの台頭しつつある無線技術が「ユビキタスネットワーク社会」においてそれぞれが特別な役割を担っているであろうことを認識している。日米電気通信作業部会は両国の経験について見解を交換し、台頭しつつある先進無線技術の拡大と利用へ貢献する市場ベースのアプローチを認定し、両国の規制過程の相互理解を促進できる時機を得た機会を提供する。		総務省	